

英国の地方自治

令和5年度(2023年度)改訂版

LOCAL GOVERNMENT IN THE UNITED KINGDOM



一般財団法人

自治体国際化協会

この冊子は、地方公共団体金融機構との共同調査研究事業として作成されたものです。

「海外の地方自治」の発刊について

当協会では、海外事務所の所管国における地方自治制度をまとめた「各国の地方自治」シリーズを発行しています。

このシリーズは、所管国における政治・社会・経済情勢や、地方行財政等に関わる海外の情報を紹介し、地方自治行政の参考に資することを目的として、地方公共団体金融機構との共同調査研究事業として発行しております。

「私的使用のための複製」や「引用」等の著作権法上認められた場合を除き、本誌から複製・転載等を行いたい場合には、以下問い合わせ先までご相談ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

E-Mail: kikaku@clair.or.jp

はじめに

英国の地方自治は、政治、社会、経済状況の変遷や、二大政党制の下での政権交代に伴い、様々な改革が絶え間なく時に大胆に行われ、日々刻々と変化しているのが特徴である。

現在、英国は大きな転換点を迎えている。2016年6月に実施された英国のEU離脱の是非を問う国民投票において離脱派が勝利し、退陣したキャメロン保守党政権の後を受けて2016年7月にメイ保守党政権が発足、その後2019年7月に、メイ首相の後任としてボリス・ジョンソン前外相が首相に就任した。ジョンソン政権下で実施された2019年12月の総選挙において、保守党が単独過半数を超える365議席を獲得する圧勝を遂げ、2020年1月24日、英国下院にて新離脱協定案を国内で法制化するための法律が可決され、1月31日EUを正式に離脱した。

英国はようやくEU離脱を実現したものの、離脱に際して取りまとめられた北アイルランド議定書への抗議として2022年5月以降、北アイルランド政府の大臣職が長期間にわたり空席となる事態や、EU離脱によって英国経済が縮小している旨をロンドン市長が表明するなど、2024年を迎えた現在でも離脱に伴う課題への対応や離脱後の状況分析が続いているところである。

一方で、リーマンショック後に生じた財政赤字縮小のため、政府全体としての財政緊縮策は継続されており、自主財源に乏しい地方財政が政府補助金の大幅なカット等によりかつてないほど厳しい状況に置かれている状況に変わりはない。

こうした中、当協会ロンドン事務所を通して行った既存の調査を基盤に、日々変化している最新の情報をできるだけ速やかに、かつ包括的に紹介できるよう「英国の地方自治」の改訂作業を進め、このたび、令和5年度（2023年度）版を取りまとめた。

本書が英国の地方自治の包括的な概説書として、各地方公共団体や地方自治関係者によって大いに活用され、英国の多様な地方自治制度を理解する上で一助となることを願ってやまない。

なお、ロンドン事務所においては、本書の改訂のほか、ホームページでも英国の地方行政全般にわたる最新情報を随時更新するとともに、その利用の便についても絶えず改善に努めてきている。本書と併せてご活用いただきたい。[\(https://www.jlge.org.uk/jp/\)](https://www.jlge.org.uk/jp/)

最後に、今回の本書の執筆に当たっては言語面の制約等がある中で、可能な限り正確を期したつもりであるが、改善すべきお気づきの点があれば、是非ご指摘、ご教示願えれば幸いです。

令和6年3月

一般財団法人自治体国際化協会 ロンドン事務所長

目次

第1章 国政概要と地方自治体の法律上の位置づけ	1
第1節 基礎情報	1
第2節 英国政府（中央政府）の構造.....	2
第3節 英国議会の現状.....	2
1 現状の勢力図	2
2 任期固定法の制定・廃止、議会解散・招集法の制定	3
3 議会改革の現状.....	4
4 「イングランドの法律のためのイングランドの票」の制度化及び廃止	4
第4節 サッチャー政権からスナク政権までの経緯.....	4
1 サッチャー保守党政権（1979.5～1990.11）	4
2 メージャー保守党政権（1990.11～1997.5）	5
3 ブレア労働党政権（1997.5～2007.6）	5
4 ブラウン労働党政権（2007.6～2010.5）	5
5 キャメロン保守党・クレグ自由民主党連立政権（2010.5～2015.5）	6
6 キャメロン保守党政権（2015.5～2016.7）	6
7 メイ保守党政権（2016.7～2019.6）	7
8 ジョンソン保守党政権（2019.7～2022.9）	7
9 トラス保守党政権（2022.9～2022.10）	8
10 スナク保守党政権（2022.10～現在）	8
第5節 EU との関係	8
第6節 地方自治体の法律上の位置づけと役割の変遷	11
第2章 地方自治体等の種別構成とその機能	13
第1節 地方自治体の種別構成.....	13
1 地方自治体の種別構成.....	13
2 地方自治体の機能	15
第2節 グレーター・ロンドン・オーソリティー（GLA）	18
1 構成及び役割	18
2 市長の権限.....	20
3 ロンドン議会の権限	20
4 ロンドン議会の選挙	21
5 予算	21
第3節 シティ・オブ・ロンドン・コーポレーション	24
第4節 パリッシュ	24

第3章	地方自治体の議会と執行機関の関係	26
第1節	各地方自治体における議会と執行機関の関係	26
1	「リーダー（議会が選任する首長）と内閣」制 (Leader and Cabinet)	26
2	「メイヤー（直接公選首長）と内閣」制 (Mayor and Cabinet)	28
3	「委員会」制 (Committee)	30
第2節	主な改革の推移	31
1	2000年地方自治法 (Local Government Act 2000) による改革	31
2	2011年地域主義法 (Localism Act 2011) による改革	31
第3節	「メイヤー(直接公選首長)と内閣」制の採用に係る選挙結果	31
第4章	地方自治体の構成員（議員、首長、事務職員）	38
第1節	議員 (Councillors)	38
1	議員の役割	39
2	議員の任期	39
3	議員報酬	39
第2節	首長 (Directly Elected Mayors)	41
第3節	事務職員 (Officers)	41
1	事務総長 (通常 Chief Executive, 他に Managing Director, Town Clerk 等とも称する。)	41
2	法定職	42
3	採用・異動・任命	42
4	雇用条件	43
第4節	議員と事務職員	43
1	議員と事務職員との関係	43
2	事務職員の政治的中立性	44
3	政務補助員 (Political Assistant)	44
4	議会による事務職員の解雇	44
第5節	「2011年地域主義法」による倫理規定	44
第5章	選挙制度	45
第1節	英国の選挙制度	45
1	選挙の種類	45
2	選挙の方法	45
第2節	地方選挙区の定数	47
第3節	選挙日程	47
第4節	有権者	48
第5節	被選挙権者	49
第6節	選挙区割り	49

第7節	選挙人登録.....	49
1	選挙人登録.....	49
2	2000年国民代表法.....	50
3	2006年選挙管理法.....	50
4	2013年選挙登録及び選挙事務法.....	51
5	2022年選挙法.....	51
第8節	マニフェスト.....	51
第9節	インターネットによる選挙運動.....	51
第10節	地方選挙の状況.....	51
1	直近の選挙結果.....	51
2	投票率向上への取組.....	52
第6章	地方財政.....	53
第1節	地方自治体の歳入歳出構造.....	53
1	概要.....	53
2	政府全体の財政再建への取組と地方財政への影響.....	53
3	地方自治体の歳入構造.....	55
4	経常会計 (Revenue Account).....	57
5	資本会計(Capital Account).....	60
第2節	地方税制度.....	62
1	地方税の歴史.....	62
2	カウンシル・タックス (Council Tax).....	63
第3節	経常会計に係る一般補助金.....	65
1	地方交付金 (Revenue Support Grant).....	66
2	ノン・ドメスティック・レート交付金 (Redistributed Non Domestic Rate)	67
第4節	経常会計に係る特定補助金.....	70
1	概要.....	70
2	特定補助金の使途制限.....	70
第5節	資本会計に係る補助金.....	73
第6節	借入金.....	73
1	概要.....	73
2	増加収税財源措置 (Tax Increment Finance).....	73
第7節	新たな資金調達方法.....	74
第7章	地方分権.....	75
第1節	スコットランド、ウェールズ、北アイルランドへの分権.....	75
1	スコットランド.....	75

2	ウェールズ.....	80
3	北アイルランド.....	83
第2節	イングランド内での分権とスコットランド、ウェールズ、北アイルランドでの 地方自治体への分権.....	86
1	イングランド.....	86
2	スコットランド.....	98
3	ウェールズ.....	98
4	北アイルランド.....	99
第8章	民間部門とのパートナーシップ.....	100
第1節	英国における民間活力の導入.....	100
1	PFI / PPP とは.....	100
2	導入以降の経緯.....	100
3	地方自治体と PFI.....	101
第2節	企業と地方自治体のパートナーシップによる地域活性化ービジネス改善地区 (Business Improvement Districts: BID)	101
1	BID とは	102
2	導入から現在までの経緯	102
3	設立要件	102
4	地方自治体の役割	102
5	BID により提供されるサービス	103
6	BID を活用する利点	103
7	新たな BID	103
第3節	地域産業パートナーシップ (Local Enterprise Partnership : LEP)	104
1	LEP とは.....	104
2	導入の経緯.....	104
3	LEP と RDA の違い	105
4	LEP の設置条件.....	105
5	LEP の役割.....	105
6	LEP の廃止.....	107
第4節	規制緩和地区	107
1	エンタープライズ・ゾーン (Enterprise Zone)	107
2	フリーポート (Free Port)	109
3	インベストメントゾーン (Investment Zone)	109
第5節	公共団体と民間団体の連携事例	109
第9章	効率性・改善のしくみ.....	111
第1節	効率性・改善の取組の変遷	111

1	2012年公共サービス（社会的価値）法.....	112
2	イングランド以外の動き	112
第2節	監査制度	113
1	内部監査	113
2	外部監査	113
参考文献		116

注) 本冊子記載の内容は、明示のない限り主にイングランドを対象としている。

第1章 国政概要と地方自治体の法律上の位置づけ

第1節 基礎情報

国名	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの4つの地域から成る
国土面積	24万3,610 km ² (日本の0.65倍)
人口	6,703万人 (2021年 ¹) イングランド: 5,654万人 (84.4%) スコットランド: 548万人 (8.2%) ウェールズ: 311万人 (4.6%) 北アイルランド: 191万人 (2.8%)
首都	ロンドン
主要言語	英語 (一部地域で、ウェールズ語、ゲール語も併用)
通貨	スターリングポンド
為替レート	1ポンド=180円 (2024年1月時点) ²
GDP	名目 3兆5,900億ドル (2024年 IMF ³) ※日本は4兆2,900億ドル 一人当たり 52,430ドル (2024年 IMF ⁴) ※日本は34,550ドル/人
政体	立憲君主制
元首	チャールズ三世国王
首相	リシ・スナク (保守党)
内閣	スナク保守党政権<2022年10月発足>
国会	上院(House of Lords)、下院(House of Commons)の二院制

【表1-1 英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)の成立過程】

1536-42年	イングランド・ウェールズ連合法の制定: イングランドとウェールズの行政と立法が統合され、ウェールズが国会に代表者を送り込むようになる。
1642-51年	市民戦争(国王と国会の戦争)
1649年	国王チャールズ1世の処刑(清教徒革命)
1653-58年	クロムウェル、護民官となる。この間、スコットランドもクロムウェルの統治下に入る。
1660年	王政復古、チャールズ2世即位。スコットランドとイングランドの統治を

¹ Office for National Statistics, 『Population estimates for the UK, England, Wales, Scotland and Northern Ireland: mid-2021』, (2022年12月21日発行)

[<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/populationestimates/bulletins/annualmidyearpopulationestimates/mid2021>] (最終検索日: 2024年2月20日)

² 以下本文ではこのレートを適用。

³ International Monetary Fund 『IMF DATAMAPPER GDP, current prices』 (2024年)

[<https://www.imf.org/external/datamapper/NGDPD@WEO/OEMDC/ADVEC/WEOWORLD/GBR>] (最終検索日: 2024年2月20日)

⁴ International Monetary Fund 『IMF DATAMAPPER GDP per capita, current prices』 (2024年)

[<https://www.imf.org/external/datamapper/NGDPDPC@WEO/OEMDC/ADVEC/WEOWORLD>] (最終検索日: 2024年2月20日)

	分離
1688年	名誉革命
1707年	イングランドとスコットランドの国会が統合、グレートブリテンとなる。
1801年	グレートブリテンとアイルランドの統合 <連合王国の成立>
1914-18年	第一次世界大戦
1921年	アイルランドの独立。ただし、北アイルランドは連合王国に残る。
1939-45年	第二次世界大戦
1973年	連合王国、ECに加盟（1993年EU発足）
1975年	EC加盟継続に係る国民投票を実施、残留派が離脱派を上回る。
1997年	スコットランド議会及びウェールズ議会の設置に係る住民投票を実施、いずれも議会設置賛成派が反対派を上回る。
1998年	北アイルランド議会の設置に係る住民投票を実施、議会設置賛成派が反対派を上回る。
1999年	スコットランドに議会を設置し、大幅な権限移譲。ウェールズ及び北アイルランドにも議会を設置し、相当の権限を移譲。
2014年	スコットランド独立に係る住民投票を実施、独立反対が賛成を上回る（投票日：9月18日）。
2016年	EU離脱に係る国民投票を実施、離脱派が残留派を上回る（投票日：6月23日）。
2020年	EU離脱（1月31日）、EU離脱に伴う移行期間の終了（12月31日）

第2節 英国政府(中央政府)の構造

英国は国王を擁する立憲君主制の国であり、国王は、議会の召集・解散の布告等、法律の裁可、さらには内閣や裁判官の任免、条約の締結、軍隊の統率等に関する形式上の権限を持っている。

内閣は議会に対して責任を負い、議会の信任を失えば総辞職するか、議会を解散するという議院内閣制を採用している。この議院内閣制は名誉革命後の議会の優位、政党の発達によってもたらされたものである。

首相は、通常、下院で第一党になった政党の党首が、国王によって任命され、閣僚は首相の推薦によって国王が任命する。日本においては内閣法により内閣の首長としての総理大臣の地位及び閣議の役割を明確にしているが、英国では内閣は法律上一定の地位が明記されている訳ではない。閣議に席を置く閣僚は最大22名と定められている。

第3節 英国議会の現状

1 現状の勢力図

英国議会は上院(House of Lords)と下院(House of Commons)の二院制であるが、上院議員は選挙による選出ではなく任期も終身であるのに対し、下院議員は任期が5年であり、総選挙で選出されている。直近の下院選挙（総選挙）は2019年12月12日（木）に実施された。

2017年から2年ぶりとなる2019年の総選挙は、実施の直接のきっかけとなったEUからの離脱の是非が争点となった。

2017年の選挙で保守党は第一党を維持したものの、過半数の議席を獲得した政党が無い

「Hung Parliament」の状態となっていた。2019年の選挙で保守党は前回選挙より48議席を上乗せし過半数326を上回る365議席を獲得し、これはサッチャー政権時に行われた1987年の総選挙以来の圧勝となった。第二党の労働党は前回より59議席を減らし203議席にとどまり、1935年の総選挙以来の惨敗を喫した。一方で、スコットランドの独立を掲げるスコットランド国民党（SNP）は前回より13議席増の48議席となった。

2024年2月時点の政党別の下院議席数、上院議席数は表1-2のとおりである。

【表1-2 政党別議席数】⁵

下院		上院	
保守党	349	保守党	272
労働党	199	無所属議員席	183
スコットランド国民党	43	労働党	173
英国独立党	18	自由民主党	80
自由民主党	15	無所属	37
民主統一党	8	大主教等	26
シン・フェイン党	7	民主統一党	6
プライド・カムリ党	3	緑の党	2
社会民主労働党	2	アルスター統一党	2
その他	6	その他	4
計	650	計	785

2 任期固定法の制定・廃止、議会解散・招集法の制定

下院は任期が5年ながら首相の判断により議会を解散できる仕組みであったが、保守党・自由民主党連立政権は政権の安定化を狙って2011年任期固定法（Fixed-term Parliaments Act 2011）を制定した。これにより原則として総選挙は2015年5月以降、5年ごとに実施されることになった（下院が3分の2以上で総選挙実施の議案を可決した場合、又は内閣不信任案が可決された場合に総選挙の前倒しはあり得る）。しかし、2022年に議会解散・招集法（Dissolution and Calling of Parliament Act 2022）が制定され、再び、首相の判断で下院を解散することが可能となった。その背景には、EU離脱に際して3度の早期総選挙実施を求める動議を提出したものの、可決に必要な下院の3分の2の賛成を得られず政治が停滞し、2019年の総選挙において保守党と労働党が2011年任期固定法の廃止を公約とした経緯がある。

⁵ United Kingdom Parliament, 『MPs and Lords』 [<https://members.parliament.uk/>]（最終検索日：2024年2月20日）

3 議会改革の現状

下院の議席数に関して、2010年に誕生した保守党・自由民主党の連立政権は、2011年2月16日に、2011年議会選挙制度及び選挙区法（Parliamentary Voting System and Constituencies Act 2011）を制定し、現在の小選挙区数を650から600に削減することが定められたものの、未だ定数の削減には至っていない。

一方、議員の選出が選挙によらない上院のあり方についても、従来様々な議論がある。

1997年に政権の座についた労働党は、総選挙時のマニフェストにおいて「上院は改革されるべきだ」との書き出しで上院改革を政権公約として挙げ、政権発足後上院改革に着手した。マニフェストでは、まず、第一段階として上院における世襲貴族の議席と投票権をなくし、その後上院の権限と組織の抜本的見直しを行うこととしていた。しかしながら、1999年に750人ほどいた世襲議員を92人に削減したものの、その後改革は足踏み状態となった。

保守党・自由民主党の連立政権は2011年5月17日に上院の定員削減、任期を3議会期とすること等を盛り込んだ上院改革法案を提出した。しかしながら、保守党議員の根強い反発もあり、2012年8月には法案が取り下げられた。

4 「イングランドの法律のためのイングランドの票」の制度化及び廃止

イングランド以外の英国の地域（スコットランド、ウェールズ、北アイルランド）への分権が進展した結果、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの選挙区選出の下院議員が、イングランドに係る法案について下院で投票することが可能であるのに対し、イングランドの選挙区選出の下院議員は、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドに係る法案について下院で投票することができないという矛盾が英国議会の課題とされていた。そこで下院は、2015年10月、イングランドのみ（又はイングランドとウェールズのみ）に関係する法案について、下院での審議プロセスを変更し、法案の立法化過程におけるイングランド（又はイングランドあるいはウェールズ）の選挙区から選出されている下院議員の決定権を強化する政府案を承認した⁶。

これにより、長年の課題について解決策がもたらされることとなったが、この制度は2020年4月に、新型コロナウイルス感染症対応時に議会手続を迅速化するために一時停止された。その後、内閣府より、議会手続の合理化のためにこの制度を廃止することが提案され、2021年7月に下院の承認を受けて廃止されることとなった。

第4節 サッチャー政権からスナク政権までの経緯

1 サッチャー保守党政権(1979.5～1990.11)

1970年代の末にはいわゆる英国病⁷に悩まされたものの、80年代半ばの英国はサッチャー

⁶ 一般財団法人自治体国際化協会ロンドン事務所、『自治体国際化協会ロンドン事務所マンスリートピック』（2016年1月発行）[https://www.ilgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2016/02/uk_jan_16_01.pdf]（最終検索日：2024年2月20日）

⁷ 無料で医療サービスが受けられる国営医療サービス（NHS）をはじめとする社会保障制度を維持するための負担増加や、石炭・鉄鋼・運輸等の基幹産業の国有化政策や労使紛争の多発等による国際競争力の低下等の社会的・経済的な英国病問題。

政権下で経済の好況と国際的地位の向上を享受し、「強い英国」を実現するに至った。マーガレット・サッチャー氏は 1979 年 5 月以来、保守党党首として英国史上、前例のない連続三選を果たし、英国の地方制度、教育面等の改革と民営化政策といったラディカルな改革を推進した。自由競争的市場経済政策、小さな政府達成等に代表されるサッチャー首相時代の一連の政策—サッチャリズムは、単に支出を制限し効率的な行政を実現することに主眼が置かれただけではなく、英国政府への中央集権化とともに、行政サービスの民営化を推し進めた。

2 メージャー保守党政権(1990.11～1997.5)

サッチャー首相の後継者としてジョン・メージャー氏が 1997 年まで二期にわたり保守党政権を続行した。メージャー政権はサッチャー政権時の欧州政策とコミュニティ・チャージ（第 6 章第 2 節参照）の手直しを行ったものの、経済政策や行政改革等の政治の大枠はサッチャリズムを継承した。その中において、1992 年に当時のラモント財務相により提唱されたプライベート・ファイナンス・イニシアチブ（PFI）は、公共部門の中に民間部門の資金、経営・創造能力を直接取り込もうとする手法として、注目を集めた。

3 ブレア労働党政権(1997.5～2007.6)

1997 年 5 月の総選挙においてトニー・ブレア氏が率いる労働党が 18 年ぶりに政権についた。サッチャー政権時に低迷した労働党はサッチャリズムに対抗する道を真剣に模索し、党内左派を抑え、「第 3 の道」を選択することとなった。「第 3 の道」とは「社会経済の国家管理、平等主義、完璧な福祉国家を目指すのでもなく、サッチャー首相が導入した小さな政府、市場主義原理を推し進めるのでもなく、その双方の枠を超えて決然たる（decisively）道を進もうとする」ことだとされる（1998 年フェビアン協会パンフレット「第 3 の道」より）。結果的に、ブレア政権は、保守党政権の行財政改革の流れを基本的には継続しつつ、新しい労働党をアピールするため、公共サービスの効率的・効果的な供給を図る「政府の近代化」を大きな政策の柱とし様々な改革に取り組んだ。政権は、安定した経済運営を背景に国民の高い支持を得、2001 年の総選挙では大勝したが、政権 2 期目にはイラク戦争への参戦で国民からの強い批判を浴びた。その結果、2005 年の総選挙では過半数は維持したものの議席を減らし、政権 3 期目は厳しい政権運営を強いられた。

4 ブラウン労働党政権(2007.6～2010.5)

2007 年 5 月に退陣を表明したブレア首相の後継として、ブレア政権発足時から財務相として政権中枢の座にあった党内の実力者ゴードン・ブラウン氏が同年 6 月 27 日に首相に就任した。ブラウン政権は、住宅政策、教育、国営医療サービス（NHS）、人々の安心・安全等の課題に取り組んだ。当初は高支持率でスタートしたが、同年 10 月以来の総選挙実施見送りの決定、ノーザン・ロック銀行問題、個人データ流出、違法献金、議員手当、イラク戦争の正当性問題等の諸問題により、国民の支持を失うこととなった。この結果、2009 年 6 月の地方選挙では、労働党が元々あった 469 議席のうち 291 議席を失うという歴史的な大敗を

喫し、同時に行われた欧州議会選挙でも労働党は大敗し、英国独立党に次ぐ第三政党に転落した。そして、2010年5月6日に行われた総選挙によって労働党は議席を大きく減らし、政権交代を強いられる結果となった。

5 キャメロン保守党・クレッグ自由民主党連立政権(2010.5～2015.5)

デービッド・キャメロン氏が率いる保守党は2010年5月6日の総選挙で最大議席を確保したものの、過半数を確保することができず、「Hung Parliament」となった。前政権の労働党は第三政党である自由民主党（党首ニック・クレッグ氏）との連立協議を行ったが、両党のみでは議席の過半数を確保できないことや、選挙制度改革等の政策面で折り合いがつかず、この連立協議は不調に終わった。一方、第一党となった保守党は、特に外交政策面や移民政策等において自由民主党との間に隔たりはあるものの、協議を重ね自由民主党と連立を組むことになり、デービッド・キャメロン氏が5月11日に首相に就任し、保守党・自由民主党から成る戦後初の連立政権が誕生した。

連立政権は、世界的な金融危機の影響で膨らんだ財政赤字に対し、2010年10月20日に発表した「2010年支出見直し」で、英国政府から地方自治体に交付される補助金を2011～2014年度の4年間で28%削減する等の戦後最大規模の財政緊縮策を打ち出した。

2011年5月5日には、自由民主党がかねてから主張していた下院選挙の投票方法を先順位当選制（First-past-the-post）⁸から代替投票制（Alternative Vote）⁹へと変更する選挙制度改革の是非を問う国民投票が行われたが、結果は、賛成32.1%、反対67.9%で、改革は見送られた。

6 キャメロン保守党政権(2015.5～2016.7)

「どの政党も過半数を獲得することは困難」という事前の大方の予想に反し、2015年5月7日の選挙では保守党が過半数を獲得する結果となった。保守党が連立政権で行った緊縮財政により、金融危機から英国経済を立て直した点が評価される一方、第二党の労働党が十分な信頼を勝ち取ることができなかつたためと見られている。

キャメロン政権は、緊縮財政を維持しながら2019年度までに財政黒字化を達成する目標のほか、高賃金・低負担・低福祉の社会を目指し、福祉関連支出の抑制、低所得者に対する減税、EU残留の是非を問う国民投票の実施等の政策を掲げた。

キャメロン政権は、連立政権の後半からイングランドの地方振興政策として、イングランド南北の経済格差を是正することを目指した政策パッケージである「ノーザン・パワーハウ

⁸ 先順位当選制については第5章第1節参照。

⁹ 候補者に順位を付けて投票する制度。

全ての候補者に順位を付ける必要はなく、何人まで順位を付けるかは投票者が選択することができる。最初に、各候補者に投じられた第一候補得票数を比較し、いずれかの候補者が投票数の半数以上の票を得ていればその候補者が当選となる。投票数の半数以上の票を得ている候補者がいなければ、その段階で最下位の候補者が排除され、同候補者を第一候補とした投票者の第二候補として投じられた票が他の候補者に振り分けられる。この結果、残存投票数の半数以上の票を得た候補者がいればその候補者が当選となる。さらに、この段階でまだ残存投票数の半数以上の票を得た候補者がいなければ、その段階で最下位の候補者が排除され、同様の手続が繰り返される。

ス」を掲げた。その一環として、地方自治に関連する政策分野では、ロンドン以外のイングランドの主要都市を核とした合同行政機構と政府が地方分権協定を結ぶことによって、当該区域における公選首長の設置、当該合同行政機構に対する政府権限の移譲を進めようとした。また、国税であるノン・ドメスティック・レート（ビジネス・レート）について、イングランドの地方自治体はその全額を保持できるようにする等イングランドの地方自治体の財政自由度を上げる制度改革を 2020 年までに実施する構想を打ち出した。

2016 年 6 月 23 日、2015 年 5 月の総選挙で保守党が公約としていた EU 離脱の是非を問う国民投票が実施され、離脱派が勝利した。残留派としてキャンペーンを展開していたキャメロン保守党政権は、この結果を受けて、国民投票の翌日退陣を表明し、後継のテリーザ・メイの首相就任を待って退陣した。

7 メイ保守党政権(2016.7～2019.6)

EU 離脱の是非を問う国民投票での離脱派勝利に伴うキャメロン政権の退陣表明を受けて、保守党内で後継党首が選出された結果、キャメロン政権で内相を務めてきたテリーザ・メイ氏が 2016 年 7 月 13 日首相に就任し、メイ保守党政権が発足した。

2017 年 3 月 29 日、メイ首相は EU 基本条約（リスボン条約）第 50 条に基づき、欧州理事会議長あてに EU 離脱を正式通告した。離脱交渉の期限は発動から 2 年以内とされていた。また、2017 年 4 月 18 日には、英国 EU 離脱を決めた国民投票の結果を推進するにあたり、国民の信を得て強固な指導體制を築くとして下院を解散し、同年 6 月 8 日に総選挙を実施した。しかし、その結果保守党は 13 議席を失い、また単独過半数の議席数にも届かず、「Hung Parliament」となったことから、民主統一党との閣外協力を取りつけ第二次メイ内閣を発足させた。

離脱期限が迫る中、2019 年 1 月と 3 月にメイ首相は英国下院に EU 離脱協定案を提出するも、離脱協定案の採決は全て否決に終わり、離脱期限を 2019 年 10 月 31 日まで再延長することとなった。これにより、EU 離脱の混迷の責任を取り、メイ首相は 6 月 7 日に辞任した。

8 ジョンソン保守党政権(2019.7～2022.9)

2019 年 6 月に辞任したメイ首相の後任に元ロンドン市長で第二次メイ内閣では外務大臣を務めたボリス・ジョンソン氏が同年 7 月 24 日に首相に就任した。もともと離脱強硬派であったジョンソン首相は、離脱期限である 10 月 31 日までに必ず EU 離脱を実現すると表明。

ジョンソン首相は、離脱反対派の抵抗を封じるため、9 月 9 日から 10 月 13 日までの約 1 カ月間、議会の閉会を決めたが、英国最高裁判所が閉会を違法と判断したことにより 9 月 25 日に再開した。また、離脱協定が 10 月 19 日までに議会で承認されない場合、2020 年 1 月 31 日までの離脱延期を EU に要請することを首相に義務付ける法案を下院が可決したことに対抗し、総選挙を求める動議を提出したが、解散に必要となる下院総議席数の 3 分の 2 に遠く及ばず否決された。

あらゆる方策を駆使したものの事態を打開できず、離脱延期の再要請を余儀なくされ、2020年1月31日までの離脱延期が正式承認されたが、ジョンソン首相は特例法案によって総選挙実施を実現した。12月12日、総選挙の結果により、保守党が単独過半数を超える365議席を獲得する圧勝を遂げたことで、EU離脱が決定的なものとなった。2020年1月24日、英国下院にて新離脱協定案を国内で法制化するための法律が可決され、1月31日EUを正式に離脱した。

EU離脱後、政府は新型コロナウイルス感染症の対応に追われ、健康と経済を守るために幅広い分野で強固な組織体制の構築と政策展開を行った。また、EU離脱後の看板政策として、ロンドンや比較的経済的に豊かである英国南東部以外に位置する、経済的に苦境にある地域の活性化を目的とした「レベリングアップ」事業に注力した。

9 トラス保守党政権(2022.9~2022.10)

自身のスキャンダルや官僚の辞任を踏まえたジョンソン首相の辞意表明後、外務大臣を務めていたリズ・トラス氏が保守党党首選挙に出馬し、ジョンソン内閣において財務大臣を務めていたリシ・スナク氏を決選投票で破り、9月6日に首相に就任した。その後9月23日に、党首選においても公約に掲げていた大型減税を含む大型緊急予算、通称「ミニ予算」を発表した。しかし、450億ポンドの減税を含む当該予算は、財源が借入に依存していたことなどから多くの批判を集め、金融市場の混乱を招くこととなった。そのような状況を受け、財務大臣の更迭を経て「ミニ予算」の減税政策の大部分を撤回することとなった。

さらに、内務相の辞任、保守党の一部議員に対する投票強要疑惑を通じて首相の辞任を求める声が高まり、10月20日に辞任を表明した。首相就任からわずか45日の在任となり、その在任期間は英国史上最短となった。

10 スナク保守党政権(2022.10~現在)

リシ・スナク氏は、ジョンソン政権崩壊の一因ともなった自身の財務相職辞任後、トラス首相を継いで首相に就任した。スナク首相のこれまでの代表的な政策は、インフレ半減による生活費危機への対処と、英国への移民、特に英仏海峡の不法横断による亡命者の入国を大幅に抑制することである。

また、ジョンソン政権のレベリングアップ政策を一定程度再開し、英国の強みである科学技術を中心とした経済政策、政府支出の削減、数学重視などの教育改革に主眼を置いている。また、レベリングアップの取組の一環として、主要省庁の第二庁舎をアバディーンやマンチェスターに設置する方針を定めた。これに伴い、2020年に設定した「2030年までに22,000人の職員をロンドンから移転する」目標を3年間前倒し、2027年の達成を目指している。

第5節 EUとの関係

英国のEUへの参加については、英国の国家としての政策とEU全体の政策との矛盾等から、これまで様々な議論があった。

1975年には、労働党政権の下、EUの前身組織の一つである欧州諸共同体(EC)からの

離脱の是非を問う国民投票が実施されており、この際は 67%が残留を支持した（英国は 1973 年に EC に加盟）。

その後、2009 年 10 月から浮上したギリシャの財政危機に端を発するユーロ危機や、EU の拡大に伴う東欧圏からの移民の増大等を背景に、英国内で EU 離脱論への支持が強まった。

2013 年 5 月に実施された地方選では、EU 離脱を党是に掲げる英国独立党（United Kingdom Independence Party (UKIP)）が大幅に議席数を伸ばし、2014 年 5 月に実施された EU 議会議員選挙においては、同党が英国の定数である 73 議席中 24 議席を得て第一党となった。また、2015 年 5 月に実施された総選挙では、UKIP は獲得議席数こそ一議席に留まったものの、得票率では保守党、労働党に次ぐ 12.6%を獲得した。

デービッド・キャメロンの保守党は、2015 年 5 月の総選挙において、同党が勝利した場合には、2017 年末までに EU 離脱の是非を問う国民投票を実施することを公約に掲げた。

2015 年 5 月の総選挙に勝利したキャメロン保守党政権では、国民投票に係る公約の実施を確認するとともに、まず EU と英国の関係に関する改革について EU と交渉を行い、2016 年 2 月にブリュッセルで行われた EU 首脳会議で、緊急避難的な移民抑制策を含む改革案への合意を取り付けた。デービッド・キャメロンは、この EU 改革案をもって改革後の EU に英国が残留することへの広範な支持を取り付けたい考えであったが、EU 離脱の是非を問う国民投票のキャンペーンでは、この改革案は微温的に過ぎるとして、ほとんど支持を得られなかった。

2016 年 6 月 23 日に実施された EU 残留の是非を問う国民投票では、離脱派は主に移民コントロールをはじめとする英国国家主権の EU からの回復を主張し、残留派は主に EU 離脱の経済的・財政的リスクを強調するキャンペーンを展開した。国民投票の結果、投票率は 72.2%で、残留派の 48.9%に対して離脱派が 51.9%を獲得して勝利した。残留派としてキャンペーンを展開していたキャメロン保守党政権はこの結果を受けて退陣し、2016 年 7 月後継としてメイ保守党政権が発足した。

テリーザ・メイは、「Brexit means Brexit. We are going to make a success of it.（国民投票で英国国民の意思が示された以上は、EU 離脱は、EU 離脱以外を意味しない。メイ政権の使命は、英国の EU 離脱を英国にとって成功に導くことである。）」と繰り返し表明し、2017 年 3 月 29 日、EU 離脱の手續について定めるリスボン条約第 50 条にもとづき EU 離脱を通告した。同条では離脱合意のための交渉期間を 2 年間としていたが、メイ保守党政権は、二分された英国国民双方が受入れ可能な具体的な条件を探りながら、交渉を進めた結果、議会の承認を得られず離脱延期を 2019 年 10 月 31 日まで再延長することとなった。これにより、EU 離脱の混迷の責任を取り、メイ首相は辞任し、後継としてボリス・ジョンソン首相が就任した。

離脱強硬派のジョンソン首相は、離脱期限である 10 月 31 日までに必ず EU 離脱を実現すると表明し、議会の長期休会や解散総選挙の提案などあらゆる方策を駆使したものの事態を打開できず、離脱期限を 2020 年 1 月 31 日まで再延期することを余儀なくされた。その後、ジョンソン首相は特例法案によって総選挙実施を実現すると、2019 年 12 月 12 日、保守党が単独過半数を超える圧勝を遂げたことで、EU 離脱が決定的なものとなった。2020 年 1 月

24日、英国下院にて新離脱協定案を国内で法制化するための法律が可決され、1月31日EUを正式に離脱した。離脱後も、2020年12月末までは移行期間としてEUと従来同様の関係が維持された。移行期間は1回に限り最大で2年間延長が可能であったが、英国には移行期間を延長する考えはなく、移行期間延長を禁止する法案が議会によって可決され、移行期間内に離脱後の将来関係に関する協議を完了させる意向を示した。その後、移行期間終了1週間前の12月24日に合意に至り、立法手続を経て12月31日に移行期間が終了した。

EU離脱に際する主要なトピックとしては、以下の(1)北アイルランド議定書、(2)2020年英国国内市場法、(3)英国補助金管理制度、(4)2023年調達法、(5)英国共栄基金が挙げられる。

(1)北アイルランド議定書は、北アイルランドとEU及び英国との関係を規定するものである。2021年1月の議定書発効後は、北アイルランドにEUの関税規則が適用され、北アイルランド以外の英国から北アイルランドに輸入される商品が、EUの規制に準拠しているかどうかを検査する必要が発生するなど、国境管理上の問題が発生した。それに対して、とりわけ北アイルランドの民主統一党が、英国の一体性が損なわれうると抗議した。そのような状況を踏まえ、スナク首相と欧州委員長の間で協議が進められ、2023年2月にウインザーフレームワークが発表され、英国から北アイルランドに輸出される物品に対して、北アイルランドにとどまりEU域内に輸送されない予定である場合は検査が緩和される等の変更が加えられた¹⁰。

(2)2020年英国国内市場法(United Kingdom Internal Market Act 2020)は、EU離脱後に英国内のサービスや物品の取引に障壁が発生することを防ぐために制定された¹¹。それは、EU離脱移行期間が終了すると、英国政府とスコットランド等の分権政府がEU法に拘束されなくなり、各種権限がEUからそれらの政府に還元され、英国内の各政府間で異なるルールが制定されるおそれがあったためである¹²。当該法律の要点は、英国内の取引について、「相互承認(Mutual Recognition)」と「非差別(Non-Discrimination)」が導入された点である。相互承認とは、生産又は輸入される英国のある地域の規制において販売が許可されている商品は、英国の他の地域にある同等の規制に従うことなく販売することを認めるものである。非差別とは、国内の他地域からの商品を直接的又は間接的に差別する規制を禁止するものである。しかし、スコットランド政府及びウェールズ政府は一貫して、本法は英国政府から移譲された権限に大きな影響を及ぼす恐れがあると懸念を表明している^{13 14}。

¹⁰ House of Commons Library, 『The Northern Ireland Protocol and Windsor Framework』(2024年2月1日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9548/>] (最終検索日: 2024年2月20日)

¹¹ Department for Business & Trade, 『An introduction to the UK Internal Market Act』(2022年2月16日発行) [<https://www.gov.uk/government/publications/complying-with-the-uk-internal-market-act-2020/an-introduction-to-the-uk-internal-market-act>] (最終検索日: 2024年2月20日)

¹² Institute for Government, 『The United Kingdom Internal Market Act 2020』(2021年2月10日公開) [<https://www.instituteforgovernment.org.uk/publication/report/united-kingdom-internal-market-act-2020>] (最終検索日: 2024年2月20日)

¹³ Scottish Government, 『After Brexit: The UK Internal Market Act and devolution』(2021年3月8日発行) [<https://www.gov.scot/publications/brexit-uk-internal-market-act-devolution/pages/5/>] (最終検索日: 2024年2月20日)

¹⁴ Welsh Government, 『Written Statement: Legal challenge to the UK Internal Market Act 2020』

(3) 英国補助金管理制度 (UK subsidy control regime) は、地方自治体等の公的機関が民間企業に対して支払う補助金、減税、融資などの財政援助の条件の定めるものであり、2022年補助金管理法 (Subsidy Control Act 2022) によって導入された¹⁵。これは、移行期間終了に伴い EU 加盟時には適用されていた国家補助規則 (EU state aid rules) が適用されなくなるにより、他国との取引をゆがめるような補助金を規制し、国際的な義務を守りながら英国の経済成長を促進するための制度である。この制度によって政府は、研究開発への投資やカーボンニュートラルへの取組などの優先事項を支援するために自治体の補助金に戦略的に介入することが可能となるほか、英国市場で公正な競争が展開されることや自治体による事業投資の確実性向上を目指している。

(4) 2023年調達法 (Procurement Act 2023) によって、公的機関が民間部門から物品、サービス、公共事業を調達する際に適用される規則が定められた¹⁶。EU 域内では、公募に関する規則によって、調達費用が一定金額を超過する場合は EU の加盟国を対象とした調達を実施することが定められているが¹⁷、EU 離脱によって英国にはこの規則が適用されなくなることから、新たな手続を導入することで柔軟かつ効果的な調達の実現を目指している。新制度は 2024年 10月より施行されることが予定されている。

(5) 英国共栄基金 (UK Shared Prosperity Fund) は、EU 域内の地域間格差の解消を目的とする EU 構造基金に代わるものとして 2022年 4月に導入された。これは、英国の地域間格差是正を目的とするレベリングアップ事業の一環として、英国全土を対象に「コミュニティと場所」、「地域の経済支援」、「人材とスキル」の 3つの優先事項に関する財政支援の実施を目的としており、2025年 3月までに 26億ポンドが提供される予定である¹⁸。

第6節 地方自治体の法律上の位置づけと役割の変遷

日本では日本国憲法により地方自治が保障されているが、英国では普通の法律と区別された憲法典はなく、地方自治については英国議会が制定する法律及び慣習法がその拠り所となっている。

地方自治体は、原則として、英国議会が制定する法律により個別に授権された事務のみを処理できる（「1972年地方自治法(Local Government Act 1972)」等）とされ、授権された範

(2022年 8月 18日発行) [<https://www.gov.wales/written-statement-legal-challenge-uk-internal-market-act-2020-0#:~:text=The%20Welsh%20Government%20remains%20clear,in%20areas%20devolved%20to%20Wales.>] (最終検索日：2024年 2月 20日)

¹⁵ Department for Business and Trade, 『UK subsidy control regime』(2022年 9月 23日発行) [<https://www.gov.uk/government/collections/subsidy-control-regime>] (最終検索日：2024年 2月 20日)

¹⁶ Government Commercial Function, 『The Procurement Act 2023: A short guide for senior leaders』(2023年 11月 13日発行) [<https://www.gov.uk/government/publications/procurement-act-2023-short-guides/the-procurement-act-2023-a-short-guide-for-senior-leaders-html>] (最終検索日：2024年 2月 20日)

¹⁷ European Union, 『Public tendering rules』, [https://europa.eu/youreurope/business/selling-in-eu/public-contracts/public-tendering-rules/index_en.htm] (最終検索日：2024年 2月 20日)

¹⁸ Department for Levelling Up, Housing & Communities, 『UK Shared Prosperity Fund: prospectus』(2022年 8月 1日発行) [<https://www.gov.uk/government/publications/uk-shared-prosperity-fund-prospectus/uk-shared-prosperity-fund-prospectus>] (最終検索日：2024年 2月 20日)

圏を超える行為は、権限逸脱（Ultra Vires:アルトラ・ヴァイリーズ）の法理により違法になるとされてきた。

また、国と地方自治体及び同一地域内における各地方自治体間の役割分担（第2章第1節参照）は、原則として分野により明確に区分されている。

しかしながら、「2000年地方自治法(Local Government Act 2000)」により、地域社会及び住民の福祉の増進に関する3分野（経済:Economic Well-being、社会福祉:Social Well-being、環境:Environmental Well-being）の政策を一定の制約の下で自由に実施することができることとされた。さらに、2011年地域主義法（Localism Act 2011）においては、地方自治体に対し、個人が行うことができることであれば、法令で禁止されていない限り行うことができる法的権限（「包括的権限（General Power of Competence）」）が付与された。

第2章 地方自治体等の種別構成とその機能

第1節 地方自治体の種別構成と機能

1 地方自治体の種別構成

英国の地方自治体の種別構成は図2-1及び図2-2のとおりである。

日本では、地方自治体は全国一律の構成（二層制：都道府県及び市町村）となっているが、英国の場合は地域によって異なる。

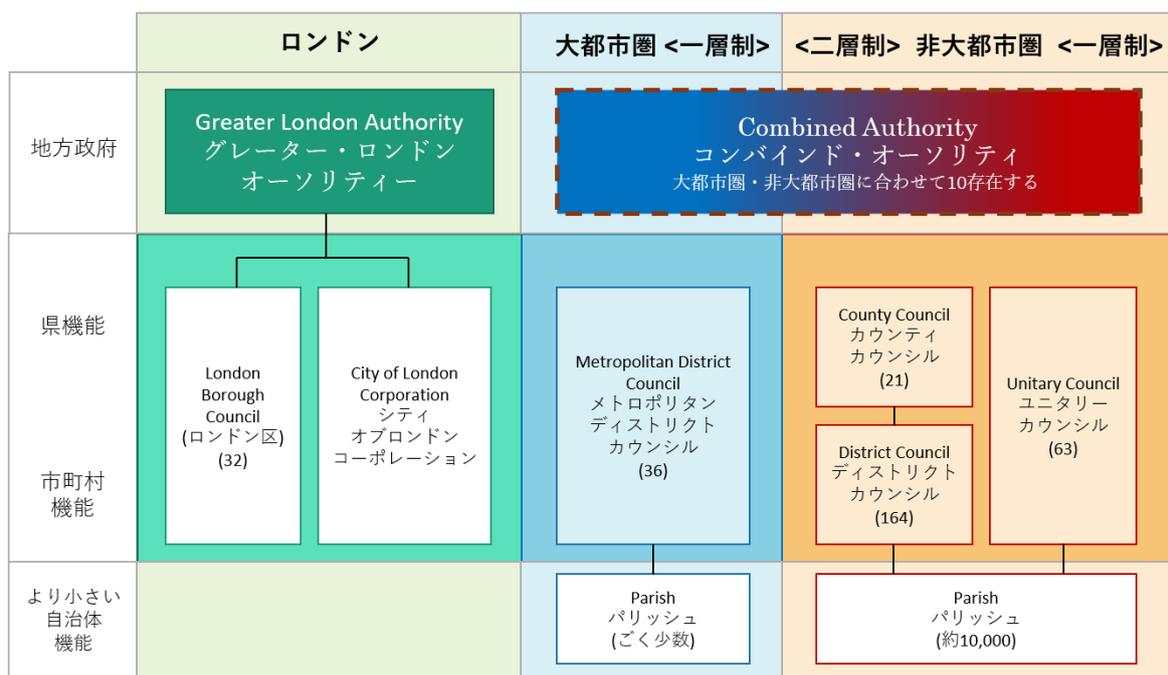
イングランドにおいては二層制と一層制が混在しており、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドにおいては一層制に統一されている。直接公共サービスを提供する機能がないグレーター・ロンドン・オーソリティー（Greater London Authority: GLA）は、「地方自治体（local government）」ではなく、ロンドンを広域的に担う地域政府と位置付けられる。一方、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの政府は「自治政府（devolved government）」と位置付けられる（スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの政府については第7章参照）。

イングランドの二層制の地域は、カウンティ・カウンシル（County Council）とディストリクト・カウンシル（District Council）で構成される。カウンティ・カウンシルは日本の県に相当する広域自治体であり、ディストリクト・カウンシルは日本の市町村に該当する基礎自治体である。

イングランドにおける一層制の地方自治体は、大都市圏に存在する「大都市圏ディストリクト・カウンシル（Metropolitan District Council）」と非大都市圏の「ユニタリー・カウンシル（Unitary Council）」である。これらは県及び市町村の機能を併せ持った地方自治体である。

ロンドンには、グレーター・ロンドン・オーソリティーと32の「ロンドン区（London Borough Council）」及び「シティ・オブ・ロンドン・コーポレーション（City of London Corporation）（通称：シティ・オブ・ロンドン）」から構成されている。一般に「ロンドン市」と言った場合、グレーター・ロンドン・オーソリティーを指すのか、シティ・オブ・ロンドンを指すのか明確でないことも多いため、注意が必要である。

また、ウェールズ、スコットランドの一層制の地方自治体はユニタリー、北アイルランドではディストリクトと呼ばれている。



【図2-1 イングランドの地方自治体構成¹⁹⁾】

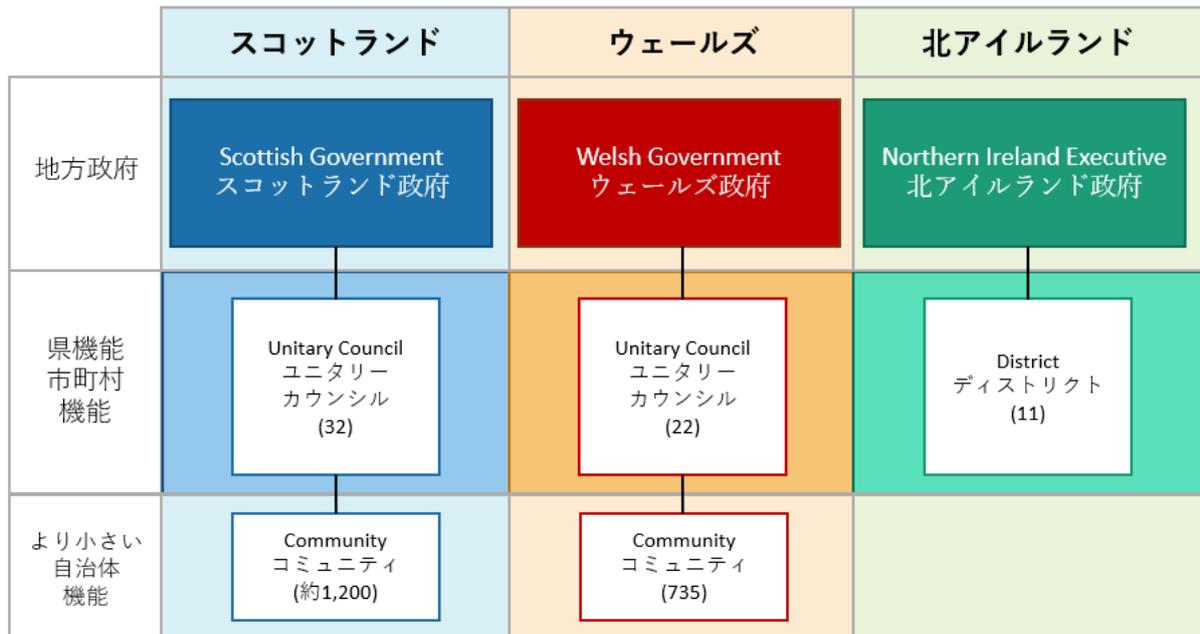
¹⁹⁾ 【イングランドの自治体数 ※便宜上、シリー諸島はユニタリー・カウンシルとして計上】
 Department for Levelling Up, Housing and Communities and Ministry of Housing, Communities & Local Government, 『Local government structure and elections』 (2023年4月1日発行)
[\[https://www.gov.uk/guidance/local-government-structure-and-elections\]](https://www.gov.uk/guidance/local-government-structure-and-elections) (最終検索日：2024年2月20日)

【イングランドのパリッシュ】

Office for National Statistics, 『England Detailed information on the administrative structure within England.』

[\[https://cv.ons.gov.uk/methodology/geography/ukgeographies/administrativegeography/england\]](https://cv.ons.gov.uk/methodology/geography/ukgeographies/administrativegeography/england)

(最終検索日：2024年2月20日)



【図2-2 スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの地方自治体構成²⁰】

※スコットランド及びウェールズにおいては、イングランドのパリッシュに相当するコミュニティ・カウンシルがある。

2 地方自治体の機能

イングランドの地方自治体における事務配分は表2-1のとおりである。一層制の地方自治体においては消防・警察等広域の事務組合で行う事務以外の全ての事務を行っている。一方、二層制の地方自治体においては、ディストリクトは住宅、ごみ収集、レジャー・レクリエーション等の限られた事務を行い、カウンティは、教育、社会福祉、道路等の事務を行っている。このため、地方自治体間で所管業務が重複していることはほとんどない。

スコットランドとウェールズの地方自治体は一層制のため、表2-1にある項目のほとんどの業務を担当している。

北アイルランドでは、従来、地方自治体の権限が狭く、レジャー、ごみ処理、ごみ収集、

²⁰ 【スコットランドの自治体数】

Scottish Government, 『Local government』 [<https://www.gov.scot/policies/local-government/>] (最終検索日：2024年2月20日)

【スコットランドのコミュニティ数】

Office for National Statistics, 『Scotland Detailed information on the administrative structure within Scotland』

[<https://cy.ons.gov.uk/methodology/geography/ukgeographies/administrativegeography/scotland>]

(最終検索日：2024年2月20日)

【ウェールズの自治体数】

Welsh Government, 『Local government bodies』 (2021年6月21日発行)

[<https://law.gov.wales/local-government-bodies>] (最終検索日：2024年2月20日)

【ウェールズのコミュニティ数】

Voice of Community and Town Councils in Wales, 『All About Councils』

[http://www.onevoicewales.org.uk/ovvweb/all_about_councils-7450.aspx] (最終検索日：2024年2月20日)

【北アイルランドの自治体数】 government in Northern Ireland, 『Local councils in Northern Ireland』

[<https://www.nidirect.gov.uk/articles/local-councils>] (最終検索日：2024年2月20日)

環境のみ担当していたが、2015年4月の地方自治体再編で、都市計画、道路、経済開発、観光促進、スポーツ等に関する権限が、北アイルランド政府から地方自治体に移譲された。

なお、表中の事務組合とは、単独の地方自治体では実施困難な業務を、複数の地方自治体で連携して処理するために設立される共同組織である。

【表 2-1 イングランド・ウェールズにおける各地方自治体の権能²¹⁾】

	大都市圏		地方				ロンドン		
	メトロポリタン・デイストリクト・カウンシル	事務組合	ユニタリー・カウンシル	カウンティ・カウンシル	デイストリクト・カウンシル	事務組合	ロンドン区	GLA	事務組合
教育	●		●	●			●		
道路	●		●	●			●	●	
交通計画	●		●	●			●	●	
公共交通		●	●	●				●	
社会福祉	●		●	●			●		
住宅	●		●		●		●		
図書館	●		●	●			●		
レジャー・レクリエーション	●		●		●		●		
環境衛生	●		●		●		●		
ごみ収集	●		●		●		●		
ごみ処理		●	●	●			●		●
計画申請	●		●	●	●		●		
戦略的計画	●		●	●			●	●	
警察		●				●		●	
消防・救急		●	●	●		●		●	
地方税	●		●		●		●		

²¹⁾Local Government Association (LGA), 『Local Government Structure 2010』を基に作成

第2節 グレーター・ロンドン・オーソリティー(GLA)

ロンドンの統治構造は、広域行政体としてのグレーター・ロンドン・オーソリティー (Greater London Authority, GLA) と 33 の基礎自治体 (32 区及びシティ・オブ・ロンドン) の二層構造となっている。GLA は、特別な法律 (1999 年 GLA 法、Greater London Authority Act 1999) により設置され、直接の公共サービスの提供を担っていないことから、ロンドン全体を広域的に担う地域政府として位置付けられており、地方自治体(local authority)ではない。

1 構成及び役割

GLA は、直接選挙で選ばれるロンドン市長(Mayor of London)と、同じく直接選挙で選ばれる 25 人の議員からなるロンドン議会(London Assembly)、双方を補佐する事務部局、さらには市長を補佐する市長室(Mayor's Office)で構成される。GLA はロンドン全域にわたる企画・調整と戦略策定のみを担い、具体的な行政サービスの提供は行わないほか、条例制定の権限も有していない。GLA 本体の職員数はわずかに 1,000 名ほどである。

住民に対する教育、清掃等の、実際の行政サービスはロンドンの基礎自治体である 32 のロンドン区 (London Boroughs) とシティ・オブ・ロンドン (City of London Corporation) が行っている。

所管業務は、以下の分野でのロンドン全域に係る企画・調整と戦略策定を行うことである。

- ① 公共交通 (地下鉄、バス、タクシー、ドックランズ・ライト・レイルウェイ (DLR)、主要道路計画等)
- ② 地域計画及び住宅政策
- ③ 経済開発及び都市計画
- ④ 環境保全 (ロンドン区と協働し、公害や廃棄物対策にあたる)
- ⑤ 警察
- ⑥ 消防及び危機管理計画
- ⑦ 文化、観光、メディア及びスポーツ
- ⑧ 保健衛生

GLA 本体以外に、5つの実務機関(Functional Body)があり、GLA と 5つの実務機関を合わせて GLA グループと呼ばれている。

ロンドン市長公安室

Mayor's Office for Policing and Crime、MOPAC

ロンドン警視庁の戦略及び予算を策定するほか、ロンドン警視庁の幹部職員を任命する。市長は自ら指揮を執ることも可能だが、法に基づき副市長をその任に当たらせることも可能である。

ロンドン消防局

London Fire Commissioner : LFC

ロンドン消防長官は市長が任命する。同長官の責務は、ロンドン市の消防と救急サービスが効果的かつ効率的に提供されることである。ロンドン消防局（London Fire Brigade: LFB）に係る決定事項は、全て同長官の決定に基づく。ただし、ロンドン市長及び消防担当の副市長と協議を行う場合もある。なお、予算と市の安全計画（London Safety Plan）は、市長が策定する。

ロンドン交通局

Transport for London : TfL

理事長と理事会のメンバーを市長が任命する。理事長は、現在は市長が務めている。TfLは戦略策定だけでなく、公共交通サービスも実際に提供している。

ロンドン・オリンピック・レガシー開発公社²²

London Legacy Development Corporation

オリンピック開催後のオリンピックパークやその周辺地区の開発を目的として 2012 年に設立された市長開発公社の一つ。理事会は、ロンドン市長が任命する 14 名により構成されている。

オールドオーク・パークロイヤル開発公社²³

Old Oak and Park Royal Development Corporation

2015 年 4 月に設立された市長開発公社（Mayoral Development Corporation）の一つで、鉄道インフラ事業に合わせて、ロンドン西部の再開発を行い、雇用促進や住宅供給を推進することを目的としている。理事会は、ロンドン市長が任命する 13 名により構成されている。

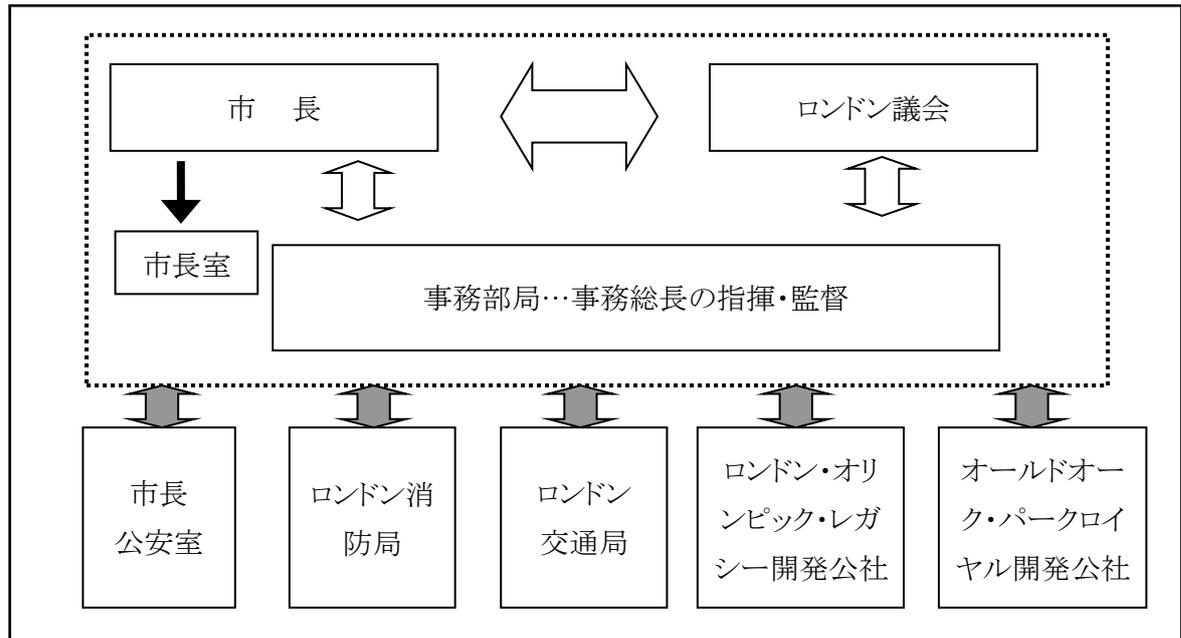
²² London Legacy Development Corporation, 『OUR BOARD』

[<https://www.queenelizabetholympicpark.co.uk/about-us/who-we-are/our-board>]（最終検索日：2024 年 2 月 20 日）

²³ Old Oak and Park Royal Development Corporation, 『OPDC Board』

[<https://www.london.gov.uk/who-we-are/city-halls-partners/old-oak-and-park-royal-development-corporation-opdc/opdc-governance-board-and-committees/opdc-board#board-members-33049-title>]

（最終検索日：2024 年 2 月 20 日）



【図 2 - 3 GLA の構成】

2 市長の権限

市長の主な権限は、以下のとおりである。

- ① 重点的・総合的な計画の策定
- ② 予算案の策定及び議会への提案
- ③ 策定した計画を実施するための調整
- ④ 実務機関の管轄
- ⑤ 実務機関の幹部の任命
- ⑥ ロンドンの代表者としての活動等
- ⑦ 健康格差の解消
- ⑧ 住宅政策
- ⑨ 都市計画
- ⑩ 廃棄物処理及び気候変動・エネルギー政策
- ⑪ 職業訓練
- ⑫ 文化政策等に関する権限
- ⑬ ロンドンの 33 の地方自治体による都市計画政策に介入する権限（地方自治体が開発計画を許可しない場合でもその決定を覆すことができる。）
- ⑭ 戦略的重要性を持つ都市計画について意見の一致がみられない場合、調停をする権限

3 ロンドン議会の権限

ロンドン議会の主な権限は、以下のとおりである。

- ① 市長の政策立案の補佐及び実施状況の検証
- ② 予算案の修正及び承認（修正には議員の 2/3 の賛成が必要）

- ③ ロンドンの主要課題の調査・検討
- ④ GLA の職員の任用等
- ⑤ 市長が各実務機関等の幹部を任命する際に、議会は市長に対して聴聞を行う
- ⑥ 議会活動に係る予算を自ら編成する権限
- ⑦ 年次報告書を作成する義務

4 ロンドン議会の選挙

選挙は市長選挙と同時に4年ごとに実施される。現在、同議会は、小選挙区比例代表連用制²⁴が採用されており、小選挙区（各選挙区は2～3の地方自治体の管轄区域から構成される）によって選出された議員14名と、比例代表11名の合計25名で構成されている。

5 予算

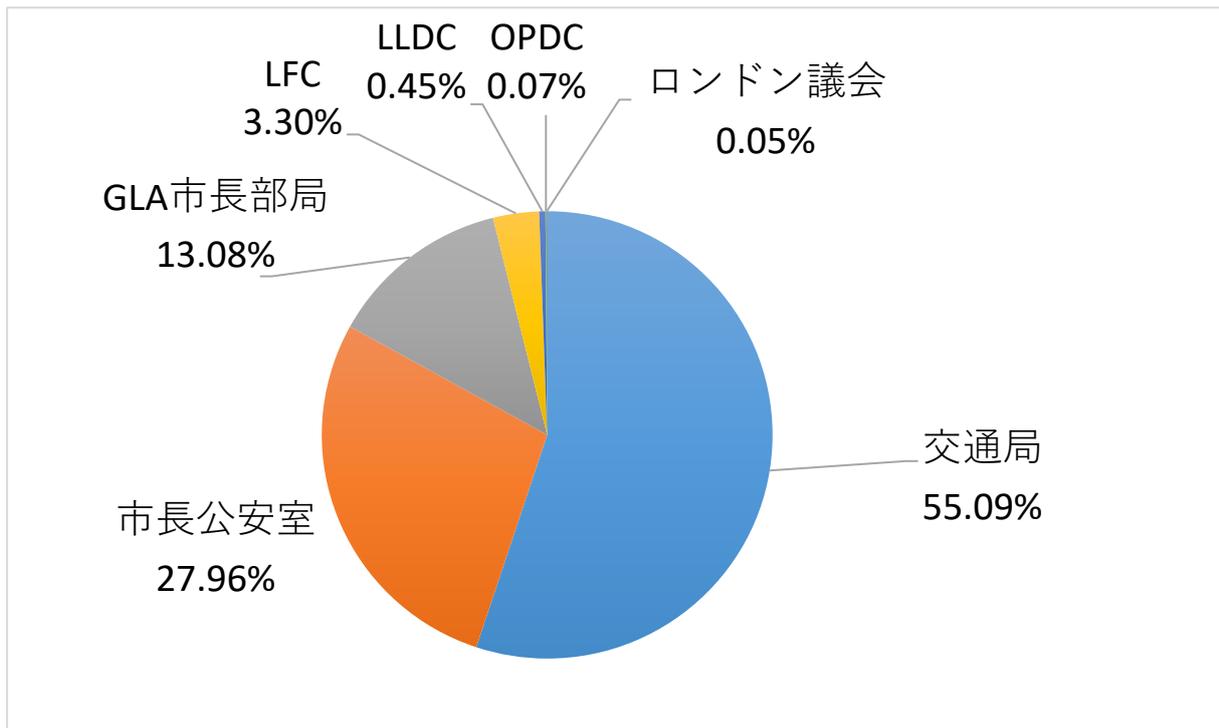
予算案は市長により提出され、議会は予算案を審議し採決を行う。この予算には GLA 本体だけではなく5つの実務機関の予算も含まれている。

2023年度の予算（Estimated Total Expenditure）は総額約162億4,146万6,949ポンドである。その内訳はロンドン交通局が89億4,781万2,321ポンド（55.09%）、市長公安室が45億4,034万282ポンド（27.96%）、GLA 市長部局が21億2,489万8,454ポンド（13.08%）、ロンドン消防局(LFC)が5億3,605万9,891ポンド（3.30%）、ロンドン・オリンピック・レガシー開発公社(LLDC)が7,255万7,000ポンド（0.45%）、オールドオーク・パークロイヤル開発公社(OPDC)が1,130万ポンド（0.07%）、ロンドン議会が849万9,000ポンド（0.05%）である。構成比を図示すると図2-4のとおりである²⁵。

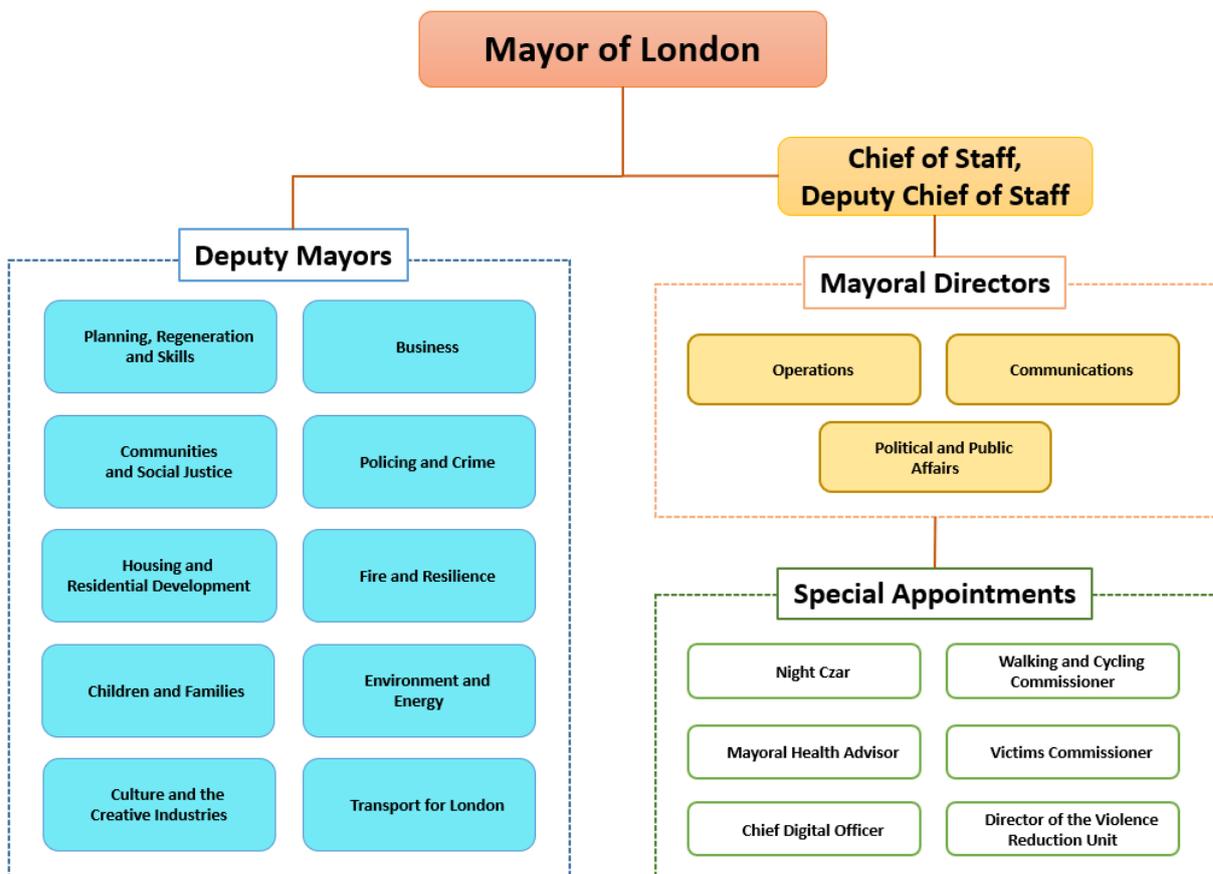
²⁴ 小選挙区比例代表連用制については第5章第1節参照。

²⁵ Greater London Authority, 『The Greater London Authority Consolidated Budget and Component Budgets for 2023-24, P138』(2023年3月発行)

[<https://www.london.gov.uk/media/100391/download?attachment>] (最終検索日：2024年2月20日)



【図 2 - 4 2023 年度 GLA 予算構成比】



【図 2 - 5 Mayoral Team (市長室)²⁶⁾】

²⁶⁾ Greater London Authority, 『The Mayor and his team』
[\[https://www.london.gov.uk/people/mayoral\]](https://www.london.gov.uk/people/mayoral) (最終検索日：2024年2月20日)

【表 2 - 2 Senior Staff (GLA 部局別 主要役職) ²⁷】

<p style="text-align: center;">Head of Paid Service</p> <p>Head of Paid Service - Chief Officer</p>	<p style="text-align: center;">Housing and Land</p> <p>Executive Director of Housing and Land Assistant Director of Strategic Projects and Property Royal Docks Programme Director Assistant Director Investment and Operations Assistant Director, Housing (job share) 2名 Head of Area - North West Head of Area - North East Head of Area, South (interim) Head of Specialist Housing and Services Assistant Director, Building Safety</p>
<p style="text-align: center;">Chief Officer's Directorate</p> <p>Assistant Director, People Monitoring Officer Director, GLA Group Collaboration</p>	
<p style="text-align: center;">Assembly Secretariat</p> <p>Executive Director of Secretariat Assistant Director of Committee and Member Services Assistant Director, Scrutiny and Investigation</p>	
<p style="text-align: center;">Communities and Skills</p> <p>Executive Director, Communities and Skills Assistant Director, Communities and Social Policy Assistant Director of Health, Education and Youth Head of Health Assistant Director, Civil Society and Sport Assistant Director of Skills and Employment - Policy (Interim) Assistant Director of Skills and Employment - Delivery (Interim)</p>	<p style="text-align: center;">Resources</p> <p>Interim Chief Finance Officer Assistant Director of Financial Services Head of Facilities Management Assistant Director, Group Treasury and Chief Investment Officer</p>
<p style="text-align: center;">Good Growth</p> <p>Executive Director, Good Growth Assistant Director, Economic Development and Programmes Assistant Director of Culture and Creative Industries Assistant Director for Transport, Infrastructure and Connectivity Interim Assistant Director, Planning Interim Head of Regeneration Assistant Director, Environment and Energy</p>	<p style="text-align: center;">Strategy and Communications</p> <p>Executive Director of Strategy and Communications Assistant Director, External Relations Assistant Director of Strategy, Insight and Intelligence Head of City Operations Programme Director, London's Recovery Programme Director of Digital</p>

²⁷ Greater London Authority, 『Senior staff』 [<https://www.london.gov.uk/who-we-are/governance-and-spending/promoting-good-governance/senior-staff>] (最終検索日：2024年2月20日)

第3節 シティ・オブ・ロンドン・コーポレーション

グレーター・ロンドン・オーソリティー (GLA) 域内にあるシティ・オブ・ロンドン・コーポレーション (City of London Corporation 又は略して City of London。以下「シティ・オブ・ロンドン」という。) ²⁸は、他の地方自治体に例のない独自の地位を有している。

シティ・オブ・ロンドンは、ロンドンの起源となる英国で最も古い地方自治体であり、他の 32 のロンドン区と同様に行政サービスを提供するだけでなく、独自の警察機構 (City of London Police) を持ち、英国刑事裁判所 (Central Criminal Court)、テムズ川に架かる 5 つの橋、港湾検疫局 (Port Health Authority)、3 つのフードマーケット (Billingsgate、Spitalfields、Smithfield)、エッピング・フォレスト (Epping Forest) やハムステッド・ヒース (Hampstead Heath) といったオープンスペースを運営する等、区域を越えたサービスを提供しているのが特徴である。

また、基本的に住民の少ないビジネス地区であり、世界の金融・ビジネスセンターとしての地位を維持し発展させるための様々な行政サービスも行っている。

シティ・オブ・ロンドンの組織では、市会 (Court of Common Council) が最も重要な機関である。他のロンドン区にみられるリーダーや内閣は存在しない。市会に設けられた委員会が行政の執行にあたる。

選挙については、住民のみならず、シティ・オブ・ロンドン内にある企業等にも投票権が与えられていることが特徴的である。議員は党派によらず無所属で出馬し、無報酬という昔ながらの伝統が続いている。

シティ・オブ・ロンドンには、「ロード・メイヤー (The Lord Mayor of the City of London)」が置かれており、儀礼的な職となっているが、参事会 (Court of Aldermen) 及び市会の議長、ロンドン港の提督 (Admiral of the Port of London)、シティ・オブ・ロンドンの主任治安判事 (Chief Magistrate) のほか、多くのチャリティ (慈善団体) 等の理事長や代表者を務めている。ロード・メイヤーの現在の主要な役割は、国際金融センターとしてのシティ・オブ・ロンドンを英国内外に広報することである。このシティ・オブ・ロンドンの公正なスポークスマンとしてのロード・メイヤーの役割を担保するのが、政党の支援によらない選出という点である。参事会議員 (Alderman) でシェリフ (Sheriff、市長を補佐する儀礼的な職) 経験者の中から、参事会議員の投票により選出される。任期は 1 年である。

また、シティ・オブ・ロンドンでは、伝統と儀典がその機能の重要な一部をなしており、参事会とロード・メイヤーの行政的及び法律的な役割に加えて、その儀礼的な役割が大いに重視されている²⁹。

第4節 パリッシュ

パリッシュ (Parish) は、教会の布教のために設けられた教区に起源を持つ、地域共同体

²⁸ シティは、その広さが約 1 平方マイル (約 2.6 平方キロメートル) であることから「スクエア・マイル (Square Mile)」とも呼ばれる。

²⁹ 一般財団法人自治体国際化協会、『CLAIR Report No.285 「GLA の現状と展望」』(2006 年 8 月発行) [<https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/285.pdf>] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

的な性格を持つ法律上の準自治体（Sub-principal）である。本節ではパリッシュと総称するが、タウン・カウンシル（Town Council）、コミュニティ・カウンシル（Community Council）とも呼ばれる。現在、イングランドには約1万のパリッシュがあるが、都市部には少なく、主に地方の田園部を中心に存在する。

パリッシュの機能は、大きく次の3つに分けることができる。

- ① 限定的な行政サービスの提供（遊歩道整備、街路照明維持管理、墓地・火葬場管理、コミュニティホールの提供等。ただし、一部のサービスについてはカウンティの同意が必要。）
- ② カウンティやディストリクトから特定の事項について協議（カウンティによる遊歩道の調査や小学校の校長の任命等）や通知（当該パリッシュに関係のある開発申請や条例の制定等）を受ける権利
- ③ ディストリクトや国の機関等に対して地域の代表となること

2007年地方自治法により、新たなパリッシュの設置権が、英国政府から地方自治体へ移譲された。

パリッシュには、「プリセプト（precept）」と呼ばれる財源があり、金額はパリッシュの行うサービスに見合う形で設定され、カウンシル・タックスと合わせて付加税の形で徴収される。プリセプトの平均額は、1世帯あたり年間79.71ポンドである³⁰。ただし、パリッシュは、徴税は行わず、カウンシル・タックスの徴税団体であるディストリクト等に課税徴収命令を発行し、税収の配分を受ける。

また、パリッシュの設置が認められていなかったロンドンでも、コミュニティ及び区（borough）の発案によるパリッシュの設置が認められた（住民投票が必要）。

ウエストミンスター区（City of Westminster）のクイーンズ・パーク（Queen's Park）地域では、2012年5月の住民投票の結果を受け、同年6月、同区議会がパリッシュ・カウンシルの設立を承認した。2014年5月には、パリッシュ・カウンシルの議員を選ぶ選挙が行われ、ロンドンで設立された最初のパリッシュとなった。なお、イングランドのパリッシュの全国組織として、全国パリッシュ・タウンカウンシル協議会（National Association of Local Councils: NALC）という団体があり、会員に対する助言や支援、研修事業等を行っている。

³⁰ Society of Local Council Clerks, 『Parish Precepts 2023-24』（2023年6月14日発行）

[[https://www.slcc.co.uk/parish-precepts-2023-](https://www.slcc.co.uk/parish-precepts-2023-24/#:~:text=Council%20Tax%20levels%20set%20by.6.5%25%20from%202022%2D23.)

[24/#:~:text=Council%20Tax%20levels%20set%20by.6.5%25%20from%202022%2D23.](https://www.slcc.co.uk/parish-precepts-2023-24/#:~:text=Council%20Tax%20levels%20set%20by.6.5%25%20from%202022%2D23.)]（最終検索日：2024年2月20日）

第3章 地方自治体の議会と執行機関の関係

第1節 各地方自治体における議会と執行機関の関係

イングランドとウェールズでは、「1835年地方自治体法（Municipal Corporations Act 1835）」によって初めて直接選挙で選ばれた議会を持つ地方自治体が創設されて以降、約170年の間、地方自治体の構造の形態は「委員会制度」しか存在しなかった。委員会制度では、議会が地方自治体の最高意思決定機関であると同時に行政の執行権も持ち、さらにそれらの権限の多くを、議員で構成される分野別の委員会に委任する。

委員会制度には、会議に多大な時間が費やされる等の非効率性や、誰が実質的な決定をしているのかがわかりにくい等の透明性の欠如といった面で批判も多かったため、ブレア政権は、「2000年地方自治法（Local Government Act 2000）」で地方自治体構造の改革を行った。それ以降も、数次にわたり改革が行われ、現在、地方自治体構造のモデルは、次のような3つの類型に分けられる³¹。

1 「リーダー(議会が選任する首長)と内閣」制 (Leader and Cabinet)

この形態は、従来の委員会の機能を内閣に集中したものであり、リーダー（任期4年）の指揮のもと、内閣(Cabinet)が日々の政策に関する意思決定、執行機能を担う。

リーダーは本会議において任命され³²、それ以外の内閣構成員（任期4年）はリーダーにより任命される（リーダー及び内閣構成員となれるのは、議員だけである）。内閣構成員の人数はリーダーを含めて10名以内という上限が定められている³³。リーダーは内閣の議長となり、内閣の一員でもある。一方、内閣構成員ではない議員（backbencher と呼ばれている）は、通常、政策評価委員会(Overview & Scrutiny Committee)の構成員となる。

この形態は、政府が示したモデルの中で、最も多くの地方自治体に採用されている。従来の「委員会」方式に最も近く、議員、職員とも特定の者に権限が集中することへの反対が根強いことを示している。

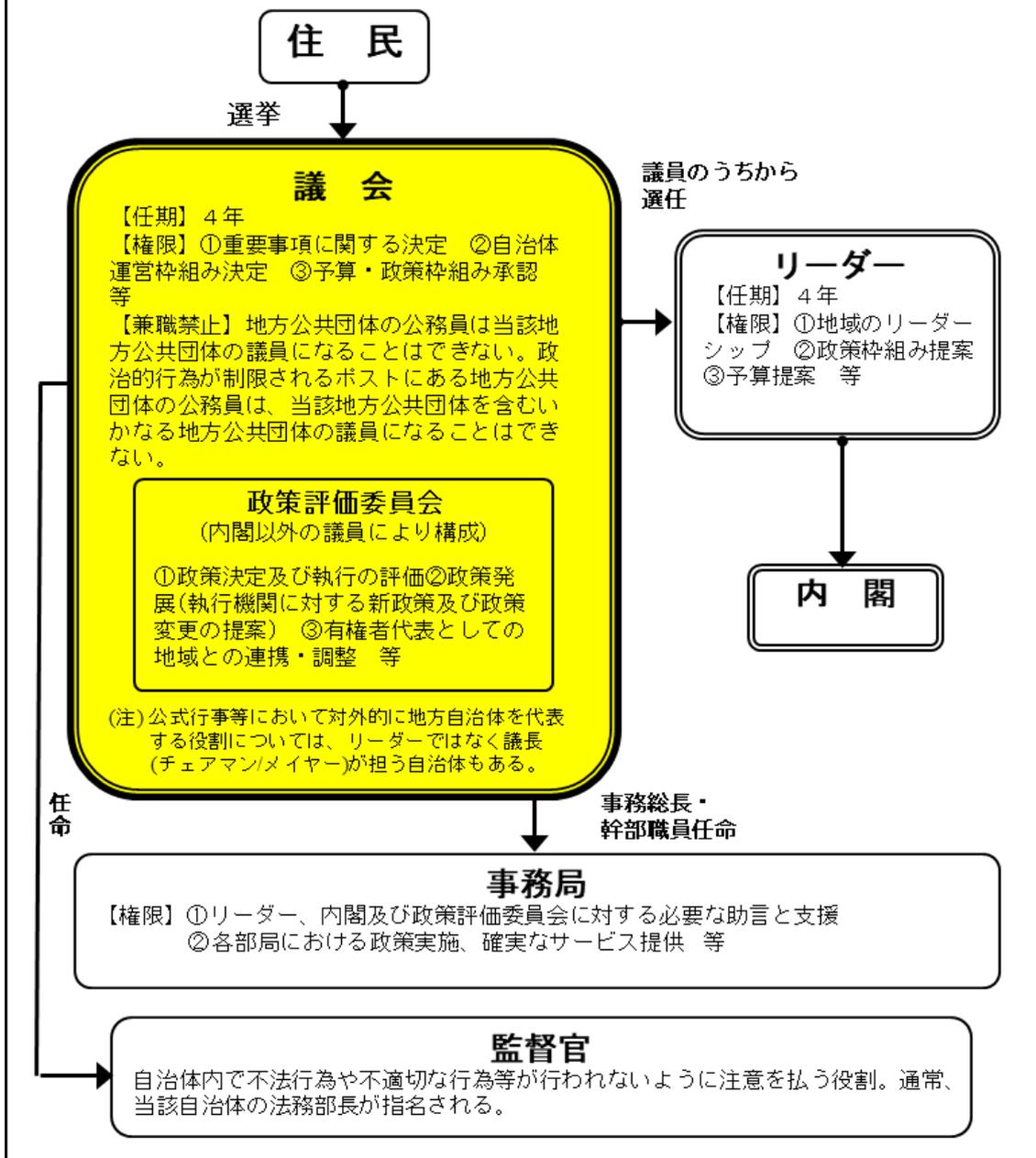
事務部局は議会から任命された事務総長（Chief Executive）のもと、リーダー、内閣及び政策評価委員会に対する必要な助言及び支援や各部局における政策実施等を行う。

³¹異なる制度への移行には、議会の議決や住民投票が必要。

³² 議会は議会自ら定める条件のもとリーダーを罷免することもできる。（2007年地方自治法（Local Government and Public Involvement in Health Act 2007）第67条44c）

³³ 2000年地方自治法第11条（8）、2007年地方自治法第62条

リーダー（議会が選任する首長）と内閣制度



【図3-1 リーダー（議会が選任する首長）と内閣制度】

2 「メイヤー(直接公選首長)と内閣」制 (Mayor and Cabinet)

この形態は、内閣（内閣構成員となれるのは議員だけである。）が日々の政策に関する意思決定、執行機能を担う点、またメイヤーが内閣の議長となり内閣の一員でもある点は「リーダーと内閣」制と同じである。しかし、その大きな違いは、内閣を率いるメイヤーが、地方自治体の有権者により直接選挙される公選首長（任期4年）であるという点である。

この直接公選首長は、議長（Chairman/Mayor）の持つ公式行事への出席等対外的に地方自治体を代表する役割と、リーダー（Leader）の役割を併せ持つことになる。また何より、「リーダーと内閣制」のリーダーとは異なり、議会に任免権限はなく、直接住民の投票で選ばれているため、強力なリーダーシップを発揮することになる。

事務部局は議会から任命された事務総長（Chief Executive）のもと、メイヤー、内閣及び政策評価委員会に対する必要な助言及び支援や各部局における政策実施等を行う。

2023年時点で、14の地方自治体が本制度を採用している³⁴。

「メイヤーと内閣」制の採用に係る手続は、次の3通り存在する³⁵。

- ① 有権者の5%以上の請願により、住民投票が行われる形
- ② 議会が、その議決により、直ちに「メイヤーと内閣」制を採用する形
- ③ 議会が、その議決により、住民投票に諮ることを決める形

また、一度住民投票を行うと、同じ内容の住民投票はイングランドでは10年間、ウェールズでは5年間行うことはできない³⁶。

また、「Mayor」という呼称は、ここで使用されている「直接公選首長」を指すもののほか、イングランドにおいて、従来慣習として次のとおり使用されているため、注意が必要である。

- ・ ディストリクト・カウンシルのうち、バラ³⁷の地位を与えられた地方自治体のカウンシル（議会）の議長
- ・ カウンティ以外の地方自治体で、「シティ」の地位を与えられた地方自治体のカウンシル（議会）の議長
- ・ ロンドン区のカウンシル（議会）の議長

従来議長を「Mayor」と称していた地方自治体が、「メイヤーと内閣」制を採用した際の対応は地方自治体により分かれ、その後は議長を Mayor と称することをやめる場合と、引き続き議長も Mayor と呼び、結果として二人の「Mayor」が存在することとなる場合とがある。

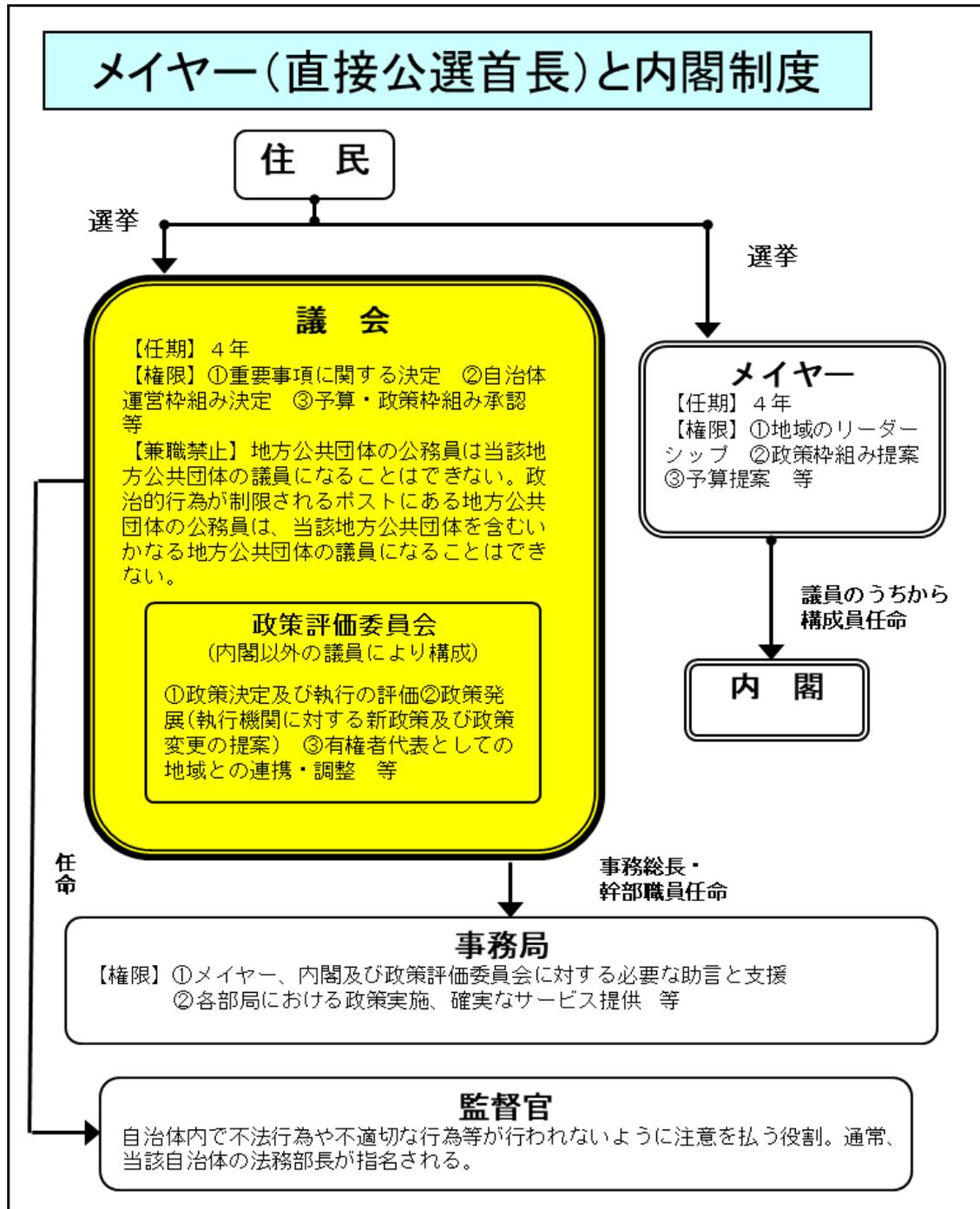
³⁴ House of Commons Library, 『Directly-elected mayors』 (2022年11月11日発行)
[<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn05000/>] (最終検索日: 2024年2月20日)

³⁵ 2000年地方自治法第27条、34条、2007年地方自治法第64、65条

³⁶ 2007年地方自治法第69条

³⁷ ディストリクト・カウンシルのうち英国国王により承認されたものが、「バラ・カウンシル」の名称を使用することができる。同様に、カウンティ以外の地方自治体のうち英国国王により承認されたものが、「シティ」の名称を使用できる。与えられている権限の違いはない。これらの名称を与えられていない通常の地方自治体の議会の議長は Chairman と呼ばれる。

また、シティの名称を有する地方自治体は、君主により「ロード・メイヤー (Lord Mayor)」を置く権利を付与されることがあり、この権利を得ると、「メイヤー」を、「ロード・メイヤー」と呼ぶことが可能になる。



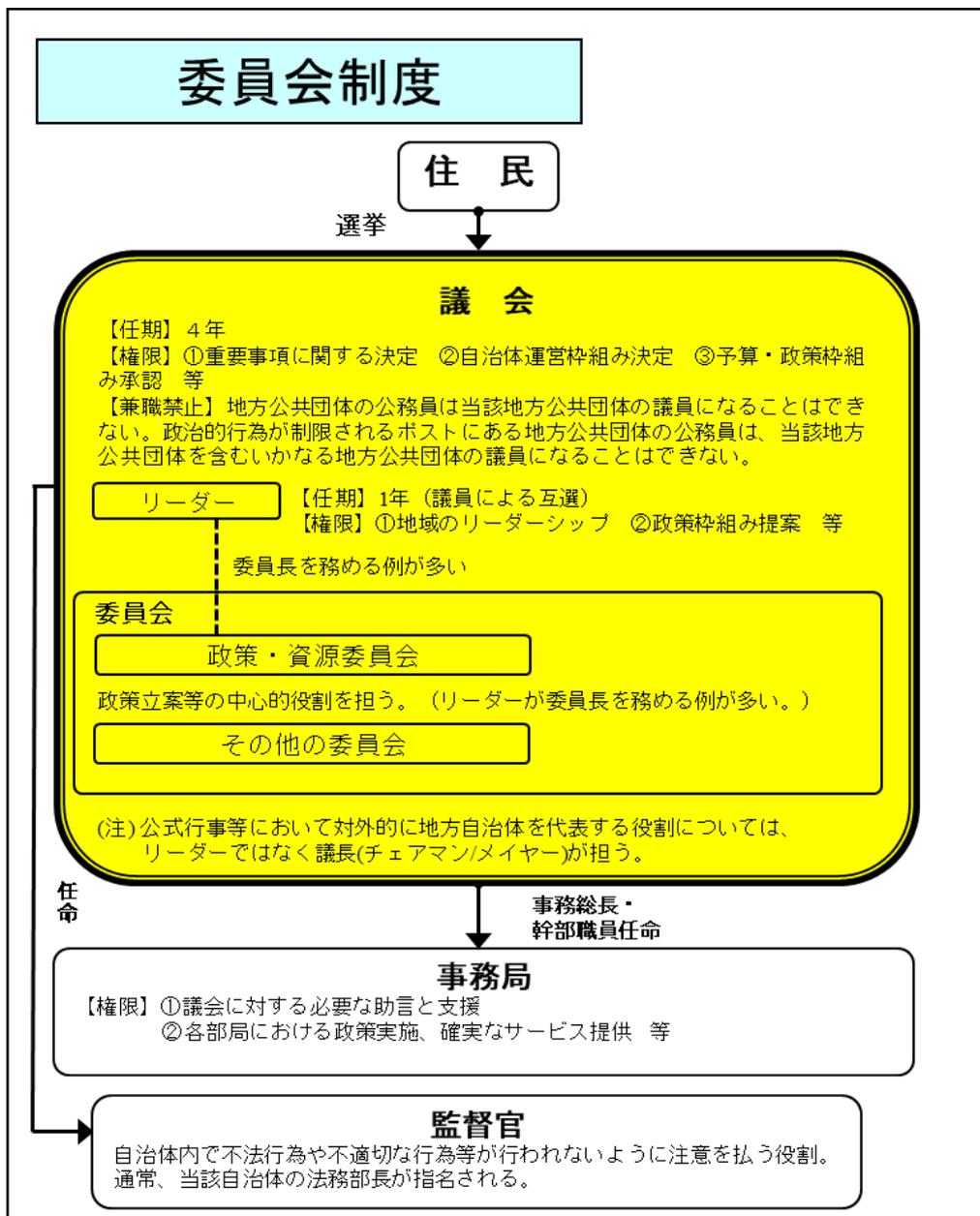
【図3-2 メイヤー（直接公選首長）と内閣制度】

3 「委員会」制 (Committee)

議会は、地域住民から直接選挙により選出される議員によって構成され、地方自治体における最高の意思決定機関である。また同時に、議会は執行機関でもあり、行政分野又は地域別に委員会若しくは補助委員会を設置して行政の執行にあたり、最終的な責任を負う。ただ、議長 (Chairman 又は Mayor) は、実質的な政治的権限を有しておらず、議会多数党の議員により互選されるリーダー (Leader) がその権限を有しており、施策の決定や運営に大きな影響力を与える。

委員会は、本会議 (Full Council) によって適宜設置される。

事務局は議会から任命された事務総長 (Chief Executive) のもと、議会に対する必要な助言及び支援や各部局における政策実施等を行う。



【図 3 - 3 委員会制度】

第2節 主な改革の推移

1 2000年地方自治法(Local Government Act 2000)による改革

従来型の議会全体で行ってきた政策決定とその評価に係る責任の所在を、政策決定に責任を持つエグゼクティブ（内閣構成議員）と政策評価を担当するバックベンチャー（一般議員）に明確に区分する3つの地方自治体構造モデル（①「リーダー(議会が選任する首長)と内閣」制、②「メイヤー(直接公選首長)と内閣」制、③「メイヤー(直接公選首長)とカウンシル・マネージャー (Mayor and Council Manager)」制³⁸⁾）を示し、全てのイングランドの地方自治体（人口8万5,000人未満の小規模地方自治体等を除く³⁹⁾）に対し、2002年5月までにこのいずれかを選択することを義務付けた。その結果、約300の地方自治体が「リーダー(議会が選任する首長)と内閣」制を導入する等、地方自治体の内部構造は大きな変化を遂げた。

2 2011年地域主義法(Localism Act 2011)による改革

イングランドの地方自治体及び地域コミュニティの権限や自由裁量の強化等を目的とする同法により、再びイングランドの全ての地方自治体が、従来の「委員会」制を選択できるようになった。また、同法の規定に基づき、2012年5月の地方選挙と同日に、イングランドの人口上位の10都市で直接公選首長制度導入の是非を問う住民投票が行われたが、これにより同制度の導入が決まったのは、ブリストル市のみであった。なお、当初の住民投票実施の予定は12都市であったが、そのうちレスター市とリバプール市では、各議会において、直接公選首長制度の導入を議決したため、投票は行われなかった。

第3節 「メイヤー(直接公選首長)と内閣」制の採用に係る選挙結果

2000年地方自治法において示された直接公選首長制のモデルであるが、導入を目指してこれまで行われた住民投票及び直接公選首長選挙実施状況は、次の各表のとおり。

³⁸⁾ 2007年地方自治法(Local Government and Public Involvement in Health Act 2007)において廃止された。

³⁹⁾ 人口85,000人未満の小規模地方自治体は、従来の「委員会 (Committee)」制を引き続き採用することができた。(2000年地方自治法第31,32,33条、2007年地方自治法第71条) 小規模地方自治体を除く委員会制度廃止の経緯は第3章第1節参照。

【表3-1 直接公選首長制の導入を目指して実施された住民投票】

地方自治体名	実施日	賛成票数	反対票数	投票率	導入可否 (○×)
ベーリック・アポン・トイード (Berwick-upon-Tweed)	2001/6/7	3,617(26%)	10,212(74%)	64%	×
チェルトナム(Cheltenham)	2001/6/28	8,083(33%)	16,602(67%)	31%	×
グロスター(Gloucester)	2001/6/28	7,731(31%)	16,317(69%)	31%	×
ワトフォード(Watford)	2001/7/12	7,636(52%)	7,140(48%)	25%	○
ドンカスター(Doncaster)	2001/9/20	35,453(65%)	19,398(35%)	25%	○
カークリーズ(Kirklees)	2001/10/4	10,169(27%)	27,977(73%)	13%	×
サンダーランド(Sunderland)	2001/10/11	9,593(43%)	12,209(57%)	10%	×
ブライトン・アンド・ホーヴ (Brighton & Hove)	2001/10/18	22,724(38%)	37,214(62%)	32%	×
ハートルプール(Hartlepool) ※1	2001/10/18	10,667(51%)	10,294(49%)	31%	○
ルイシャム(Lewisham)	2001/10/18	16,822(51%)	15,914(49%)	18%	○
ミドルズブラ(Middlesbrough)	2001/10/18	29,067(84%)	5,422(16%)	34%	○
ノース・タインサイド(North Tyneside) ※2	2001/10/18	30,262(58%)	22,296(42%)	36%	○
セッジフィールド(Sedgefield)	2001/10/18	10,628(47%)	11,869(53%)	33%	×
レディッチ(Redditch)	2001/11/8	7,250(44%)	9,198(56%)	28%	×
ダラム(Durham)	2001/11/20	8,327(41%)	11,974(59%)	29%	×
ハロウ(Harrow)	2001/12/7	17,502(42%)	23,554(58%)	26%	×
プリマス(Plymouth)	2002/1/24	29,553(41%)	42,811(59%)	40%	×
ハーロウ(Harlow)	2002/1/24	5,296(25%)	15,490(75%)	36%	×
ニューアム(Newham)	2002/1/31	27,163(68%)	12,687(32%)	26%	○
サザーク(Southwark)	2002/1/31	6,054(31%)	13,217(69%)	11%	×
ウエスト・デヴォン(West Devon)	2002/1/31	3,555(23%)	12,190(77%)	42%	×
シェップウェイ(Shepway)	2002/1/31	11,357(44%)	14,438(56%)	36%	×
ベッドフォード(Bedford)	2002/2/21	11,316(67%)	5,537(33%)	16%	○
ハックニー(Hackney)	2002/5/2	24,697(59%)	10,547(41%)	32%	○
マンズフィールド(Mansfield)	2002/5/2	8,973(54%)	7,350(44%)	21%	○
ニューカッスル・アンダー・ライム (Newcastle-under-Lyme)	2002/5/2	12,912(44%)	16,468(56%)	32%	×
オックスフォード(Oxford)	2002/5/2	14,692(44%)	18,686(56%)	34%	×
●ストーク・オン・トレント (Stoke on Trent) ※3、※4	2002/5/2	28,601(58%)	20,578(42%)	28%	○
コービー(Corby)	2002/10/3	5,351(46%)	6,239(54%)	31%	×
イーリング(Ealing)	2002/12/12	9,454(45%)	11,655(55%)	10%	×
ケレディギオン(Ceredigion)	2004/5/20	5,308(27%)	14,013(73%)	36%	×
アイル・オブ・ワイト(Isle of Wight)	2005/5/6	28,786(44%)	37,097(56%)	60%	×
トーベイ(Torbay) ※5	2005/7/14	18,074(55%)	14,682(45%)	32%	○
●フェンランド(Fenland) ※3	2005/7/15	5,509(24%)	17,296(76%)	33%	×
クルー&ナントウィッチ (Crewe and Nantwich)	2006/7/4	11,808(39%)	18,786(61%)	35%	×
ダーリントン(Darlington)	2007/9/27	7,981(42%)	11,226(58%)	25%	×
バリー(Bury)	2008/7/3	10,338(40%)	15,425(60%)	18%	×
タワー・ハムレッツ(Tower Hamlets)	2010/5/6	60,758(60%)	39,857(40%)	62%	○
グレート・ヤーマス(Great Yarmouth)	2011/5/5	10,051(39%)	15,595(61%)	36%	×
サルフォード(Salford)	2012/1/26	17,344(56%)	13,653(44%)	18%	○

地方自治体名	実施日	賛成票数	反対票数	投票率	導入可否 (○×)
バーミンガム(Birmingham)	2012/5/3	88,085(42%)	120,611(58%)	28%	×
ブラッドフォード(Bradford)	2012/5/3	53,949(45%)	66,283(55%)	35%	×
ブリストル(Bristol)	2012/5/3	41,032(53%)	35,880(47%)	24%	○
コベントリー (Coventry)	2012/5/3	22,619(36%)	39,483(64%)	26%	×
リーズ(Leeds)	2012/5/3	62,440(37%)	107,910(63%)	30%	×
マンチェスター(Manchester)	2012/5/3	42,677(47%)	48,593(53%)	25%	×
ニューカッスル・アポン・タイン (Newcastle-Upon-Tyne)	2012/5/3	24,630(38%)	40,089(62%)	32%	×
ノッティンガム(Nottingham)	2012/5/3	20,943(43%)	28,320(58%)	24%	×
シェフィールド(Sheffield)	2012/5/3	44,571(35%)	82,290(65%)	32%	×
ウェイクフィールド(Wakefield)	2012/5/3	27,610(38%)	45,357(62%)	28%	×
コープランド(Copeland)	2014/5/22	12,371(70%)	5,489(30%)	34%	○
バース・アンド・ノース・イースト・サマセット (Bath and North East Somerset)	2016/3/10	8,054(21%)	30,557(79%)	29%	×
ギルフォード(Guildford)	2016/10/13	4,948(19%)	20,639(81%)	25%	×
クロイドン(Croydon)	2021/10/7	47,165(80%)	11,519(20%)	21%	○
住民投票実施地方自治体数	54	住民投票による 住民投票実施地方自治体数			17

※1 2012年11月に行われた住民投票の結果、2013年5月に「委員会」制に移行した。

※2 2016年5月に再度行われた住民投票の結果、直接公選制を維持することが確認された。

※3 ●印付の地方自治体は、「直接公選首長とカウンスル・マネージャー」制の導入を目指した。

※4 2007年地方自治法で「直接公選首長とカウンスル・マネージャー」制が廃止されたことに伴い、2008年10月に行われた住民投票の結果、2012年6月に「リーダーと内閣」制に移行した。

※5 2016年5月実施の住民投票の結果、2019年5月に直接公選首長制度を廃止し、「リーダーと内閣」制が採用された。

※6 制度導入後、廃止に至った自治体を含む延べ数。

【表 3-2 直接公選首長選挙実施状況】

地方自治体名	選挙年月	投票率	首長名 (所属政党)
ワトフォード(Watford)	2002.5	36.1%	Dorothy Thornhill (自由民主党)
	2006.5	39.2%	〃 (〃) 再選
	2010.5	65.2%	〃 (〃) 再選
	2014.5	37.0%	〃 (〃) 再選
	2018.5	61.6%	Peter Taylor (自由民主党)
	2022.5	33.4%	〃 (〃) 再選
ドンカスター(Doncaster)	2002.5	27.1%	Martin Winter (労働党)
	2005.5	54.5%	〃 (〃) 再選
	2009.6	35.8%	Peter Davies (イングランド民主党)
	2013.5	28.0%	Ros Jones (労働党)
	2017.5	29.4%	〃 (〃) 再選
	2021.5	28.1%	〃 (〃) 再選
ハートルプール(Hartlepool)※1	2002.5	28.8%	Stuart Drummond (無所属)
	2005.5	51.5%	〃 (〃) 再選
	2009.6	31.2%	〃 (〃) 再選
	2012.11	-	公選首長制廃止
ルイシャム(Lewisham)	2002.5	24.8%	Steve Bullock (労働党)
	2006.5	33.8%	〃 (〃) 再選
	2010.5	60.7%	〃 (〃) 再選
	2014.5	37.2%	〃 (〃) 再選
	2018.5	54.3%	Damien Egan (労働党)
	2022.5	34.6%	〃 (〃) 再選
ミドルズブラ(Middlesbrough)	2002.5	41.3%	Ray Mallon (無所属)
	2007.5	30.9%	〃 (〃) 再選
	2011.5	36.6%	〃 (〃) 再選
	2015.5	52.0%	Dave Budd (労働党)
	2019.5	31.7%	Andy Preston (無所属)
	2023.5	27.8%	Chris Cooke (労働党)
ノース・タインサイド(North Tyneside)	2002.5	42.3%	Chris Morgan (保守党)
	2003.6※2	31.0%	Linda Arkley (保守党)
	2005.5	61.4%	John Harrison (労働党)
	2009.6	38.4%	Linda Arkley (保守党)
	2013.5	32.1%	Norma Redfearn (労働党)
	2017.5	34.3%	〃 (〃) 再選
	2021.5	39.8%	〃 (〃) 再選
ニューアム(Newham)	2002.5	25.5%	Robin Wales (労働党)
	2006.5	34.5%	〃 (〃) 再選
	2010.5	50.4%	〃 (〃) 再選
	2014.5	40.6%	〃 (〃) 再選
	2018.5	35.8%	Rokhsana Fiaz (労働党)
	2022.5	28.0%	〃 (〃) 再選

地方自治体名	選挙年月	投票率	首長名（所属政党）
ベッドフォード(Bedford)	2002.10	25.4%	Frank Branston（無所属）
	2007.5	41.3%	〃（〃）再選
	2009.10 ※3	31.0%	Dave Hodgson（自由民主党）
	2011.5	47.0%	〃（〃）再選
	2015.5	66.0%	〃（〃）再選
	2019.5	54.2%	〃（〃）再選
	2023.5	35.0%	Tom Wootton（保守党）
ハックニー(Hackney)	2002.10	26.3%	Jules Pipe（労働党）
	2006.5	34.3%	〃（〃）再選
	2010.5	58.0%	〃（〃）再選
	2014.5	39.6%	〃（〃）再選
	2016.9	18.6%	Philip Glanville（労働党）
	2018.5	65.9%	〃（〃）再選
	2022.5	34.1%	〃（〃）再選
	2023.11	20.7%	Caroline Woodley（労働党）
マンスフィールド(Mansfield)	2002.10	18.5%	Tony Egginton（無所属）
	2007.5	34.2%	〃（〃）再選
	2011.5	29.0%	〃（〃）再選
	2015.5	57.9%	Kate Allsop（無所属）
	2019.5	29.1%	Andy Abrahams（労働党）
	2023.5	27.7%	〃（〃）再選
	ストーク・オン・トレント (Stoke-on-Trent) ※4	2002.10	24.0%
2005.5		50.8%	Mark Meredith（労働党）
2012.6		-	公選首長制廃止
トーベイ(Torbay) ※5	2005.5	24.0%	Nick Bye（保守党）
	2011.5	41.2%	Gordon Oliver（保守党）
	2015.5	60.4%	〃（〃）再選
	2019.5	-	公選首長制廃止
タワー・ハムレッツ(Tower Hamlets)	2010.10	25.6%	Lutfur Rahman（無所属）
	2014.5	47.6%	〃（〃）再選
	2015.6※6	37.7%	John Biggs（労働党）
	2018.3	42.0%	〃（〃）再選
	2022.5	41.9%	Lutfur Rahman（無所属）
レスター(Leicester) ※7	2011.5	40.7%	Peter Soulsby（労働党）
	2015.5	59.0%	〃（〃）再選
	2019.5	51.0%	〃（〃）再選
	2023.5	37.7%	〃（〃）再選
サルフォード(Salford)	2012.5	26.1%	Ian Stewart（労働党）
	2016.5	30.0%	Paul Dennett（〃）
	2021.5	28.8%	〃（〃）再選

地方自治体名	選挙年月	投票率	首長名（所属政党）
リバプール(Liverpool)※8	2012.5	31.7%	Joe Anderson（労働党）
	2016.5	30.9%	〃（〃）再選
	2023.5	-	公選首長制廃止
ブリストル(Bristol)※9	2012.11	27.9%	George Ferguson（無所属）
	2016.5	44.9%	Marvin Rees（労働党）
	2021.5	41.2%	〃（〃）再選
	2023.5	-	公選首長制廃止
コーブランド(Copeland)	2015.5	60.0%	Mike Starkie（自由民主党）
	2019.5	57.4%	〃（〃）再選
クロイドン(Croydon)	2022.5	34.7%	Jason Perry（保守党）

- ※1 2012年11月実施の住民投票の結果、2013年5月に「委員会」制に移行し、直接公選首長選挙制度は廃止された。
- ※2 当初選任された市長が就任後11ヵ月で辞任したため、2003年6月に再選挙が実施された。
- ※3 現職市長死去のため、2009年10月に再選挙が実施された。
- ※4 2007年地方自治法で「直接公選首長とカウンスル・マネージャー」制が廃止されたことに伴い、2008年10月に行われた住民投票の結果、2012年6月に「リーダーと内閣」制に移行した。
- ※5 2016年5月実施の住民投票の結果、2019年5月に直接公選首長制度を廃止し、「リーダーと内閣」制が採用された。
- ※6 2015年4月に、裁判所により2014年の市長選挙で不正が行われたと判決され、選挙結果が無効となったことを受けて、2015年6月に再選挙が実施された。
- ※7 2010年12月に行われた議会で、直接公選首長制の導入が議決された。
- ※8 2022年6月実施の住民投票の結果、2023年5月に直接公選首長制度を廃止し、「リーダーと内閣」制に移行した。
- ※9 2022年5月実施の住民投票の結果、2023年5月に直接公選首長制度を廃止し、「委員会」制に移行した。

【表 3-3 合同行政機構における直接公選制首長選挙実施状況※GLA を含む】

機構名	選挙年月	投票率	首長名 (所属政党)
グレーター・ロンドン・オーソリティー (Greater London Authority)※1	2000.5	34.4%	Ken Livingstone (労働党)
	2004.6	37.0%	〃 (〃) 再選
	2008.5	45.3%	Boris Johnson (保守党)
	2012.5	38.1%	〃 (〃) 再選
	2016.5	45.2%	Sadiq Khan (労働党)
グレーター・マンチェスター合同行政 機構(Greater Manchester)	2017.5	28.9%	Andy Burnham (労働党)
	2021.5	34.7%	〃 (〃) 再選
サウス・ヨークシャー合同行政機構 (South Yorkshire)	2018.5	25.8%	Dan Jarvis (労働党)
	2022.5	26.4%	Oliver Coppard (労働党)
ノース・イースト合同行政機構(North East)※2	—	—	2024 年 5 月に直接公選制首長制 導入予定
リバプール・シティ・リージョン合同行 政機構(Liverpool City Region)	2017.5	26.1%	Steve Rotheram (労働党)
	2021.5	29.7%	〃 (〃) 再選
ウェスト・ヨークシャー合同行政機構 (West Yorkshire)	2021.5	36.5%	Tracy Brabin (労働党)
ティーズ・バレー合同行政機構(Tees Valley)	2017.5	21.3%	Ben Houchen (保守党)
	2021.5	34.0%	〃 (〃) 再選
ウェスト・ミッドランズ合同行政機構 (West Midlands)	2017.5	26.7%	Andy Street (保守党)
	2021.5	31.2%	〃 (〃) 再選
ウェスト・オブ・イングランド合同行政機 構(West of England)	2017.5	29.7%	Tim Bowles (保守党)
	2023.5	36.6%	Dan Norris (労働党)
ケンブリッジシャー・アンド・ピーターパ ラ合同行政機構 (Cambridgeshire and Peterborough)	2017.5	32.9%	James Palmer (保守党)
	2021.5	37.0%	Nik Johnson (労働党)
ノース・オブ・タイン合同行政機構 (North of Tyne)※2	2019.5	32.3%	Jamie Driscoll (労働党)
イースト・ミッドランズ郡合同行政機構 (East Midlands)	—	—	2024 年 5 月に直接公選制首長制 導入予定
ヨーク・アンド・ノースヨークシャー合同 行政機構 (York and North Yorkshire)	—	—	2024 年 5 月に直接公選制首長制 導入予定

※1 ロンドンでは、広域行政体である「グレーター・ロンドン・オーソリティー (Greater London Authority)」が 2000 年に設立された際、同時に直接公選首長制度も導入された。

※2 2024 年 5 月に、ノース・イースト合同行政機構とノース・オブ・タイン合同行政機構が統合され、直接公選制首長を有するノース・イースト合同行政機構が組織される。

第4章 地方自治体⁴⁰の構成員(議員、首長、事務職員)

第1節 議員(Councillors)

イングランドとウェールズの地方自治体は「2000年地方自治法(Local Government Act 2000)」を中心に、2007年、2011年、2016年の法改正によりその内部構造が大きく変わり、議員の役割にも大きな変化があった。なお2023年11月現在、英国全体で1万9,245人の地方議会議員がいる(パリッシュを除く)。

【表4-1 地方自治体のタイプ別議員数(2023年11月現在)】⁴¹

	地方自治体の種別	地方自治体数	議員数
二層制地域	カウンティ(都道府県レベル)	21	1,424
	ディストリクト(市町村レベル)	164	6,818
一層制地域	大都市圏ディストリクト	36	2,391
	ユニタリー	63	3,747
ロンドン	ロンドン区	32	1,817
	シティ・オブ・ロンドン	1	125
	イングランド計	317	16,322
北アイルランド	ディストリクト	11	462
スコットランド	ユニタリー	32	1,227
ウェールズ	ユニタリー	22	1,234
	総計	382	19,245

⁴⁰ 本章における地方自治体とは“Local Authority”を指す。ロンドン全体を広域的に担う地域政府である GLA (第2章第2節参照)、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドにおける自治政府(第7章第1節参照)は“Local Authority”ではないため、本章でもこれらの団体は数字に含めていない。

⁴¹ 【自治体数 ※便宜上、シリー諸島はユニタリー・カウンスルとして計上】

Department for Levelling Up, Housing and Communities and Ministry of Housing, Communities & Local Government, 『Local government structure and elections』(2023年4月1日発行)

[<https://www.gov.uk/guidance/local-government-structure-and-elections>] (最終検索日: 2024年2月20日)

【議員数】

・イングランド

House of Commons Library, 『Local election 2023: Results and analysis, P14』(2023年5月23日発行)
[<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9798/>] (最終検索日: 2024年2月20日)

・ロンドン区

City of London Corporation, 『Your Councillors』

[<https://democracy.cityoflondon.gov.uk/mgMemberIndex.aspx?bcr=1>] (最終検索日: 2024年2月20日)

・シリー諸島 ※便宜上、ユニタリーに計上(16名)

Council of the Isles of Scilly, 『Councillors and Committees』

[<https://committees.scilly.gov.uk/mgMemberIndex.aspx?bcr=1>] (最終検索日: 2024年2月20日)

・北アイルランド

Electoral Commission, 『Local council elections in Northern Ireland』(2023年5月18日発行)

[<https://www.electoralcommission.org.uk/local-council-elections-northern-ireland>] (最終検索日: 2024年2月20日)

・スコットランド

Scottish Government, 『Local government』 [<https://www.gov.scot/policies/local-government/councillors-roles-conduct-pay/>] (最終検索日: 2024年2月20日)

・ウェールズ

Welsh Local Government Association 『How Wales is Governed』

[<https://www.wlgacouncillorsguide.wales/how-wales-is-governed/#:~:text=Wales%20is%20served%20by%2040,county%20or%20county%20borough%20councils>.] (最終検索日: 2024年2月20日)

1 議員の役割

上で述べたように、「2000年地方自治法」以前は、イングランドとウェールズの全ての地方自治体が委員会制度を採用し、議会が議決機関であるのみならず執行機関でもあるため、基本的に全議員が同じ役割を有していたが、同法による改革に伴い、委員会制度を採用しない限り、議員は政策を立案・実行する執行部局に所属するエグゼクティブ（内閣構成議員）と、その政策決定や執行状況を評価・監視する政策評価委員会に所属するバックベンチャー（一般議員）とに大きく分けられることとなった。

2 議員の任期

英国の地方議会議員の任期は4年である。ただし、補欠選挙により議員となった者は、前任の議員の残りの任期だけを勤める。また、9月以降に議員の欠員が生じた場合で翌年5月に選挙が予定されている場合は補欠選挙を行わず空席のままとなる（選挙制度については第5章参照）。

3 議員報酬

英国では「地方議会議員は名誉職」という考えが根強く、従来、基本的に報酬は支給されていなかった（GLAの議会議員には報酬が支給されている）が、「2000年地方自治法」による改革とも併せ、現在は以下①～④の手当が支給されている。支給については①は義務、②～④は任意である。2003年には従来あった出席手当が廃止された。

①基礎手当

全ての議員に等しく支払われる。

②特別責任手当

議長やリーダー等の特別の責任を有する議員に支給される。

③世話手当

議員活動を行うことにより、通常ならば当該議員が行うことのできる子供や扶養家族の世話を外部に委託した場合にその経費を補填するために支給される。

④交通費・実費手当

議員活動を行うことにより発生する交通費やその他の費用を支給する手当。

【表 4 - 2 地方自治体議員報酬例】⁴²

ア オックスフォード・シティ・カウンシル(市レベル、人口 162,100 人)⁴³ 2023 年度報酬

項目	ポンド	円
基礎手当／年	5,471	985 千円
特別責任手当／年 (議会リーダーの場合)	15,237	2,743 千円
世話手当／時間	実費(上限 1,000)	実費(上限 180 千円)
交通費・実費手当 (交通費)	市外のみ支給	市外のみ支給

イ サリー・カウンティ・カウンシル(県レベル、人口 1,203,108 人)⁴⁴ 2023 年度報酬

項目	ポンド	円
基礎手当／年	13,520	2,434 千円
特別責任手当／年 (議会リーダーの場合)	46,780	8,420 千円
世話手当 (子供)／時間	実費	実費
交通費・実費手当 (交通費)	交通用具及び距離により算出	交通用具及び距離により算出

ウ バーミンガム・シティ・カウンシル(一層制大都市[政令市に類似]、人口 1,144,900 人)⁴⁵

2024 年度報酬

項目	ポンド	円
基礎手当／年	18,876	3,398 千円
特別責任手当／年 (議会リーダーの場合)	56,579	10,184 千円
世話手当／時間	10.9	1,962 円
交通費・実費手当 (交通費)	交通用具及び距離により算出	交通用具及び距離により算出

(参考)

グレーター・ロンドン・オーソリティー(GLA) 市長及び議員の給与⁴⁶(人口 8,915,981 人)

⁴² ポンドから円への換算に際しては、千円未満を四捨五入。

⁴³ Oxford City council, 『REPORT BY THE OXFORD CITY COUNCIL INDEPENDENT REMUNERATION PANEL, P7』(2023 年 1 月発行)

[<https://mycouncil.oxford.gov.uk/ecSDDisplay.aspx?NAME=Independent%20Remuneration%20Panel%20Report%202023&ID=856&RPID=15985310>] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

Oxford City council, 『Councillors' Allowances Scheme 2019-23, P87』

[<https://mycouncil.oxford.gov.uk/documents/s46189/Appendix%20%20-%20DRAFT%20Councillors%20Allowances%20Scheme%202019-23%20FINAL.pdf>] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

⁴⁴ Surrey County Council, 『Guide to Members' Allowances and Expenses』(2023 年 5 月発行)

[https://www.surreycc.gov.uk/_data/assets/pdf_file/0007/259243/Guide-to-Members-Allowances-and-Expenses-2023-to-2024.pdf] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

⁴⁵ Birmingham City Council, 『Members' Allowances Scheme』

[https://www.birmingham.gov.uk/downloads/file/4222/members_allowances_scheme] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

⁴⁶ Greater London Authority, 『Salaries, expenses, benefits and workforce information』

[<https://www.london.gov.uk/who-we-are/governance-and-spending/spending-money-wisely/salaries->

2022 年度報酬

役職	ポンド	円
市長	154,963	27,893 千円
議長	72,454	13,042 千円
議員	60,416	10,875 千円

第2節 首長(Directly Elected Mayors)

英国では、従来日本の知事・市町村長のような独立した行政機関の長は存在せず、対外的には議長が地方自治体を代表していたが、政治的実権はリーダーと呼ばれる議会の多数党の指導者が掌握していた。

しかし「2000 年地方自治法」により、イングランドにおいて直接公選首長を導入することが可能となり、一部の地域で、住民投票を経て直接公選首長制度が導入された。さらに、「2011 年地域主義法 (Localism Act 2011)」により、2012 年 5 月、ロンドンを除くイングランドの 10 都市⁴⁷で直接公選首長制度の導入に関する住民投票が実施された (直接公選首長選挙の改革の推移については、第 3 章第 2 節参照)。

現在は 14 の地方自治体で直接公選首長制がとられているが、その割合は非常に少ないのが現状である (直接公選首長選挙の実施状況については、第 3 章第 3 節参照)。また、これらの首長の任期は原則 4 年で、報酬が支給されている。なお、グレーター・ロンドン・オーソリティー (GLA) については GLA 法に基づき 2000 年の発足以来、直接公選首長制がとられている (第 2 章第 2 節参照)。

第3節 事務職員 (Officers)

地方自治体の政策は、直接公選首長若しくはリーダーの主導の下に内閣が決定するが、政策をその監督の下に具体的に実行する事務局のスタッフが事務総長 (Chief Executive) を筆頭とする事務職員である。2023 年第 2 四半期現在イングランド及びウェールズで約 120 万人の事務職員がおり、その内女性職員が約 75%を占めている。なお、女性職員の 8 割程度は男性より低い賃金で勤務している⁴⁸。

1 事務総長 (通常 Chief Executive, 他に Managing Director, Town Clerk 等とも称する。)

事務総長は行政各部の事務組織の長であり、全地方自治体に設置されている。その役割は、①事務局の統括、②地方自治体全般に係る総合的判断や調整、③政策や組織に関する議会への助言等である。事務総長については特別に求められる資格はないが、法律家や会計士出身者が多い。最近の傾向として民間セクター経験者からの採用も増えている。また、事務総長は複数の地方自治体を渡り歩くことも稀ではない。なお、事務総長の横の連絡組織として全

[expenses-benefits-and-workforce-information](#)] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

⁴⁷ バーミンガム、ブラッドフォード、ブリストル、コベントリー、リーズ、マンチェスター、ニューカッスル、ノッティンガム、シェフィールド、ウェイクフィールドの 10 都市。

⁴⁸ Local Government Association, 『Local government workforce summary data - November 2023』 (2023 年 11 月発行) [<https://www.local.gov.uk/local-government-workforce-summary-data-november-2023>] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

国地方自治体事務総長・上級職員協会(Society of Local Authority Chief Executives and Senior Managers : SOLACE)という団体があり、各種研修事業等を行っている。

2 法定職

事務職員の採用については、各地方自治体がその数や職種等を決定する権限を有しているが、次の3つの役割については、法律により全ての地方自治体で設置することとなっている。

(1) 行政サービス長 (Head of Paid Service)

「1989年地方自治・住宅法 (Local Government and Housing Act 1989)」に基づいて設置され、地方自治体全体の事務の調整やスタッフ等の組織面について議会に助言する。事務総長 (Chief Executive) がこの職につく場合がほとんどである。

(2) 財務部長 (Chief Financial Officer)

「1972年地方自治法 (Local Government Act 1972)」に基づいて設置され、地方自治体の財政に関する事項の適正な管理を行う。会計報告の責任者でもある。なお、財務部長は会計士の資格を有しなければならない。

(3) 監督官 (Monitoring Officer)

「1989年地方自治・住宅法」に基づいて設置され、地方自治体内で不法行為や不適切な行為、さらには失政が行われないように注意を払う。不法行為等を発見した場合は、監督官は事務総長や財務部長と協議の上、本会議に報告書を提出しなければならない。通常、監督官には地方自治体の法務部長 (Chief Legal Officer) が指名される。事務総長及び財務部長がこの職に指名されることはない。

また、その他、公衆衛生部長 (Director of Public Health)、児童福祉部長 (Director of Children's Services)、成人社会福祉部長 (Director of Adult Social Services) についても、関連する業務を所管する全ての地方自治体に設置が義務付けられている。

3 採用・異動・任命

(1) 採用

英国では、日本のような定期的な採用や異動は行われておらず、内部異動や転出により欠員が生じた場合は、募集が速やかに行われる。そして書類審査の後、面接により採用者が決定される。通常、幹部職員は全国規模で、その他の職員については地域内で募集が行われる。

また、上級幹部職員等を除き、通常事務職員については、各部局レベルで採用を行い、その任用に関する事項については各部局から議会に報告される。そのため、各部局に人事担当者が置かれ、人事の第一義的な責任を負っている。また、これとは別に、当該地方自治体の統一的人事方針の作成や各部局へのアドバイスを行う人事調整組織 (日本での人事課に相当) も設けられている。採用の面接官は、幹部職員の場合は議員が、その他の職員の場合は職務上の上司及び部局人事担当者が通常行う。

(2) 異動

日本のように、2～3年ごとに定期的に人事異動を行う制度はない。各事務職員の専門性を踏まえた採用が行われているため、同一地方自治体内での部局を越えた異動は少ない。職員が異動や昇進を希望する場合は、その地方自治体内外の空きポストに応募することとなる。特に幹部職員については他の地方自治体への転職も珍しいことではない。

(3) 議員の関与の禁止

応募者が当該地方自治体の議員あるいは部長相当職以上の者と特別な関係がある場合は、申込時点でその旨を告知する必要がある。故意にその旨を隠した場合は、応募者として失格となる（採用後は解雇事由となる）。また、採用に当たって議員に間接直接を問わず接触した場合も失格となる。

一方議員も、採用や昇進に関し、特定の者の採用要求や昇進推薦を行うことは禁止されている。

(4) 任命

募集や異動後に行われる職員の任命については、以下の方法で行われる。

ア 上級幹部職員等（事務総長、各部の部長等の政治的行為制限職に当たる者）

所管する1つ又は複数の委員会の推薦に基づき議会により任命される。

イ その他の職員

議会の定める規則に従い、通常各部局長により任命される。

4 雇用条件

英国には、日本の地方公務員法のような公法上の特別雇用関係を定めた法律はなく、各地方公務員は、民間と同様、私人間の雇用契約に基づき、業務に従事している。

しかし、現実には、雇用主としての地方自治体側と被雇用者としての労働者側代表が締結する自主的集団協定（Voluntary Collective Bargaining）等の形で、全国レベルでの地方公務員の最低限の雇用条件が決定されており、各地方自治体ではこの最低水準に基づき、それぞれの地域的、経済的実情を加味した上で、各々の職種ごとに勤務条件を定めている。

第4節 議員と事務職員

1 議員と事務職員との関係

事務職員の多くは、議員との直接の接触等政治的行為に日常的に関わりを持つことは稀であるが、事務総長等の上級幹部職員は公式・非公式に様々な形で政治的意思決定過程に参加している。しかし、議員と事務職員の間を規定した法令は存在せず、政府は各地方自治体でその慣習や現状を考慮した上で独自に議員と事務職員との関係に関する取り決めを策定することを勧めている。

2 事務職員の政治的中立性

地方自治体においては、最終的に政権を担当することとなる多数党の意見や立場に関わりなく、政治的に偏りのない一定の政策及び行政サービスが維持・確保される必要があり、このため職員の中立性が求められる。そこで以下の事項が「1989年地方自治・住宅法」により定められている。

- ① 地方公務員は、自らが所属する地方自治体の議員となることはできない。
- ② 以下のいずれかの条件に当てはまる地方公務員は、他の地方自治体の議員となることもできない。また政党の職員となること、選挙活動を行うこと、政治的問題について公の場で発言することも禁止されている。加えて国会議員となること、欧州議会議員となること、またその選挙に立候補することも禁止されている。ただし、政党に所属することはできる。

ア 管理職 (Head, Chief) 又は準管理職 (Deputy Chief) の職責にある事務職員、監督官、選挙に関する事務を行う者

イ 地方議員に対して定期的に助言を行う立場にある者、マスコミと定期的に接触する機会を有する者 (広報職員 (Press Officer) 等)

3 政務補助員 (Political Assistant)

事務部局には、「1989年地方自治・住宅法」に基づき、政治からの一定距離を保ちつつ議員に対する政治的アドバイス等の支援を行うため、政務補助員を設置することができる。しかし採用数 (1つの地方自治体につき3人まで) や契約期間、給与等について国務大臣の定める制限があり、採用はあまり進んでいない。

4 議会による事務職員の解雇

議会は違法行為等を行った事務職員を解雇することができるが、その場合、事務総長又は各部局長により提出される報告書を必ず考慮しなければならない。

また、事務総長については「1989年地方自治・住宅法」に基づき、財務部長については「2000年地方自治法」に基づき、議会が解雇を行う場合には、独立した評価人を任命し、その者の同意を得なければならないこととされている。

第5節 「2011年地域主義法」による倫理規定

「2011年地域主義法」では、地方自治体の議員等の倫理規範に関し、次のような法的整備を行った。

- ・英国政府が策定する地方議員行動規範の地方自治体への義務付けを撤廃し、地方自治体が自主的に地方議員の行動規範を策定することが可能となった。
- ・地方議員の営利活動及び不動産・株の所有等の登録制度の導入を地方自治体に義務付けた。
- ・地方議員が、議員として下す判断に影響を与える可能性のある利害関係等について議会への申告を怠ることを違法とした。

第5章 選挙制度

第1節 英国の選挙制度

1 選挙の種類

英国内で行われている選挙には、以下の5種類がある。

- ① 英国議会下院議員選挙（「総選挙（General Election）」と一般的に呼ばれる。）
- ② スコットランド議会、ウェールズ議会及び北アイルランド議会議員の選挙
- ③ グレーター・ロンドン・オーソリティーの公選首長及び議会議員の選挙
- ④ 地方自治体の公選首長及び議会議員の選挙
- ⑤ 公安委員（Police and Crime Commissioner）選挙

2 選挙の方法

英国内で行われている選挙の方法には、以下の3種類がある。なお、地方自治体の首長選挙やグレーター・ロンドン・オーソリティーの首長選挙では、補足投票制度（Supplementary Vote System）が採用されていたが、この制度は2022年選挙法により廃止となり、先順位当選制度が採用されることとなった。

【表5-1 英国の選挙制度】

選出方法	左記選出方法が採用されている選挙
先順位当選制度 (First Past the Post)	英国議会下院議員選挙 地方自治体の議会議員選挙(イングランド・ウェールズ) 地方自治体の首長選挙 グレーター・ロンドン・オーソリティーの首長選挙
小選挙区比例代表連用制 (Additional Member System)	スコットランド議会議員選挙 ウェールズ議会議員選挙 グレーター・ロンドン・オーソリティーの議会議員選挙
単記移譲式投票制度 (Single Transferable Vote)	地方自治体の議会議員選挙(スコットランド・北アイルランド) 北アイルランド議会議員選挙

(1) 先順位当選制度(First Past the Post)

国政選挙である英国議会下院議員選挙と地方議会議員選挙（北アイルランド及びスコットランド以外）、及び地方自治体の首長選挙、グレーター・ロンドン・オーソリティーの首長選挙で採用されている選挙制度は、「先順位当選制度（First Past the Post）」と呼ばれている。当議選挙区において、過半数に達していなくとも、相対的最多数を獲得した候補者が当選するシステムである。小選挙区以外の2、3名という議員定数の複数選挙区の場合は、有権者は当該議員定数と同数の投票数を有する。国会議員選挙は全て小選挙区制である。

(2) 小選挙区比例代表連用制(Additional Member System)

1999年以降、ブレア労働党政権の地方分権政策によって生まれたスコットランド議会、

ウェールズ議会、ロンドン議会議員選挙において、「Additional Member System」と呼ばれる投票方式が採用された。

有権者は一人2票を持ち、それぞれ小選挙区の候補者及び名簿（政党）に対して投票する。開票では、全議員数の一定数を小選挙区で選出した上、各名簿（政党）の得票に応じて、全体として各政党に割り振られるべき最終議席数を算出し、その議席数に達するまで、名簿（政党）から追加的に代表が選出されていく仕組みである。

我が国の衆議院議員選挙に似ているが、衆議院議員選挙のように小選挙区の議席と比例代表区の議席とが各々独立して配分されるのではなく、比例代表は小選挙区で満たされなかった議席数を補充する形で配分されることにより、各政党の最終的な議席数（小選挙区+追加代表）が各政党の得票数にできるだけ比例するように配慮されている。このため、小選挙区で多くの当選者が出過ぎると比例代表では1議席も配分されないということも起こり得る。地方議会を新たに設置するに当たり強大な政権ができないよう配慮された制度でもある。

（3）単記移譲式投票制度(Single Transferable Vote)

北アイルランド及びスコットランドの地方選挙は、全候補者の名前が書かれた投票用紙に優先順位を付ける「単記移譲式投票制度（Single Transferable Vote）」によって行われている。当選者を決める手順は、当選に最低限必要な票（当選基数）をまず決め、これを上回る第一順位の得票数を得た候補者は当選とし、当選者数が議席数に満たない場合は、当選済みの候補者の余剰票（得票数－当選基数）や低得票候補者の票を優先順位に従って他の候補者に移譲する方法で議席数が埋まるまで作業が続けられる。比例代表制の一方式である。

（参考）補足投票制度(Supplementary Vote System)

英国史上初めての公選首長選挙であった2000年のグレーター・ロンドン・オーソリティー市長選挙では、「補足投票制度（Supplementary Vote System）」という新たな制度が導入された。有権者は第一候補者と第二候補者に投票し、第一候補者得票数が50%を超える候補者があれば当選が確定されるが、そうでない場合は上位二者に対して、それ以外の候補者への第二候補者として投じられた票を加算する。2002年5月以降、イングランドの地方自治体において直接公選首長制が導入（第4章第2節参照）され、これらの直接公選首長選挙でも補足投票制度が採用されていた。しかし、2022年選挙法によりこの制度は廃止となり、地方自治体の首長選挙とグレーター・ロンドン・オーソリティーの首長選挙では先順位当選制度が採用されることとなった。

第2節 地方選挙区の定数

英国の地方選挙の各選挙区とその定数は以下の表のとおりである。

【表5-2 英国の地方選挙区定数(2023年現在)】⁴⁹

地域	地方自治体	選挙区名	選挙区の定数
イングランド	カウンティ(県)	ディビジョン	1～3名
	ディストリクト	ウォード	1～3名
	大都市圏ディストリクト	ウォード	3名
	ユニタリー	ウォード	1～3名 ⁵⁰
	ロンドン区	ウォード	1～3名
ウェールズ	ユニタリー	ウォード	1～5名
スコットランド	ユニタリー	ウォード	3～4名
北アイルランド	ディストリクト	ウォード	5～7名

第3節 選挙日程

「1972年地方自治法」に基づき、国務大臣が特別の定めをする場合以外は、原則として5月の第1木曜日が投票日とされている。「2000年国民代表法 (Representation of the People Act 2000)」により、国務大臣の定めに基づいて郵便投票、週末投票、投票日の複数化等各種の投票方法を導入できることとなったが、郵便投票以外は制度化されていない。

また、「2000年地方自治法」により、イングランドの地方選挙の実施方式について、以下の3つの選択肢が与えられた。国務大臣が特定の地方自治体に対してその選挙制度や日程を指示することができるものとされた。

- ① 4年ごとに実施し、全議員を一斉に改選する方式
- ② 2年ごとに実施し、議員の2分の1ずつを改選する方式
- ③ 4年に3度実施し、議員の3分の1ずつを改選する方式

さらに、2007年10月30日に成立した「2007年地方自治法」で、イングランドの地方自治体は、これらのうちどの方式を採用するかを自ら選ぶことが可能になった。この結果、現在は地方自治体の区分ごとに表5-3に示すような改選時期が採用されている。

⁴⁹ Lewis Baston, Electoral Reform Society, 『The cycle for elections to English and Welsh local authorities』(2000年8月発行)に基づいて作成・更新

⁵⁰ なお、制度上、他のユニタリーとは異なる位置づけをもつ地方自治体である Isles of Scilly は全5ウォード中、4つのウォードから1名ずつの議員が選出され、残り1ウォードからは12名の議員が選出される。

【表5-3 英国の地方自治体の改選時期】

地 域	地方自治体	地方自治体数	改選時期	改選数
イングランド ⁵¹	カウンティ(県)	21	4年に1回	全議員改選
	ディストリクト	108	4年に1回	全議員改選
		49	4年に3回	1/3 ずつ改選
		7	2年に1回	1/2 ずつ改選
	大都市圏ディストリクト	6	4年に1回	全議員改選
		30	4年に3回	1/3 ずつ改選
	ユニタリー	48	4年に1回	全議員改選
		15	4年に3回	1/3 ずつ改選
ロンドン区	32	4年に1回	全議員改選	
シティ・オブ・ロンドン	1	4年に1回	全議員改選	
ウェールズ ⁵²	ユニタリー	22	5年に1回	全議員改選
スコットランド ⁵³	ユニタリー	32	4年に1回	全議員改選
北アイルランド ⁵⁴	ディストリクト	11	4年に1回	全議員改選

第4節 有権者

イングランドの地方選挙の有権者は以下の要件を満たした者のうち、当該地方自治体に選挙人登録をした者である。

- ① 18歳以上の英国国籍者、英連邦加盟国の国籍者、アイルランド共和国を含むEU加盟国の国籍者⁵⁵
- ② 次の法的欠格事項に該当しない者
 - ア 精神保健法に基づき、精神病治療施設に収容されている者
 - イ 有罪判決を受け刑務所に収容されている者
 - ウ 投票日前の5年間に選挙に関する不正・違法行為が原因で有罪となった者

なお、国政（英国議会下院）選挙の有権者の年齢要件も地方選挙と同じく18歳以上である。また、①について、スコットランドとウェールズでは、16歳以上かつ外国人を含む合法的な居住者が有権者であり、年齢要件及び国籍要件のいずれにおいてもイングランドより広く認められている。

⁵¹ Department for Levelling Up, Housing & Communities, 『Election timetable in England』(2023年1月31日発行) [<https://www.gov.uk/government/publications/election-timetable-in-england/election-timetable-in-england>] (最終検索日：2024年2月20日) ※便宜上、シリー諸島はユニタリーに計上

⁵² Welsh Government, 『Local democracy in Wales』(2023年8月7日発行) [<https://www.gov.wales/local-democracy-wales-introduction-governance-local-government-html>] (最終検索日：2024年2月20日)

⁵³ Scottish Elections Act 2016 [http://www.legislation.gov.uk/asp/2016/13/pdfs/asp_20160013_en.pdf]

⁵⁴ Northern Ireland Government 『Elections』 [<https://www.nidirect.gov.uk/articles/elections>] (最終検索日：2024年2月20日)

⁵⁵ 2024年5月の地方選挙後より、EU加盟国の国籍者について、2021年1月1日より前から合法的に英国居住している者は地方選挙の投票権及び被選挙権を維持し、2021年1月1日以降に英国に居住開始した者は、英国と本国の間で協定が結ばれている場合に限り投票権のみを得ることができるとなる予定。2023年7月時点で、スペイン、ポルトガル、ルクセンブルク、ポーランドと協定が締結されている。House of Commons Library, 『Can EU citizens take part in UK elections after Brexit?』(2023年7月17日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/can-eu-citizens-take-part-in-uk-elections-after-brexit/>] (最終検索日：2024年2月20日)

②イの被収容者の選挙権については、これまでに、英国が全ての被収容者の選挙権を剥奪していることは、欧州人権条約に違反しているとの判決が欧州人権裁判所から下されている。これを受けて2010年12月から英国政府は、一部の被収容者選挙権を認める法改正を行う方針を示しているが、いまだ、英国全域を対象とする法改正には至っていない。しかし、スコットランドにおいては、「2020年スコットランド選挙法（Scottish Elections (Franchise and Representation) Act 2020）」により、刑期が12ヶ月以下であれば、スコットランド議会及び地方選挙において選挙権が認められている⁵⁶。

第5節 被選挙権者

英国の地方選挙の被選挙権者は、18歳以上（2006年選挙管理法（The Electoral Administration Act 2006）により「21歳以上」から引き下げられた）の英国国籍者、英連邦加盟国の国籍者、アイルランド共和国を含むEU加盟国の国籍者⁵⁷で、以下の①～④の要件のうちいずれかを満たす者は被選挙権を有する。ただし、破産宣告を受けている者や、過去に懲役刑の判決を受けた者等は立候補できない。

- ① 当該選挙区の有権者として登録をしている者
- ② 立候補前の12ヶ月間選挙区内の土地若しくは建物を占有している者
- ③ 立候補前の12ヶ月間選挙区内に主な職場を有する者
- ④ 立候補前の12ヶ月間当該選挙区の住民である者（なおパリッシュやウェールズのコミュニティ・カウンスルについては選挙区から3マイル以内に住んでいる住民も該当する。）

第6節 選挙区割り

英国においては、各地区の選挙管理委員会の下に設置されている選挙区画定審議会（Local Government Boundary Commission for England, Local Government Boundary Commission for Wales, Local Government Boundary Commission for Scotland, Local Government Boundary Commission for Northern Ireland）によって、有権者間の不平等（一票当たりの格差）の是正を目的に選挙区等が見直されている。

第7節 選挙人登録

1 選挙人登録

英国においては、ディストリクトやロンドン区、シティの基礎自治体と、ユニタリーや大都市圏ディストリクトの一層制の地方自治体が選挙人登録事務を行っており、毎年選挙人登録票を各世帯に配布し、その返信内容に基づいて毎年10月に最新の選挙人登録簿を調整している。

⁵⁶ Electoral Commission, 『Prisoners』 [<https://www.electoralcommission.org.uk/voting-and-elections/who-can-vote/other-registration-options/prisoners>]（最終検索日：2024年2月20日）

⁵⁷ 第4節の脚注のとおり、2024年5月の地方選挙後より、2021年1月1日以降に英国に居住を開始したEU加盟国の国籍者は、被選挙権を有しないこととなる予定。

「2013 年選挙登録及び選挙事務法 (Electoral Registration and Administration Act 2013)」により、イングランド、スコットランド、ウェールズにおいては、2015 年末までに、従来のような世帯ごとではなく、個人単位での選挙人登録を導入することとなった。現在の選挙人名簿とその他の公的な記録を照合し、一致する選挙人については改めて登録を行う必要はない。それ以外の選挙人については個別に登録する必要がある。

北アイルランドにおいては、2002 年から世帯ごとではなく個人単位による選挙人登録が行われている。イングランドとウェールズにおいては、個人単位の選挙人登録への移行は地方議会選挙と欧州議会選挙後の 2014 年 6 月に開始され、スコットランドにおいては、スコットランドの独立に関する住民投票後の 2014 年 9 月に導入された。

2 2000 年国民代表法

政府は、選挙事務の適正化を図るため、2000 年 3 月に「2000 年国民代表法 (Representation of the People Act 2000)」を成立させた。同法で定められた主な点は、次の 2 つである。

① 選挙人登録簿として本来の登録簿と商業目的用の匿名登録簿の 2 つを作成

英国では、住民登録制度がないため、その代わりとして選挙人登録簿が以前から商業目的に利用されてきており有償で販売されていたが、政府は個人情報の保護を強化するために、政党や選挙管理委員会が利用する選挙人登録簿の原本とは別に、個人情報保護の観点から加工した商業目的の匿名登録簿を作成することとした。

② 選挙登録事務の改善

選挙直前に住居等を移動した人々の選挙権を救済することを目的として、従来、1 年に 1 回行っていた選挙人登録を、登録変更を希望する住民の分については月 1 回実施することとし、通年事務化した。

3 2006 年選挙管理法

政府は、「2006 年選挙管理法 (Electoral Administration Act 2006)」によって、以下の改正を行っている。

① 被選挙権年齢を 21 歳から 18 歳へ引き下げた。

② 選挙人オンライン登録制度 (CORE)⁵⁸を確立できるようにするとともに、選挙人登録期間を投票日の 11 日前までに変更した。

③ 郵便投票の不正申請を新たに違法行為とするとともに、登録時に虚偽の申請をすることも違法行為となった。

④ 選挙人登録をするひとり一人に本人確認の ID、署名、生年月日の提出が求められるようになった。

⁵⁸ 地域の選挙人名簿を一括統合して電子データベースとして構築したもの

4 2013年選挙登録及び選挙事務法

政府は、「2013年選挙登録及び選挙事務法（Electoral Registration and Administration Act 2013）」によって、以下の改正を行っている。

- ① 世帯ごとではなく個人単位による選挙人登録を導入した。
- ② 未登録の選挙人を把握する等の目的のため、既存の選挙人登録簿のデータとその他の公的データを照合することを可能とする法的枠組みを策定した。
- ③ 選挙人登録の要請に応じないことを、刑法上の「犯罪」という扱いから、民事上の「違反」という扱いへ変更した。
- ④ 英国議会下院選挙の選挙期間を17日から25日に延長した。

5 2022年選挙法

「2022年選挙法（Elections Act 2022）」によって、有権者は投票時に投票所で写真付きの身分証明書の提示が求められることとなった。

第8節 マニフェスト

国政選挙に用いられるマニフェストは、「2000年選挙・住民投票法（Elections and Referendums Act 2000）」の中で「Election material」として規定があるが⁵⁹、地方選挙で用いられるマニフェストについては法的規定がない。

地方選挙のマニフェストには法的位置づけはなく、政党の政策指針を示すものという位置づけになっている。マニフェストは政党を法的に拘束するものではなく、政党が統一した意思（政策）を議員に示し、住民にアピールしていくための手段として用いられている。

第9節 インターネットによる選挙運動

「2022年選挙法（Elections Act 2022）」により、選挙関連の印刷文書と同様に、選挙委員会が政党や公職の候補者に対し、SNSやウェブサイト上の広告においても発行者の住所と氏名を明記することが規定された。

第10節 地方選挙の状況

1 直近の選挙結果

2019年地方選挙後の支配政党別地方自治体数は表5-4のとおり。なお、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響で地方選挙が実施されなかった。

⁵⁹ Elections and Referendums Act 2000

【表5-4 支配政党別地方自治体数(イングランド)】⁶⁰

	2019	2020	2021	2022	2023
保守党	143	—	139	126	70
労働党	91	—	77	78	99
自由民主党	23	—	22	26	37
その他 ⁶¹	5	—	5	6	4
支配政党なし	79	—	88	95	103

2 投票率向上への取組

「2000年国民代表法」を受け、2000年5月4日の地方選挙以降、投票率の向上を主な目的として実施を希望する地方自治体及び選挙区においてパイロット・スキーム（郵便投票、投票期間及び投票時間の拡大、電子投票、電子開票、移動投票所等）が実施されてきた。このうち、投票率に一定の改善がみられたのは郵便投票によるものであった。

2007年でパイロット・スキームは終了した。結果として現在全国で郵便投票が導入されているが、電子投票等その他の取組は実施されていない。

⁶⁰ House of Commons Library, 『Local election 2023: Results and analysis』(2023年5月23日発行)
[\[https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9798/\]](https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9798/) (最終検索日: 2024年2月20日) なお、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響で選挙が実施されなかった。

⁶¹ 無所属議員のみで議会が構成されている場合等。

第6章 地方財政

第1節 地方自治体の歳入歳出構造

1 概要

地方自治体の会計は、經常会計（Revenue Account）及び資本金会計（Capital Account）に大きく二分される⁶²。經常収入を資本収入に繰入れることは可能だが、資本収入を經常収入に繰入れることはできず、2つの会計は明確に区別され、異なる財源がそれぞれに充当されている。また經常会計は、一般經常会計（General Fund Revenue Account）、商業会計（Trading Services Revenue Account）、住宅会計（Housing Revenue Account）の3つから構成される。

会計年度は日本と同様、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

2 政府全体の財政再建への取組と地方財政への影響

キャメロン保守党・クレグ自由民主党連立政権では、地方自治体及び地域により大きな権限と自由裁量を与えることで地域コミュニティの強固な権限を新たに確立し、財政赤字を削減することを目的として、「2011年地域主義法（Localism Act 2011）」及び「2012年地方財政法（Local Finance Government Act 2012）」を成立させた。これらの法律は地方財政に大きな影響を及ぼすものであった。成立まで、及び成立後の経過は以下のとおり。

○2010年10月：「2010年支出見直し（Spending Review 2010）」発表

2011年度から2014年度までの4年間をカバーする支出計画等が財務省により発表された。この支出見直しは国の財政状況及び政府の支出計画を示すものである。「2010年支出見直し」で地方財政に関係する主な項目は以下のとおりであった。

- ・ 英国政府から地方自治体に交付される補助金を2011～2014年度の4年間で、実質ベースで28%削減する。
- ・ インフラ設備建設を目的とした各省から地方自治体への支出は2011～2014年度の4年間で約45%削減される（インフラ設備建設を目的とした支出の公共部門全体での同4年間の削減率は29%とした）。
- ・ 「コミュニティ予算（Community Budgets）」を試験的に実施する⁶³。
- ・ 2011年度より、年間70億ポンドに上る地方自治体向け補助金の使途制限を撤廃する。

⁶² この他に地方税のカウンシル・タックスの徴税自治体にはその徴収に係る徴収基金会計（Collection Fund Account）や年金基金会計（Pension Funds Account）がある。

⁶³ コミュニティ予算は地域に投入される公共支出をプールし、これを使って、地域の公共組織及びそのパートナー組織が、様々な分野の問題により効率的に取り組むという仕組みである。具体的には、社会的、経済的、健康的又は育児等に関して深刻な問題を数多く抱える家族に対する支援等について、様々な組織が協力することでより総合的なアプローチを実施し、公共サービス提供のあり方を見直すことでより効果的な方法を検証・実施するものである。2011年4月よりイングランド内の16の地域で試験的に導入され、2013年度には第2段階として4つの広域自治体で試験的に実施されたものの、正式導入には至らなかった。

- ・ 地方自治体の新たな資金調達方法として、「増加税収財源措置（Tax Increment Financing: TIF）」を導入する（第6節参照）。

○2011年3月：「地方財源見直し（Local Government Resource Review）」開始

地方自治体に対し財政面でより多くの自由裁量を付与し、地方自治体が地域の民間部門の成長と地域経済再生を支援できるよう、より大きなインセンティブを与えること等、地方自治体の財源調達手段、特にノン・ドメスティック・レート（第3節参照）の再地方税化を中心に検討が行われた。具体的検討項目については以下のとおりであった。

- ・ ノン・ドメスティック・レート税収の一部の地方自治体による保持、及び同モデルの導入によって、地方自治体財政の政府財源への依存度にどのような影響が及ぶか。
- ・ 可能な限り地域への権限移譲を進めるという方針を維持しながら、ノン・ドメスティック・レートの大幅な引き上げを回避する方法。

○2011年11月：2011年地域主義法（Localism Act 2011）成立

地方財政に関する主な項目は以下のとおりである。

- ・ 住宅会計助成金の廃止（第1節）
- ・ キャッピング制度の廃止（第2節）

○2012年12月：2012年地方財政法（Local Finance Government Act 2012）成立

地方財政制度の幅広い改革を実行した法律であり、政府が地方自治体及び地域経済の支援を目的として実施している広範な財政政策を補完するものであった。主な内容は以下のとおりである。なお、当該法律の大半は2013年度以降に実施されている。

- ・ ノン・ドメスティック・レート配分方法の変更（第3節）
- ・ 増加税収財源措置（Tax Increment Finance）の導入（第6節）

キャメロン保守党政権においても、こうした方針は引き継がれた。

2015年11月に発表された「2015年支出見直し・秋季財政報告書（Spending Review and Autumn Statement 2015）」では、2016年度から2019年度までの4年間の公共支出が、財務省主導で見直されている。財政赤字解消を目的とする公共支出削減の方針に沿って、大半の省の支出が削減されるなか、イングランドの地方自治体への政府補助金も、連立政権下に続き、さらに大きく削減された。その一方で、イングランドの地方自治制度の改革として、次の施策案が発表された。

- ・ 地方自治体が、ノン・ドメスティック・レートの税収を全額保持できるよう制度を改正するとともに、ノン・ドメスティック・レートの税率の引き下げを自由に決定できる権限を与える。
- ・ 追加的なノン・ドメスティック・レートを課す権限を与える。
- ・ 高齢者ケアサービスの資金を調達することを目的として、毎年度のカウンシル・タ

ックスの引き上げ率を、政府が決定する引き上げ率の上限より最大2%まで高く設定する権限を与える。

メイ政権では、前キャメロン政権までの「小さな政府」を志向してきた保守党政権の路線と一線を画し、経済政策の大胆な転換に乗り出した。法人税率を先進国最低の水準まで引き下げるほか、企業だけでなく低所得者層への助成など歳出の拡大を打ち出し、財政緊縮路線の緩和を表明した。

その流れは、後任のジョンソン政権にも引き継がれ、経済活性化を重視した拡張的な財政運営を掲げた。2022年2月には、英国全土の地域活性化（レベリングアップ）に関する「レベリングアップ白書」を発表し、国内の地域間格差解消に向けた12のミッションが示された⁶⁴。ミッションには、国内全地域において国際競争力を有する都市を育成すること、経済的に豊かなイングランド南東部以外の地域に対する研究開発に関する公共投資を少なくとも40%増加させることなどが含まれている。現行のスナク政権でも経済成長、雇用創出に注力しており、地方の権限を強化する「先駆的的地方分権協定（trailblazer devolution deals）」（第7章第2節）を新たに創設するなど、レベリングアップの方針も一定程度引き継がれている。

3 地方自治体の歳入構造

経常会計及び資本会計を合わせた、イングランドの地方自治体の歳入は表6-1のとおり。2021年度における地方自治体の歳入合計のうち、約47%が英国政府からの補助金であることがわかる。

⁶⁴ Department for Levelling Up, Housing and Communities, 『Levelling Up the United Kingdom』（2022年2月2日発行） [<https://www.gov.uk/government/publications/levelling-up-the-united-kingdom>]（最終検索日：2024年2月20日）

【表6-1 2017年度～2021年度 地方自治体の歳入(イングランド)】⁶⁵

【単位:百万ポンド】

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
補助金	地方交付金(Revenue Support Grant) ⁶⁶	4,383	1,493	700	1,657	1,629
	警察補助金(Police Grant)	7,838	7,713	7,669	7,987	8,228
	AEF ⁶⁷ 内特定補助金 (Specific grants inside AEF)	43,333	42,810	42,656	51,215	50,333
	地域公共サービス補助金 (Local Services Support Grant)	39	24	30	22	28
	新型コロナウイルス感染症一般・収入補助金 (Covid-19 general and income grants)	—	—	—	6,622	2,871
	AEF 外の補助金 (Grants outside AEF)	22,562	20,704	18,007	16,879	15,293
	住宅会計 政府補助金及び助成金 (Housing Revenue Account Government Grants and Assistance)	159	207	191	236	198
	資本支出に係る補助金 (Grants towards capital expenditure)	8,934	9,867	8,702	9,262	10,195
	補助金 合計額 (Total grant income)	87,249	82,817	77,955	93,879	88,775
	自主財源	カウンスル・タックス (Council Tax)	30,454	32,001	33,183	34,040
ノン・ドメスティック・レート税収 (Retained income from Rate Retention Scheme)		16,707	19,454	18,163	17,323	17,695
利子収入 (External interest receipts)		1,288	1,631	1,781	1,522	1,611
資産売却収入等 (Capital receipts)		3,051	3,421	2,358	2,105	2,364
使用料・手数料 (Sales, fees and charges)		14,028	14,268	14,056	11,426	13,832
賃借料収入 (Council rents)		7,724	7,744	7,543	7,426	7,087
自主財源 合計額 (Total locally-funded income)		73,252	78,520	77,084	73,842	77,023
その他歳入 (Other income and adjustments)	20,911	20,648	20,925	21,321	21,238	
合計 (Total income)	181,411	181,985	175,964	189,042	187,036	
補助金の割合 (Grants as a percentage of total income)	48%	46%	44%	50%	47%	

⁶⁵ Department for Levelling Up, Housing and Communities, 『Local Government Financial Statistics England No.33 2023, P9, Table2.1a』 (2023年6月発行)

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1162847/Local_Government_Financial_Statistics_England_2023.pdf] (最終検索日: 2024年2月20日)

⁶⁶ 主に「ノン・ドメスティック・レート交付金」が財源。「ノン・ドメスティック・レート交付金」は、従来各地方自治体が徴収したものを国が再分配していたが、「2012年地方財政法」により、50%を地方自治体の自主財源として保有し、残り50%は国庫に一旦プールされ、地方交付金又はその他特定補助金の形で政府から地方自治体に再分配される仕組みとなった(第3節参照)。

⁶⁷ 統合外部財源(Aggregate External Finance)の略称。地方自治体が自ら所掌する事務に係る財源に充てられる。

4 経常会計 (Revenue Account)

(1) 一般経常会計 (General Fund Revenue Account)

英国の地方自治体の一般経常会計では、主に利用料及び手数料収入は、対応する歳出と相殺され結果的に歳出から控除した形で計上される。また、英国では一般経常会計と資本会計という区分が導入されていることから、元本償還費は一般経常会計としては計上せず、利払費と減価償却費が資本会計に計上される。

ア 経常支出 (Revenue Expenditure / Current Expenditure)

経常支出は職員の人件費や、施設維持費、サービス費等の経常的経費に関するもので、主に地方交付金 (Revenue Support Grant) 等の政府補助金やノン・ドメスティック・レート、カウンシル・タックス (第2節参照) 等を財源としている。経常支出はその性質によって、様々な定義がある。

- ・ 経常支出 (Current Expenditure) - 全ての経常的経費に係る支出。
- ・ 純経常支出 (Net Current Expenditure) - 経常支出から対応する使用料、手数料、その他の諸収入分を相殺し控除したもの。
- ・ 経常 (歳入) 支出 (Revenue Expenditure) - 純経常支出から AEF 外特定補助金を控除し、他会計繰出金を加えたもの。
- ・ 純経常 (歳入) 支出 (Net Revenue Expenditure) - 経常支出から AEF 内特定補助金を控除した支出。

2021 年度のイングランドの地方自治体における純経常支出について見てみると、表 6-2 のとおり教育分野 (32.5%)、社会福祉分野 (28.3%)、警察 (12.7%) 及び文化・環境・計画 (9.4%) の分野が大きな割合を占めている。

【表6-2 2017年度～2021年度 地方自治体の純経常支出(イングランド)／目的別内訳】⁶⁸

【単位:百万ポンド】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	構成比
教育 (Education)	37,277	36,586	36,068	35,984	36,532	32.5%
道路・交通 (Highways and transport)	4,618	4,378	4,157	8,449	5,589	5.0%
社会福祉 (Social care)	27,917	28,889	29,677	31,459	31,726	28.3%
公衆衛生 ⁶⁹ (Public Health)	3,888	3,721	3,571	4,085	4,437	4.0%
住宅(特別会計を除く) Housing (excluding Housing Revenue Account)	1,775	1,899	1,963	2,209	2,292	2.0%
文化・環境・計画 (Cultural、 Environment and Planning)	9,581	9,574	9,687	10,885	10,503	9.4%
警察 (Police)	12,899	12,969	13,500	14,091	14,268	12.7%
消防・救急 (Fire & Rescue)	2,278	2,276	2,388	2,363	2,377	2.1%
庁舎管理等 (Central services)	3,541	3,418	3,596	4,391	4,292	3.8%
その他 (Others)	-22	54	47	559	260	0.2%
合 計	103,752	103,763	104,654	114,473	112,276	100.0%

⁶⁸ Department for Levelling Up, Housing and Communities, 『Local Government Financial Statistics England No.33 2023, P25-26, Table3.2a』 (2023年6月発行)

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1162847/Local_Government_Financial_Statistics_England_2023.pdf] (最終検索日: 2024年2月20日)

⁶⁹ 「2012年保健・高齢者ケア法(Health and Social Care Act 2012)」により、公衆衛生に関する事務が地方自治体に移管されたことに伴い、2013年度から新設。

イ 経常収入

経常収入のうち、地方交付金（Revenue Support Grant）、ノン・ドメスティック・レート交付金（Redistributed Non Domestic Rate）、警察補助金、その他政府補助金（AEF 内特定補助金及び GLA 補助金）は英国政府から地方自治体に交付される財源である。2021年度において、地方自治体の主な自主財源（地方税）であるカウンシル・タックス（Council Tax）は31%を占めている（表6-3参照）。第1節3にも述べたように、英国の地方自治体は財源の多くを政府からの補助金等に依存しており、財政上の自立性はきわめて限られている。

【表6-3 2018年度～2022年度 地方自治体の経常収入(イングランド)／主な財源内訳】⁷⁰

【単位:百万ポンド】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	構成比
AEF 内特定補助金 (Specific grants inside AEF)	45,479	44,916	44,761	53,704	52,779	45.3%
地方交付金 (Revenue Support Grant)	4,596	1,565	734	1,737	1,708	1.5%
警察補助金(Police Grant)	8,219	8,087	8,041	8,375	8,628	7.4%
地域公共サービス補助金 (Local Service Support Grant)	—	—	—	23	29	0.0%
新型コロナウイルス感染症一般補助金及び補償金 (COVID-19 general grants and compensation)	—	—	—	6,944	3,011	2.6%
カウンシル・タックス (Council tax requirement)	31,934	33,555	34,795	35,695	36,107	31.0%
ノン・ドメスティック・レート税収 (Retained Income from Rate Retention Scheme)	17,517	20,400	19,046	18,164	18,555	15.9%
その他 (Other) ⁷¹	-182	-1,549	1,233	-6,512	-2,300	-2.0%
合計 ⁷²	107,565	106,951	108,613	118,086	116,548	100.0%

⁷⁰ Department for Levelling Up, Housing and Communities , 『Local Government Financial Statistics England No.33 2023, P27, Table3.2a』 (2023年6月発行)

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1162847/Local_Government_Financial_Statistics_England_2023.pdf] (最終検索日: 2024年2月20日)

⁷¹ 「その他」には、「Appropriations to (-)/ from(+) Reserves (excluding Pensions)」及び「Council tax collection fund surplus (+) / deficit (-)」を含む。

⁷² 地方自治体から提供されたデータに不整合があるため、構成要素の合計と一致しない。

(2) 商業会計(Trading Services Revenue Account)

地方自治体は、様々な商業的サービスを提供しており、これらは、基本的にはサービスの受け手の支払いによって成り立つ性質を有するものである。

商業会計では、二種類のサービスがある。一つは、手数料や使用料収入及び売却収入を伴う他の地方自治体向けのサービス、もう一つは個人又は民間企業一般に対する商業的サービスである。具体的には、地方自治体向けサービスとしては、建物の清掃、地方自治体法務、廃棄物収集等があり、地方自治体以外の一般向けサービスとしては空港や劇場、公営市場の運営等に関するものがある。

(3) 住宅会計(Housing Revenue Account)

住宅会計は、地方自治体が所有する住宅に関する会計である。従来、この会計は賃貸料と英国政府からの補助金（住宅会計助成金；Housing Revenue Account subsidy）で賄われていた。イングランドにおける 2021 年度の歳出は約 88 億 7,100 万ポンドで、歳入は約 87 億 7,900 万ポンドであった⁷³。

しかし、住宅会計助成金については 2011 年地域主義法（Localism Act 2011）により 2012 年 4 月から廃止された。この改正は、各地方自治体が長期的な視点で公営住宅供給の量の調整、質及び効率性を向上させるインセンティブと柔軟性を与えることを主な目的としており、これまで一旦国庫に納付されていた地方自治体の賃借料収入は、新たに導入される地方自治体単位での独立した公営住宅会計で地方自治体が保有し、公営住宅サービス提供資金として使うことが可能となった。

5 資本会計(Capital Account)

(1) 資本支出

資本支出とは、土地の取得、道路及び建物、その他の構造物の取得、建設等に係る支出を指している。2021 年度の歳出規模はイングランドの地方自治体全体で約 260 億ポンドとなっており、目的別では交通（約 28.4%）、住宅（約 28.0%）、教育（約 8.3%）が大きな割合を占めている（表 6 - 4 参照）。

⁷³ Department for Levelling Up, Housing and Communities , 『Local Government Financial Statistics England No33 2023, P34, Table3.6a』 (2023 年 6 月発行)
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1162847/Local_Government_Financial_Statistics_England_2023.pdf] (最終検索日：2024 年 2 月 20 日)

【表 6 - 4 2017 年度～2021 年度 地方自治体の資本支出（イングランド）／目的別内訳】⁷⁴

【単位：百万ポンド】

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	構成比
教育 (Education)	3,141	2,623	2,437	2,146	2,171	8.3%
交通 (Highways & Transport)	7,278	8,391	7,884	8,069	7,400	28.4%
社会福祉 (Social Care)	322	365	391	293	352	1.4%
公衆衛生 (Public Health)	11	22	22	24	26	0.1%
住宅 (Housing)	6,178	5,831	6,385	6,064	7,278	28.0%
文化・芸術活動 (Culture & Related Services)	1,203	1,196	1,310	1,162	1,291	5.0%
環境・規制 (Environmental & Regulatory Services)	1,310	659	751	744	918	3.5%
企画・開発 (Planning & Development Services)	1,761	1,820	1,995	1,762	2,006	7.7%
デジタルインフラストラクチャー (Digital Infrastructure)	-	-	147	178	230	0.9%
警察 (Police)	1,006	736	801	849	738	2.8%
消防・救急 (Fire & Rescue Services)	174	161	172	171	163	0.6%
庁舎管理等 (Central Services)	2,145	1,878	1,984	2,019	1,867	7.2%
貿易 (Trading)	3,278	4,355	3,449	1,930	1,578	6.1%
合 計	27,805	28,037	27,728	25,410	26,019	100.0%

(2) 資本収入

資本収入の内訳は表 6 - 5 のとおりで、2021 年度において借入金が全体の 33.9%を占めている。資本補助金は、インフラ整備、地域再生等、特定の目的のために英国政府等から交付されるもので、資本収入総額の 30.4%を占めている。なお、経常収入を資本収入に繰入れることは可能だが、資本収入を経常収入に繰入れることはできない。

⁷⁴ Department for Levelling Up, Housing and Communities , 『Local Government Financial Statistics England No.33 2023, P37, Table4.1b』 (2023 年 6 月発行)
[\[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1162847/Local_Government_Financial_Statistics_England_2023.pdf\]](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1162847/Local_Government_Financial_Statistics_England_2023.pdf) (最終検索日：2024 年 2 月 20 日)

【表6-5 2017年度～2021年度 地方自治体の資本収入(イングランド)内訳】⁷⁵

【単位:百万ポンド】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	構成比
資本補助金 (Central Government Grants)	6,686	7,681	6,364	6,909	8,069	30.4%
資本売却収入 (Use of Capital Receipts)	3,051	3,421	2,358	2,109	2,364	8.9%
経常収入繰入金 (Revenue Financing of Capital Expenditure)	4,562	4,274	4,678	4,023	4,968	18.7%
借入金 (Capital Expenditure Financed by Borrowing/Credit)	11,085	10,735	12,125	10,570	9,000	33.9%
その他 (Others)	2,250	2,185	2,338	2,354	2,127	8.0%
合計	27,634	28,296	27,864	25,966	26,526	100.0%

第2節 地方税制度

1 地方税の歴史

1990年まで存続したレート(Rates)は、「1967年レート法(Rates Act 1967)」によって居住用資産を対象とする税と事業用資産を対象とする税が区分され、それぞれドメスティック・レート(Domestic Rate)、ノン・ドメスティック・レート(Non Domestic Rate)として扱われていた。

その後、ドメスティック・レートは1990年にサッチャー保守党政権によって廃止され、コミュニティ・チャージ(通称人頭税(Poll Tax))が導入されるとともに、ノン・ドメスティック・レートは国税化され、一旦国庫に納められた後、各地方自治体の成人人口数に応じて配分されることとなった(第6章第3節参照)。

コミュニティ・チャージの導入に対しては各地で抗議活動が相次ぎ、1990年の下院補欠選挙及び地方選挙での保守党の大敗につながった。これを受けてサッチャー政権は退陣し、同年11月に誕生したメージャー政権の下で1993年にコミュニティ・チャージは廃止され、新たにカウンスル・タックスが導入された。

⁷⁵ Department for Levelling Up, Housing and Communities, 『Local Government Financial Statistics England No.33 2023, P39, Table4.2a』(2023年6月発行)
[\[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1162847/Local_Government_Financial_Statistics_England_2023.pdf\]](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1162847/Local_Government_Financial_Statistics_England_2023.pdf) (最終検索日:2024年2月20日)

2 カウンシル・タックス(Council Tax)

(1) 基本的性格

同税は、資産税の側面と、住民税の側面を併せ持つ、唯一の地方税である。税額は1つの居住用資産に成人2人の居住を基本として算出される。これにより、成人1人のみが居住する場合は課税額が25%減免される一方、居住する成人が3人以上であっても税額は変わらない仕組みとなっている。

(2) 資産評価

居住用資産の評価は、歳入・関税庁評価事務所(Valuation Office Agency)により行われる。各資産はA～Hまでの8つの価格帯(Bands)に区分され(表6-6)、価格帯間の税額の比率は「1992年地方財政法(Local Government Finance Act 1992)」により決められている。

ただし、現在も1991年4月時点での評価額が課税標準とされている。「2003年地方自治法(Local Government Act 2003)」によって10年に1回評価替えを行うよう定められたものの、資産の再評価作業については、再評価により高価格帯へ価格帯が変更されるおそれのある住民等の反発やその他政治的な理由によりこれまでのところ実施されていない。

【表6-6 イングランドにおける資産評価帯】

価格帯	資産評価額(£)	税額の比率
A	~40,000	6
B	40,001~52,000	7
C	52,001~68,000	8
D	68,001~88,000	9
E	88,001~120,000	11
F	120,001~160,000	13
G	160,001~320,000	15
H	320,001~	18

(3) 課税対象

同税の課税対象となるのは居住用資産であり、可動住宅や居住に供されている船舶も含まれる。空き家となっている居住用資産については、カウンシル・タックスの課税対象であるが、各地方自治体が決定する軽減措置を適用することができる。ただし、イングランドの地方自治体では、長期間(2年以上)空き家となっている居住用資産のカウンシル・タックス課税額を400%まで増額できる⁷⁶。なお、学生のみが居住している場合は課税の対象とならない⁷⁷。

⁷⁶ House of Commons Library, 『Council tax: empty properties』(2023年9月26日発行)
[<http://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/SN02857>] (最終検索日: 2024年2月20日)

⁷⁷ 実務上、納税義務者からの申告に基づき居住者の有無、家族の有無等、居住用資産の状態によって課税免除や課税額の減額措置が日割り計算で適用されている。

(4) 納税者・徴税

同税について納税の義務を課されているのは、基本的に資産の占有者である。ただし、居住用資産が空き家の場合は所有者が納税する義務を負い、また所有者と賃借人が同一の居住用資産に住んでいる場合は、所有者が納税の義務を負う。

税の徴収については、二層制地域では基礎自治体が行う。

(5) カウンシル・タックスの算出

カウンシル・タックスの税額の算出については、政府が定める資産評価帯（表6-6）に基づく税額の比率があるものの、最終的な税額の決定は地方自治体に委ねられている。

毎年度、各地方自治体は、経常支出から政府補助金等（特定補助金、地方交付金、ノン・ドメスティック・レート）を控除し、当該年度に必要なカウンシル・タックスからの歳入額を定める。各地方自治体はそれぞれの価格帯の世帯数を把握しており、価格帯間の「税額の比率」は表6-6のとおり定められていることから、それらを考慮の上、D 価格帯の一世帯から徴収する税額を決定する。他の価格帯の税額はこれに「税額の比率」を乗じて算出され、それぞれ決定した税額に対し、必要に応じて各種減免措置が講じられる。例えば、ウエストミンスター区の場合（2023年度）、D 価格帯の資産の居住者一世帯当たり税額は 912.05 ポンド（年額）と決定され、他の価格帯の税額は、

E 価格帯の税額 = D 価格帯の税額（912.05 ポンド）× 税額の比率（11/9） = 1114.73 ポンド等として求められる⁷⁸。

(6) キャッピング(Capping)制度

キャッピングとは、地方税や歳出の大きい地方自治体に対して、国務大臣がその上昇を抑えることである。「1984年レート法（Rates Act 1984）」に基づき、地方税に対するキャッピング（Capping）制度が設けられていたが、1993年のカウンシル・タックスの導入に伴い、キャッピング制度は従来の地方税の伸び率に対するものから、政府が定める標準支出査定額（Standard Spending Share）を基準として地方自治体の経常予算の伸び率に上限を設定するものへとその性格を変えることとなった。

同制度は、健全財政の確保という点で一定の効果を上げたものの、真に必要な歳出を予算に計上できず、行政サービスの質の低下を引き起こしているという批判が地方自治体からなされていた。このため、「1999年地方自治法（Local Government Act 1999）」によって、地方自治体の経常予算の伸び率を制限するものから、地方自治体が徴収するカウンシル・タックスの伸び率を制限するものへと変更された。現在も、政府は毎年、カウンシル・タックスの増加率の上限を設定している。

キャメロン保守党・クレグ自由民主党連立政権発足直後の 2010 年 6 月に発表された「2010年緊急予算（Emergency Budget）」において、2011年度、イングランドの地方自治

⁷⁸ City of Westminster, 『Council Tax bands and charges』（2024年1月31日発行）

[<https://www.westminster.gov.uk/council-tax-bands-and-rates>]（最終検索日：2024年2月20日）

体に対し、カウンシル・タックスの税率を凍結することを奨励し、これに従って同税を凍結した地方自治体に対しては、英国政府が追加の補助金を付与することによって、税収減を補填することが発表された⁷⁹。

この方針を受けて、2010年10月に発表された「2010年支出見直し（Spending Review 2010）」では、2011年度にカウンシル・タックスの税率を凍結したイングランドの地方自治体の税収減の補填に毎年度7億ポンドを充てることが発表された。その後、政府は、この措置を、2015年度まで延長した。

さらに、2011年地域主義法（Localism Act 2011）により、国務大臣は毎年度、地方自治体によるカウンシル・タックスの引き上げ率の上限を設定できることになった。地方自治体がこの上限を超えてカウンシル・タックスを引き上げることを望む場合は、住民投票を実施し賛成を得なければならないと規定されている。住民投票が否決された場合には、上限を超えない範囲での課税しか認められない。

現在のところこの住民投票を実施した地方自治体は存在しない。2023年度の政府設定の上限は3%（これとは別に社会福祉サービスを提供する自治体はさらに上限2%の引き上げが可能）となっている。

（7）カウンシル・タックス手当（Council Tax Benefit）

これまで地方自治体は、貧困世帯に対して「カウンシル・タックス手当」を支給し、実質的にカウンシル・タックスの減免を行ってきており、この「手当」には英国政府の補助金が充当されていた。

しかし、政府は「2010年支出見直し」において、この補助金の総額を1割削減するとともに、2013年度より資金提供を除くこの制度の権限を地方自治体へ移譲する方針を明らかにし、同手当は2012年福祉改正法（Welfare Reform Act 2012）により廃止された。また、2012年地方財政法（Local Government Finance Act 2012）では、全ての徴税自治体に対して、「カウンシル・タックス手当」に代わるカウンシル・タックス支払補助制度として「カウンシル・タックス軽減プログラム」を策定し、2013年度から実施することを義務付けた。この「カウンシル・タックス軽減プログラム」の内容は、それぞれの地方自治体が独自に決めることができる。また、地方自治体は、コミュニティ・地方自治省（当時）が新たに策定する「規則」で規定される種類の居住用建物に対し、カウンシル・タックスの軽減措置を適用できる新たな権限を付与された。

第3節 経常会計に係る一般補助金

表6-1のとおり、政府からイングランドの地方自治体へ交付される補助金総額は、2021年度には約888億ポンドに上り、イングランドの地方自治体の歳入総額の47%を占めている。図6-1は、補助金を整理したものである。地方自治体へ交付される補助金は、一般補助金（Formula Grant）と特定補助金（Specific Formula Grant）に分けられる。

⁷⁹ 「2010年支出見直し」の中では、2.5%を基準に財政補填が行われるとされた。

一般補助金は、地方交付金 (Revenue Support Grant)、ノン・ドメスティック・レート交付金 (Redistributed Non Domestic Rate) 及び警察補助金から構成される。以下2に述べるとおり、算定公式に基づいて、レベリングアップ・住宅・コミュニティ省により配分額が決定され、用途制限のない補助金として交付される。この配分額は、毎年、前年度の1月頃に「地方財政対策 (Local Government Finance Settlement)」として発表される。

1 地方交付金 (Revenue Support Grant)

地方交付金は、「1988年地方財政法 (Local Government Finance Act 1988)」に基づき、1990年4月から導入された交付金であり、行政需要に係る費用及び当該地域における担税力等を比較し、その差額を一般財源として補充することを狙いとしている。

(1) 2006年度までの配分方式

地方交付金は基準需要額と基準収入額との差額を交付するという基本的仕組みは、我が国の地方交付税と同じであり、その配分額は、次の公式で算出されていた。

$$\text{地方交付金} = \text{公式支出配分額} - (\text{ノン・ドメスティック・レート} + \text{想定カウンスル・タックス})$$

公式支出配分額 (Formula Spending Share) は、地方自治体の財政需要額から特定補助金を控除したもので、想定カウンスル・タックス (Assumed National Council Tax) とは、各地方自治体はこの程度であれば住民から徴収できるであろうと政府が考える想定税額である。

この方式ではノン・ドメスティック・レートは実際の配分額の全額が地方交付金から控除される形になっており、各地方自治体にとっては、ノン・ドメスティック・レートの配分が増えればその分地方交付金が減少し、逆の場合はその逆になるということで、実はノン・ドメスティック・レートがどのように配分されるかは、当該地方自治体の財源に基本的に影響を与えない状況であった。

(2) 2006年度以降の配分方式

地方交付金は、各地方自治体の行政需要を満足させるだけの財源保障をするとともに、地方自治体間の財政力格差を抑制するという役割を担っている。一方で、2006年度からは、地方交付金に含まれていた学校関係の補助金が「教育目的補助金 (Dedicated Schools Grant)」と呼ばれる特定補助金として交付されることとなり、地方交付金の総額が2006年度において対前年度比約87%まで激減し、その役割を果たすのに十分な額が確保できない状況が危惧された。そのため、政府は地方交付金の算定方式を改正し、ノン・ドメスティック・レートと一体的に算定することになった。具体的には、地方交付金とノン・ドメスティック・レートとの合計が次の公式で算出される。

$$\text{地方交付金} + \text{ノン・ドメスティック・レート} = \text{需要基準額} - \text{財源基準額} + \text{英国配分額} \pm \text{フロア保証}$$

○需要基準額 (Relative Needs Amount)

従来の公式支出配分額に相当。児童サービス、成人社会サービス、警察、消防と防災、道路管理、環境・防犯・文化及び資本会計の7分野の需要の積み上げである。ただし、公式支出配分額は我が国の地方交付税制度における基準財政需要額と同様に、当該地方自治体の標準的な需要額を全て積み上げた数字であったのに対し、需要基準額は「最低限必要とされる経費」に対して当該地方自治体にはどれだけ追加的経費が必要とされるかを算定しているものである点が異なる。

○財源基準額 (Relative Resource Amount)

従来の想定カウンスル・タックスに相当。需要基準額と同じく、「最低限期待されるカウンスル・タックスの徴収額」に対して当該地方自治体がどれだけ追加的に徴収が見込まれるかを算定しているものである。

○英国配分額 (Central Allocation)

需要基準額及び財源基準額の説明の中で登場した「最低限必要とされる経費」と「最低限期待されるカウンスル・タックスの徴収額」との差額であり、この部分は地方自治体に対するミニマム保証という意味合いを持つことになろう。この部分についてはカウンティ、ディストリクト等、地方自治体の種別ごとに人口1人当たりの額が設定され、当該地方自治体の人口に比例して配分される。

○激変緩和措置 (フロア保証、Floor Damping Block)

激変緩和のための調整であり、一定の率を超えて増額となる地方自治体は減額され、一定の率を超えて減額となる地方自治体は増額される。フロアによる増額は他の団体の減額によって賄われるよう調整されるため、フロア保証の全国計は0となる⁸⁰。

2 ノン・ドメスティック・レート交付金 (Redistributed Non Domestic Rate)

(1) 概要

ノン・ドメスティック・レートは、居住用資産以外の資産（例：オフィスや工場等）に課せられる税金で資産の占有者が納税する。保守党サッチャー政権の下で1990年より国税化された。次に述べる2012年地方財政法の改正以前は、カウンスル・タックスと同様に基礎自治体が（一層制地域ではその地域の唯一の地方自治体が）徴収を行った後、税収はその全てが一旦国庫に納められた後、地方交付金とともに上記1（2）の方式で配分されていた。イングランドの地方自治体へは2012年度で約231億ポンドが交付されており、経常収入に占める割合は約24%であった。

なお同税は、統一ビジネス・レート (Uniform Business Rate: UBR) やナショナル・ノン・ドメスティック・レート (National Non Domestic Rate: NNDR) とも呼ばれる。国税ではあるが、資産が所在する地方自治体が、請求・徴収事務を行っている。

(2) 2012年地方財政法 (Local Finance Government Act 2012) による制度改正

⁸⁰ 一般財団法人地方財務協会 河合宏一、『地方財政“「ビジネス・レート」について”』（2007年12月発行）

2012 年地方財政法により、これまでその全額が国庫に納められていたノン・ドメスティック・レート税収の 50%を各地方自治体が保持（残り 50%は国庫に一旦プールされ、地方交付金又はその他特定補助金の形で政府から地方自治体に再分配される。）できる新制度が 2013 年度からイングランドで導入された。

具体的には、政府はまず、新制度への移行時、地方自治体ごとに、管轄地域での過去のノン・ドメスティック・レートの徴収額に基づいて、「ノン・ドメスティック・レート基準額」を算出する。さらに、やはり地方自治体ごとに、管轄地域の人口と公共サービス提供のコストに基づいて、「基準資金レベル (baseline funding level)」を算出する。この計算で、「ノン・ドメスティック・レート基準額」が「基準資金レベル」を超えた地方自治体は、2013/14 会計年度より、政府に「納付金 (tariff)」を支払う。逆に、「ノン・ドメスティック・レート基準額」が「基準資金レベル」を下回った地方自治体は、同会計年度より、政府から「追加支給金 (top-up)」を交付される。この仕組みによって、いずれの地方自治体も、新制度に移行したことでノン・ドメスティック・レートからの収入が改革前より減少することを回避する。各地方自治体の「納付金」及び「追加支給金」の額は、制度の見直しまでは固定される予定である。最も早くて 2020 年に制度が改正される予定であったが、2023 年 12 月現在、未だ改正されていない（ただし、インフレ率に合わせた引き上げは行われる。）。

これに加えて、新制度の導入後、事業用資産の増加によってノン・ドメスティック・レートからの収入が著しく増えることが予想される地方自治体に対し、「賦課金 (levy)」を課すシステムを導入する。これは、新制度への移行後も、全ての地方自治体が地域のニーズに対応できるだけの資金を確保できるようにするための更なる仕組みである。地方自治体から徴収した「賦課金」は、管轄区域内の大規模企業の事業所が閉鎖するなどしてノン・ドメスティック・レートの徴収額が著しく減少した地方自治体への財政支援等に使う。

なお、地方自治体が政府に支払う「納付金」は、政府の「主要ノン・ドメスティック・レート会計 (main non-domestic rating account)」にプールされ、政府が地方自治体に支払う「追加支給金」の財源となる。レベリングアップ・住宅・コミュニティ省はさらに、地方自治体が政府に支払う「賦課金」からの収入をプールするための「賦課金会計 (levy pool)」を設置している。

加えて、新しいノン・ドメスティック・レートの制度下で、地方自治体は、政府から許可を得ることを条件として、近郊地域の他の地方自治体とパートナーシップを組むことができる。パートナーシップを組んだ地方自治体は、新制度の下で基本的に単一の地方自治体として扱われ、ノン・ドメスティック・レートの税収を共有することができる。政府への「納付金」の支払い又は「追加支給金」の受け取りも一つのパートナーシップを単位として行う。

2015 年 11 月に発表された「2015 年支出見直し・秋季財政報告書」では、次の総選挙までに、イングランドの地方自治体が、ビジネス・レートの税収を全額保持できるよう制度を改正するとともに、地方自治体に対し、ビジネス・レートの税率の引き下げを自由に決定できる権限を与えることとされていた。また、地域の企業の合意を得ることを条件に、都市圏の直接公選首長に対し、新たなインフラ施設建設の資金調達に目的を限定して、追加的なビジネス・レートの税率の引き上げを自由に決定できる権限を与えることとされていたが、2017

年に法案が国会に提出されたものの、下院議員解散総選挙に伴い廃案となった。

その後も政府は、イングランドの地方自治体が 75%のビジネス・レートの税収保持を認める方針を探っていたが、2021年にその方針は放棄された。一方で、2017年より試行的に一部の地方自治体に対して、ビジネス・レートの税収を全額保持することを認めており、第7章第2節で述べる先駆的的地方分権協定を締結した2都市は、10年間にわたってビジネス・レートの税収を全額保持することが約束された。また、政府はビジネス・レートの全額保持について、他の地域への拡大も検討していると表明している⁸¹。

ビジネス・レートの算出元となる不動産評価額は、中央政府の資産評価局（Valuation Office Agency）が決定する。通常5年ごとに改定されており、2017年の評価額改訂後、次の改定は2022年を予定していたが、新型コロナウイルス感染症による経済への影響を鑑みて1年遅らせ、2023年に改定した。不動産価格の上昇に伴い税額も上昇する一方であり、商店街の不振を招いていると批判が上がっており、政府はビジネス・レートの一部免除等を実施している。

（3）追加課税

「2003年地方自治法」により、地域の活性化のために企業と地方自治体がパートナーシップを結んで設立する「ビジネス改善地区（Business Improvement Districts:BIDs）」の制度が導入された。BID地区内の企業は、地域再活性化の資金として「BID特別税（BID levy）」を負担するが、このBID特別税の課税対象及び納税義務者はノン・ドメスティック・レートと同じであり、地方自治体に対して支払うノン・ドメスティック・レートに上乘せするかたちで徴税される（第8章第2節参照）。

また、2007年3月21日に発表されたマイケル・ライオンズ卿の調査報告書を受けて、地方自治体に地域で追加的なノン・ドメスティック・レートを課税する権限が与えられ（「2009年追加的なノン・ドメスティック・レートに関する法律（Business Rate Supplements Act 2009）」2009年7月2日成立）、国が設定する上限の範囲内で追加的なノン・ドメスティック・レートを課税できることとなった。課税目的は特定の地域経済活性化プロジェクトへの資金調達に限定されており、追加歳入は全てその財源に充てなければならない。制度開始当初は、実施に際して、当該プロジェクトに必要な資金の3分の1以上をこの追加課税で調達する場合は、投票による課税対象企業の合意が必要とされていた。しかし、2011年地域主義法（Localism Act 2011）により、いかなる場合でも、投票による課税対象企業の合意が必要となった。課税できる地方自治体は、二層制の地域ではカウンティ、一層制の地域ではユニタリー及び大都市圏ディストリクト、ロンドンではグレーター・ロンドン・オーソリティーの他、第7章第2節の地方分権協定によって課税権を得ることができる。

（4）軽減措置

⁸¹ Local Government Chronicle, 『Hunt ‘hopes’ to expand business rates retention』（2023年3月15日発行）[\[https://www.lgcplus.com/finance/hunt-hopes-to-expand-business-rates-retention-15-03-2023/\]](https://www.lgcplus.com/finance/hunt-hopes-to-expand-business-rates-retention-15-03-2023/)（最終検索日：2024年2月20日）

小規模企業に対しては、ノン・ドメスティック・レートの軽減措置が設けられている。2017年4月1日から、評価額が12,000ポンド以下の事業用資産についてはノン・ドメスティック・レートを全額免除、評価額が12,001ポンド～15,000ポンドの資産については一部免除としている⁸²。

第4節 経常会計に係る特定補助金

1 概要

特定補助金は、政策目的補助金（Ring-Fenced Grants）又は奨励的補助金（Unfenced Grants）に分けられる。政策目的補助金は、国の優先施策や特定の事業に関連して決められる用途の制限された補助金であり、奨励的補助金は、算定式によらず決められ政策メニューに支出される用途に制約がない補助金である⁸³。

これらに加えて、2008年度から2010年度までは「自治体一括補助金」が存在した。これはかつて、各省から交付されていた複数の特定補助金を地方自治体単位で合算してコミュニティ・地方自治省（当時）が交付する用途制限のない補助金であり、地方自治体は地域の優先順位を考慮して効率的・効果的に活用することができた。各省の特定補助金を統合する形で自治体一括補助金が創設されたことから、特定補助金に分類されていた⁸⁴。しかし、2010年発足のキャメロン保守党・クレグ自由民主党連立政権は、2011年度からこの自治体一括補助金の一部を一般補助金又は社会福祉関連の特定補助金へ統合する一方、一部を廃止することによりこの制度そのものを廃止した。

2 特定補助金の用途制限

第3節1に述べたとおり、2006年に、一般補助金から切り離すかたちで、政策目的補助金としての教育目的補助金が創設された。これだけの金額が用途制限のない一般補助金から、用途制限のある特定補助金へ移されたことは、地方自治体の裁量という点において大きな影響を及ぼした。

しかしその後は、用途制限の撤廃を進める動きがみられる。労働党政権下では、「2007年包括的支出見直し（Comprehensive Spending Review 2007）」に基づいて、50億ポンドに上る特定補助金が一般補助金化された⁸⁵。また保守・自民連立政権は、教育目的補助金及び公的医療補助金以外の全ての特定目的補助金について、その用途制限を撤廃した。これによ

⁸² Department for Levelling Up, Housing & Communities, 『National non-domestic rates to be collected by local authorities in England 2023-24』（2023年4月20日発行）

[<https://www.gov.uk/government/statistics/national-non-domestic-rates-collected-by-councils-in-england-forecast-2023-to-2024/national-non-domestic-rates-collected-by-councils-in-england-forecast-for-2023-to-2024>]（最終検索日：2024年2月20日）

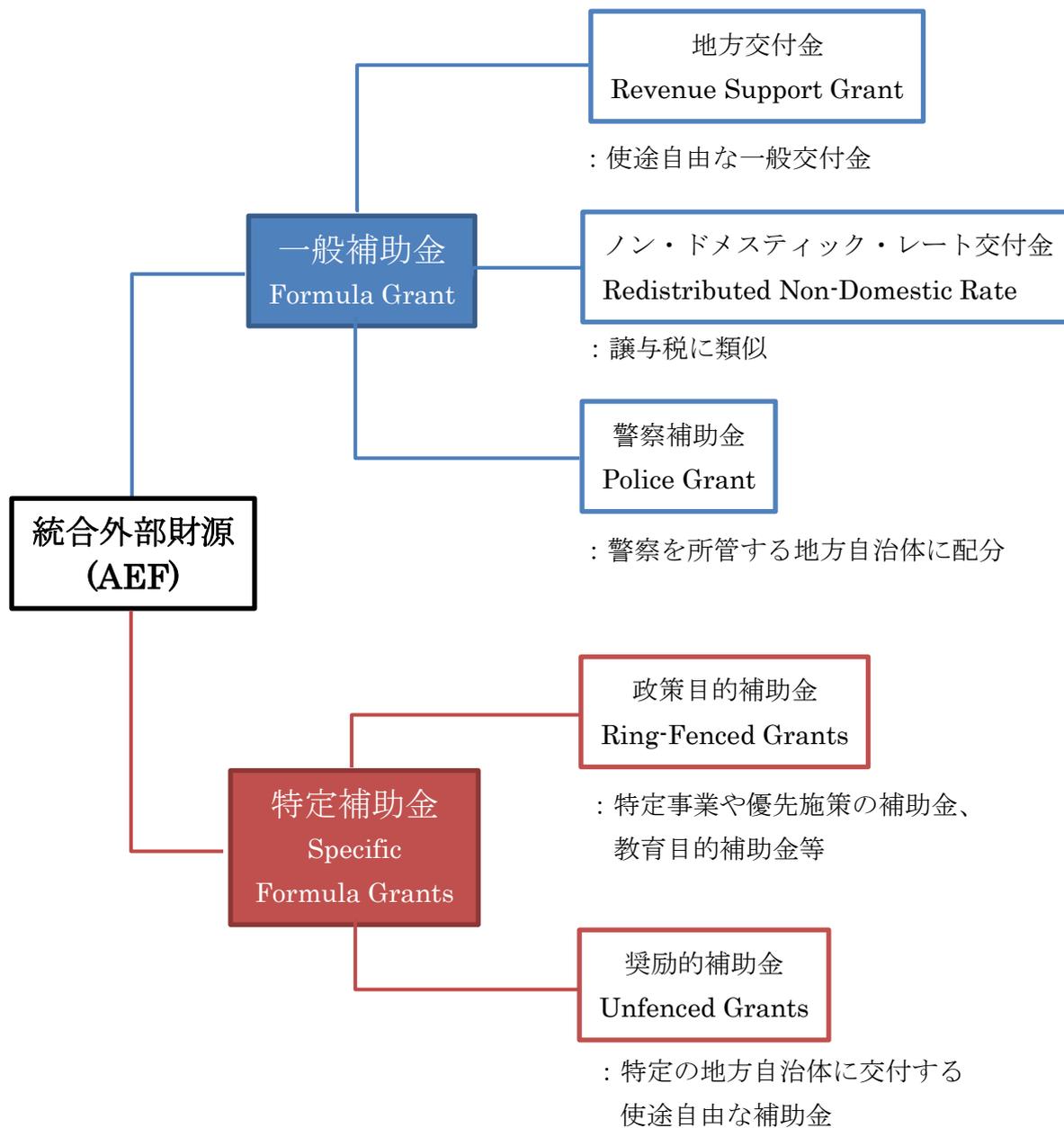
⁸³ 一般財団法人自治体国際化協会 兼村高文、『比較地方自治研究会調査研究報告書「英国の財政調整制度について」P212～213』（2006年）[<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/h18-7.pdf>]（最終検索日：2024年2月20日）

⁸⁴ 一般財団法人地方財務協会 河合宏一、『地方財政「英国における補助金一般財源化の動向」』（2009年6月発行）

⁸⁵ Chartered Institute of Public Finance and Accountancy(CIPFA), 『A Brief Guide to Local Government Finance for Councillors』（2010年発行）

り、90種類を超える特定目的補助金は2011年度から10種類未満に削減され、総額70億ポンドに上る特定補助金が一般財源化され、一般補助金の額が40億ポンド以上増加している⁸⁶。

⁸⁶ HM Treasury, 『Spending Review 2010』 [<https://www.gov.uk/government/publications/spending-review-2010>] (2010年10月)



AEF 外特定補助金

政府が所掌する業務に関して地方自治体が政府に代わり代理支出するものに対し給付される補助金（例：高等教育機関に対する補助金、公営住宅家賃補助）

【図 6 - 1 政府による補助金^{87 88}】

⁸⁷ Office of the Deputy Prime Minister 『A Guide to the Local Government Finance Settlement』 (2006年1月発行) より作成・更新

⁸⁸ Aggregate External Finance、地方自治体が自ら所掌する事務に係る財源に充てられる。

第5節 資省会計に係る補助金

投資的経費に対する補助金の大部分は、交通、住宅、都市再開発等の特定の事業に対して、英国政府から交付される。このほかには、ナショナル・ロタリー (National Lottery)、スポーツ・イングランド (Sports England) 等の公的団体からの助成金等も存在する。

地方自治体の投資的経費に対する補助金については、2002年4月から総合投資補助金 (Single Capital Pot) という包括補助金が導入された。これにより、従来、教育、社会福祉、住宅といった行政目的別に交付されていた補助金が一本化され、投資的経費内で使途が制限されずに交付されることとなった。複数の行政課題に効果的に対処するとともに、地方自治体の投資支出に対する裁量を高める結果につながっている。

第6節 借入金

1 概要

地方自治体の長期借入は投資的経費について行われており、大部分が公共事業資金貸付協会 (Public Works Loan Board) ⁸⁹からの借入で、その他は一般銀行からの借入である。

「2003年地方自治法」により、2004年度から地方自治体の借入に関する英国政府の許可制度が廃止され、地方自治体は原則として事前に政府の許可を得ることなく資金を借り入れることができる制度へと抜本的に改正された。

このように政府による直接的な規制措置は撤廃されたが、地方自治体は無制限に借入を行うことが認められている訳ではなく、自らが返済可能な借入金の上限額 (affordable borrowing limit) を設定し、自己規律を保持した (prudential) 借入を行わなければならないとされている。返済能力を超えた借入を防止するための措置として、国務大臣には特定の地方自治体に対する借入金の上限額を設定する権限と、地方自治体の借入総額の上限を設定する権限が認められている。

2 増加税収財源措置 (Tax Increment Finance)

保守党・自由民主党連立政権は、地方自治体の新しい資金調達方法として、「増加税収財源措置」を打ち出し、2012年地方財政法により制度化された。増加税収財源措置とは、政府より指定を受けた地域が地域開発等のプロジェクトにおいて、開発後に見込まれる税収増を担保に資金を借り受け、プロジェクトの資金調達を行うことができる仕組みである。具体的には、将来のノン・ドメスティック・レートの増収額を償還財源として地方自治体の資金調達を可能にし、地方自治体はその資金で地域経済発展の基盤となる主要なインフラ整備等の投資プロジェクトを行うというものである。この制度が導入されて以来、イングランドではロンドンにおいて1件のプロジェクトが実施されたほか、スコットランドでもグラスゴーなどの地域でプロジェクトが実施されている⁹⁰。

⁸⁹ 公共事業資金貸付協会は、地方自治体への融資を行う法定の独立機関。2002年に財務省の執行機関である英国債務管理局 (UK Debt Management Office) に統合された。

⁹⁰ House of Commons Library, 『Local government in England: capital finance』 (2023年2月6日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn05797/>] (最終検索日: 2024年2月20日)

第7節 新たな資金調達方法

2020年にウエストバークシャー（West Berkshire）とウォリントン（Warrington）が英国で初のコミュニティ自治体投資（Community Municipal Investment）を導入した。コミュニティ自治体投資は、導入した自治体の住民をはじめ英国全土の人々が直接、自治体の特定の事業に対して投資をすることを可能とする制度であり、2自治体はいずれも脱炭素化を推進するために実施した。いずれも目標としていた100万ポンドの調達に成功し、ウエストバークシャーは市有施設への太陽光発電設備の設置⁹¹、ウォリントンは太陽光発電設備と蓄電池の導入事業⁹²に資金を活用した。住民は、投資を通じて自治体の支援に加えて配当を得ることができ、自治体は公共事業資金貸付協会による融資よりも低い利息で資金を調達することができることから両者にとって利点があり、拡大が期待されている。

⁹¹ West Berkshire Council, 『West Berkshire Community Municipal Investment (CMI)』
[<https://www.westberks.gov.uk/article/40860/West-Berkshire-Community-Municipal-Investment-CMI>]（最終検索日：2024年2月20日）

⁹² Warrington & Co, 『Public backs Warrington's green vision with £1m investment』
[<https://warringtonandco.com/public-backs-warringtons-green-vision-ps1m-investment>]（最終検索日：2024年2月20日）

第7章 地方分権

英国は、イングランド、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドから構成される連合王国である。イングランド以外の地域の一部では、20世紀に入ってから独立を要求する民族主義政党が誕生し、国会にも議員を送り込む等、その勢力は拡大してきた。このため、こうした勢力にどのように対処し、連合王国としての統制を維持していくかということが、英国の大きな政治課題となってきた。

1997年まで18年間続いた保守党政権では、連合王国の基盤を揺るがずとして地方分権は進まなかったが、その後続いたブレア労働党政権では、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドにおける地域議会の設立、ロンドン全域を管轄するグレーター・ロンドン・オーソリティーの設立等の地方分権が推進された。2010年からの連立政権に続き、2015年5月に発足したキャメロン保守党政権も、地方分権を推進してきたが、近年、ブレア政権以降、英国のEU離脱に伴いスコットランド独立の動きが再燃するなど連合王国としての統制維持を揺るがす可能性が出てきている。一方で、2022年には英国内の各国が効果的な連携を通じて前向きで建設的な関係を維持するため、新たな英国内の政府間関係調整の仕組み（Intergovernmental relations structures）が導入された。それは英国内各国の長（英国首相、スコットランド及びウェールズの首席大臣、北アイルランドの首席大臣及び副首席大臣）や大臣等で構成される三層性の構造であり、英国内の4つの政権全てによって承認されて導入された。従来とは仕組みとは異なり、定期的な会合が開催されることとされており、更なる地方分権が期待されている。

この章では、第1節で英国政府によるスコットランド、ウェールズ、北アイルランドへの分権、及び第2節で、英国政府によるイングランド内の地域への分権及びスコットランド、ウェールズ、北アイルランドにおける地方自治体への分権について述べる。

第1節 スコットランド、ウェールズ、北アイルランドへの分権

1 スコットランド

(1) 議会の成立経緯

スコットランドは、グレートブリテン島北部に位置する32のユニタリー（一層性の地方自治体）で構成されており、人口は2022年時点で約548万人⁹³、首都はエジンバラに置かれている。

1603年にスコットランド国王ジェームズ6世がイングランド王を兼ねるまでは、スコットランドは独自の王をいただく独立国家であり、さらに1707年の合同法によってグレートブリテン王国が作られるまでは独自の国会を有し、イングランドと同君連合の体制をとって

⁹³Office for National Statistics, 『Population estimates for the UK, England, Wales, Scotland and Northern Ireland: mid-2021』, (2022年12月21日発行)

[<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/populationestimates/bulletins/annualmidyearpopulationestimates/mid2021>] (最終検索日: 2024年2月20日)

いた。しかし、その後は一度も独自の議会を有することなく 21 世紀を迎えようとしていた。

しかし、1997 年に誕生したブレア政権は地方分権に積極的で、その一環として、スコットランド議会 (Scottish Parliament)⁹⁴の設立を提案した。これを受けて 1997 年 9 月、議会設立の是非を問う住民投票が実施され、74.3%が賛成票を投じた。その結果、翌年に「1998 年スコットランド法 (Scotland Act 1998)」が制定され、1999 年 5 月、第 1 回議員選挙が小選挙区比例代表連用制で行われた後に、同年 7 月スコットランド議会が正式発足した。

こうして設立されたスコットランド議会とその執行機関であるスコットランド政府 (Scottish Executive) は、英国政府のスコットランド省 (Scotland Office) の機能を完全に引き継ぐこととなり、約 1 万 2,000 人の職員もほとんどそのまま引き継がれた。スコットランド省及びスコットランド相 (Secretary of State for Scotland) は、その後も国とスコットランドの調整役としてポストが残されていたが、2003 年に憲法事項省 (Department for Constitutional Affairs) が新たに創設されると、スコットランド省は同省に統合されることとなった。憲法事項省は、地域に対する権限移譲等を所管していたが、その機能は司法省に受け継がれた後に、現在はレベリングアップ・住宅・コミュニティ省に移転されている。英国政府のスコットランド相は、スコットランドへの分権や英国政府とスコットランド政府間の調整役を担っている。

(2) 権限

スコットランド議会には、「1998 年スコットランド法 (Scotland Act 1998)」により、防衛、外交、マクロ経済政策、社会保障、入国管理等以外の分野における直接的 (一次的) な立法機能と、域内税率変更権 (3%の範囲内で独自に所得税を増減税できる権利) が与えられた。さらに、2012 年 5 月に成立した「2012 年スコットランド法 (Scotland Act 2012)」⁹⁵により、所得税の税率の一部決定権⁹⁶が付与される等さらなる権限移譲が行われた。その後、2014 年 9 月に行われた英国からの独立に関する住民投票の情勢を踏まえ、スコットランドにさらなる権限移譲を行うため、2016 年 3 月に「2016 年スコットランド法 (Scotland Act 2016)」が成立した。「2016 年スコットランド法」の主な内容は、次のとおりである。

- ・ スコットランド議会及び同政府を、英国の仕組みにおける恒久的な存在として認識し、スコットランド住民による住民投票で決定されない限り廃止されないものと

⁹⁴スコットランド及びウェールズの議会は Parliament、北アイルランドの議会は Assembly を使う。

⁹⁵同法は、2009 年 6 月に「スコットランドへの分権に関する委員会 (Commission on Scottish Devolution) (通称「カルマン委員会」)」が発表したスコットランドへの権限移譲に関する調査の最終報告書「より良いスコットランド行政を目指して - 21 世紀におけるスコットランドと英国 (Serving Scotland Better: Scotland and the United Kingdom in the 21st Century)」で示された提案を立法化したものである。

⁹⁶2016 年 4 月より、現在は全国一律である所得税の税率が、スコットランドのみ、英国の他地域より 10% 低く設定された。さらに、スコットランド議会は、英国の他地域より 10% 低く設定された所得税率に加えるための「スコットランドのみの所得税率」を決定。スコットランドにおける最終的な所得税率は、他地域より 10% 低く設定された所得税率に、「スコットランドのみの税率」10%を加えたものである。所得税からの税収のうち、「スコットランドのみの税率」から得られた分はスコットランド政府の歳入となり、残りは英国政府の歳入となる。

する。

- ・ スコットランドにおいて課せられる所得税の税率及びその税率が適用される所得の範囲を決定する権限をスコットランド政府に移譲する。
- ・ スコットランドで徴収された付加価値税（VAT）の税収の一部を英国政府がスコットランド政府に配分する。
- ・ 空港税、砂利税に関する権限をスコットランド議会に移譲する。
- ・ スコットランド議会の選挙制度に関する権限を同議会に移譲し、3分の2の議員が賛成した場合、同議会の選挙制度を変更できることとする。

移譲された権限に関する争いとして、2022年12月にスコットランド議会が可決した「性別変更改定法案（Gender Recognition Reform (Scotland) Bill）」に対して、スコットランド相が初めて「1998年スコットランド法（Scotland Act 1998）」第35条を用いて法案の成立を阻止する事例が発生した。スコットランド法第35条は、留保事項に該当する法案、かつ、現行の法律の運用に悪影響を与える合理的な理由がある法案に対して行使され、国王に対する法案の提出を阻止することができる。当該法案には、性別変更や男女の機会均等に関する項目が含まれているところ、性別変更についてはスコットランドに権限が委譲されているが、男女の機会均等については留保されており、法が施行された場合に現行の平等法に対して悪影響を与えると考えられ、第35条が行使された。スコットランド政府はこれに対して訴訟を起こしたが、2023年12月に、英国政府の対応は合法である旨の判決が下された。

（3）議員

議員の任期は4年で、選挙方法は小選挙区比例代表連用制が採用されている。議員総数は129名であり、その内訳は、小選挙区73名、比例代表56名である。比例代表制の導入の結果、1999年5月の第1回議員選挙により、英国内では戦後初となる連立政権（労働党及び自由民主党）が誕生した。

なお、スコットランド議会議員について、英国国会議員及び地方議会議員との兼職を禁止する規定は見当たらない。

2021年5月に実施された第6回議員選挙結果は、スコットランド国民党（Scottish National Party、以下「SNP」）が64議席、保守党が31議席、労働党が22議席、緑の党が8議席、自由民主党が4議席を獲得した⁹⁷。

2011年の選挙において、1999年のスコットランド議会設置以降初めて単一の政党が過半数の議席を獲得し、スコットランド独立の是非を問う住民投票を実現させたものの、反対派が賛成派を上回り、独立は否決された。2021年の選挙においても、引き続きSNPが最大政党であるものの過半数をわずかに下回っている。

（4）執行機関

スコットランド政府は、首席大臣（First Minister）を長とし、閣議メンバーである大臣

⁹⁷2023年12月現在の構成は129議席（スコットランド国民党(SNP)63、保守党31、労働党22、緑の党7、自由民主党4、無所属2）

(Cabinet Secretary) と副大臣クラスの大員 (Minister、Secretary と区別するため Junior Minister と呼ばれることもある) で構成される。首席大臣は、議会議員の中から大臣及び副大臣クラスの大員を指名 (議会の承認が必要) する権限を有する。また内閣の構成員数及び役割等は、首席大臣の専決事項 (実際には、首席大臣が所属する政党の意向を受けて決める) であるため、議会の与党が変われば、政府の組織自体が大きく変わる可能性がある。

なお、政府の首席大臣及び大臣についても、国會議員及び地方議會議員との兼職を禁止する規定は見当たらない。

スコットランド政府の首席大臣は、2023年3月から SNP 党首のハムザ・ユーサフ氏が務めている。

(5) 英国からの独立の是非を問う住民投票の実施

2014年9月18日、スコットランドで、英国からの独立の是非を問う住民投票が実施された。投票率は84.59%で、賛成44.7%に対して反対が55.3%と、独立反対が賛成を上回った。

上で述べたように、この住民投票は、2011年5月に実施されたスコットランド議会選挙で、SNP が過半数の議席を獲得したことで実施が可能になったものであるが、当初は、独立反対派が賛成派を大きく上回るという世論調査の結果が目立っていた。しかし、住民投票が近づくにつれ、独立賛成派が勢いを増し、ついには反対派を賛成派がわずかながらも上回るという世論調査結果も見られるようになった。このような状況を踏まえ、保守党、自由民主党及び労働党の各党首は、独立反対が賛成を上回った場合、スコットランドにさらなる権限移譲を行っていく旨の誓約書を、住民投票直前に共同で発表した。

住民投票の翌日、キャメロン首相は、声明を発表し、「スコットランドへの分権に関する委員会 (Scottish Devolution Commission) : スミス委員会」を設置し、ブラウン前首相から既に提案されていたタイムテーブルに沿って、税、公共支出、福祉の各分野でのスコットランドへの権限移譲プロセスを進めていくことを明らかにした。

2016年6月に実施された英国の EU 離脱の是非を問う国民投票でスコットランドでは残留派が多数派であったことから、スタージョン首席大臣は英国からの独立、EU への加盟を目指した。2019年12月の総選挙では、スタージョン氏率いる SNP が、スコットランド議会で59議席中48議席を獲得した。これにより、スタージョン氏は住民投票への支持を得たとして、スコットランド議会に住民投票を行う権限を譲るよう、イギリス政府に正式に要請したが、ジョンソン首相は2014年の住民投票で決定したことだとし、正式に要請を拒否した。

(6) スミス委員会による分権の提案と「2016年スコットランド法」成立の過程

スミス委員会は、スコットランドの複数の政党の代表者が参加する協議を行い、スコットランドへのさらなる分権に関して提案する報告書を2014年11月30日までに発表することを政府から依頼された。協議には、SNP、スコットランド保守党、スコットランド労働党、スコットランド自由民主党及びスコットランド緑の党の代表者が参加した。スミス委員会は、2014年11月27日に次のような提案を盛り込んだ報告書を発表した。

ア 税制

- ・ スコットランドにおける所得税の税率及び所得税のそれぞれの税率が適用される所得の範囲を決定する権限を、スコットランド議会に移譲する。
- ・ スコットランドで徴収された所得税の税収は、全てスコットランド政府の収入とする。英国政府からスコットランド政府に付与される補助金は、これに合わせて調整する。
- ・ スコットランドで徴収された付加価値税（VAT）の最初の10%分からの税収は、スコットランド政府の収入とする。英国政府からスコットランド政府に付与される補助金は、これに合わせて調整する。
- ・ 空港税、砂利税に関する権限を、スコットランド議会に移譲する。
- ・ 税源移譲後も、英国政府がスコットランドに付与する補助金は、従来通り、「バーネット・フォーミュラ（Barnett Formula）」⁹⁸を使って計算する。ただし、（この報告書で提案されている）スコットランドへの税源移譲を実施する前に、税源移譲を反映させてスコットランドへの政府補助金を調整するための新たなルールを、スコットランド政府と英国政府の間で合意する。新ルールは、税源移譲によって、スコットランド政府と英国政府のいずれにも財政上の損益が生じないように確保する。

イ 福祉

- ・ 失業者又は低所得者に対する複数の福祉手当を統合した制度「ユニバーサル・クレジット」については、福祉手当の給付の頻度を変更する権限、住宅手当を手当の対象者ではなく家主に直接支払うことができる権限等をスコットランド政府に付与する。
- ・ 「ユニバーサル・クレジット」に含まれていない福祉手当についても、介護者手当、障害者手当等に関する権限をスコットランド議会に移譲する。

SNPは、2015年5月7日に行われた総選挙で、下院での議席数を6議席から56議席に伸ばし、大躍進を遂げた。こうした動きを受けて、総選挙の翌週、キャメロン首相は、スコットランドを訪問し、スコットランド政府のスタージョン首席大臣との会談を行った。この会談のなかで、同首相は、スミス委員会報告書に盛り込まれた提案を全て実現することを約束した。さらに、同報告書で提案されていた以上のスコットランドへのさらなる分権についても検討する可能性を示唆した。

2015年5月27日に行われたエリザベス女王による新政権の施政方針演説（クイーンズ・スピーチ）では、スミス委員会報告書の提案を実現する「スコットランド法案（Scotland Bill）」が、今回の国会会期で提出される政府法案に含まれることが明らかにされた。同法案は、クイーンズ・スピーチの翌日の2015年5月28日に国会に提出され、2016年3月に、「2016年スコットランド法（Scotland Act 2016）」として成立した（「2016年スコットラン

⁹⁸ 「バーネット・フォーミュラ」とは、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドへの政府補助金の算定方式である。

ド法」の主な内容については、上述（2）参照）。

2 ウェールズ

(1) 議会の成立経緯

ウェールズは13世紀末にイングランドに征服され、1536年の連合法によってイングランドに併合されているという、スコットランド、北アイルランドとは異なった背景を持っている。ウェールズは22のユニタリーから構成されており、2021年時点で人口約311万人⁹⁹、首都はカーディフに置かれている。

1997年9月にスコットランドと同時に行われたウェールズ議会設立の是非を問うための住民投票で50.3%の賛成票を得た結果、同議会の設立を定める「1998年ウェールズ政府法（Government of Wales Act 1998）」が制定された。1999年5月に第1回議員選挙が小選挙区比例代表連用制で実施され、同年7月にウェールズ議会（National Assembly for Wales）が正式発足した。

ウェールズ議会と、設立当時の行政執行機関であったウェールズ議会の「執行委員会（Executive Committee）」（内閣の役割を果たす）は、英国政府のウェールズ省（Welsh Office）の機能を引き継ぐこととなり、約2,000人の職員もほとんどそのまま引き継がれた。ウェールズ議会の設置と同時に、英国政府では、ウェールズ省（Welsh Office）は廃止され、後継としてウェールズ省（Wales Office）が設置された。新しいウェールズ省とウェールズ相（Secretary of State for Wales）は、その後も国とウェールズの調整役として残されたが、2003年に憲法事項省（Department for Constitutional Affairs）が新たに創設されると、ウェールズ省は同省に統合されることとなった（スコットランドの項で述べたとおり、地方分権に関する機能は現在、レベリングアップ・住宅・コミュニティ省に受け継がれている）。英国政府のウェールズ相は、ウェールズへの分権推進や英国政府とウェールズ政府間の調整役を担っている。

2017年ウェールズ法（Wales Act 2017）により、議会の名称を変更する権限がウェールズ議会に与えられ、National Assembly for Wales から Welsh Parliament に改名が実施された。さらに、2022年5月には「私たちの議会改革（Reforming our Senedd）」レポートを発表、2023年9月には、議員数を60名から96名に増やすこと、議員の任期を5年から4年に短縮すること、等を含む法案を提出し、次期選挙の2026年までに改革を実施することを目指している。

(2) 権限

「2006年ウェールズ政府法」（Government of Wales Act 2006）で、ウェールズ議会には、20の分野でウェールズ法（Assembly Measures）を制定する権限が付与されていたが、法

⁹⁹ Office for National Statistics, 『Population and household estimates, Wales: Census 2021』（2022年6月28日発行）

[<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/populationestimates/bulletins/populationandhouseholdestimateswales/census2021>]（最終検索日：2024年2月20日）

案ごとに英国国会の同意が必要であった。しかし、2011年3月に実施された住民投票で、ウェールズ議会が英国国会の同意を必要としない完全な立法権を持つことについて63.5%が賛成票を投じた結果、英国国会の承認なしで「ウェールズ法 (Acts of the Assembly)」を制定できる権限を得た。ただし、英国議会は、依然として全ての分野について留保権限を持っていた。2011年10月、ウェールズへの地方分権の今後について検討する新たな第三者による調査委員会（シルク委員会）が設置された。シルク委員会の調査は、2段階に分けて行われ、第1段階で、ウェールズ議会への財政面での分権について、第2段階で、より幅広い分野でのウェールズ議会への分権について調査が行われた。

2012年11月に、まず第1段階の報告書が発表され、この報告書に掲げられた提案は、2014年3月に、法案として国会に提出され、同年12月に国会を通過し、「2014年ウェールズ法 (Wales Act 2014)」として女王の裁可を受けた。

シルク委員会の第1報告書の提案に基づいて「2014年ウェールズ法」に盛り込まれた主な内容は、次のとおりである。

- ・ 印紙土地税、土地埋め立て税に関する全ての権限を、ウェールズ議会へ移譲する。
- ・ ウェールズ議会に所得税税率決定権の一部を移譲することの是非を問う住民投票の実施を可能にする¹⁰⁰。
- ・ 資本支出 (capital expenditure) 目的でのウェールズ政府による借入を許可する。
- ・ 印紙土地税及び土地埋め立て税に関する権限及び所得税税率決定権の一部をウェールズ議会に移譲した結果、ウェールズ政府の歳入が見込みより不足した場合に、経常支出に充当する目的でウェールズ政府が英国政府のウェールズ大臣から借入を行うことを許可する。

シルク委員会は、さらに、2014年3月に、調査の第2段階の結果報告書を発表した。報告書は、ウェールズへのさらなる分権に向けた61の提案を掲げ、それらを今後10年で実現するためのスケジュールを示した。

2015年2月、英国政府は、シルク委員会の第2報告書で示された提案の多くを実行し、ウェールズへのさらなる分権を進めることを約束する「セント・デービッツ・デー合意 (St David's Day Agreement)」を発表した。2017年1月、同合意の内容含む、「2017年ウェールズ法」が施行された。主な内容は次のとおりである。

- ・ 法令での国の留保権限の表記についてスコットランド及び北アイルランドと同様とする（ウェールズに権限移譲する項目を列挙する方法から英国政府に留保する項目を列挙する方法へ変更）。
- ・ 発電量が350メガワットまでの発電事業の事業許可の権限を、英国政府からウェールズ政府に移譲する（既に、発電量50メガワットまでの発電事業の事業許可の権限がウェールズ政府に移譲済）。

¹⁰⁰2017年ウェールズ法により、ウェールズ議会に所得税税率決定権の一部を移譲することについて住民投票が不要となった。

- ・ ウェールズの港湾開発、タクシーに関する規制、バスサービスの登録、道路の速度制限に関する権限をウェールズ議会に移譲する。
- ・ 下水道に関する権限をウェールズ議会に移譲する。
- ・ 地方選挙の運営事務に関する権限をウェールズに移譲する。

(3) 議員

議員の任期は5年で、選挙方法は小選挙区比例代表連用制が採用されている。議員総数は60名であり、その内訳は、小選挙区40名、比例代表20名である。従来、小選挙区と比例代表で同時に立候補することは禁じられていたが、「2014年ウェールズ法」でこれが可能になった。なお、「2014年ウェールズ法」により、ウェールズ議会議員の英国下院議員との兼職は認められていないが、上院議員との兼職は認められており、地方議会議員との兼職を禁止する規定は見当たらない。

2021年5月に実施された第5回議員選挙結果は、定数60名のうち労働党が30議席、保守党が16議席、ウェールズ国民党が13議席、自由民主党が1議席を獲得し、前回に引き続き労働党が最大政党の地位を維持したもののわずかに過半数には至らず、単独政権を発足できるだけの議席数には手が届かなかった¹⁰¹。同党とウェールズ国民党は、2021年12月から3年間の期間において、連立政権としてではなく46の政策分野で協力する協定を締結している。

なお、次の選挙は2026年5月に実施される。

(4) 執行機関

ウェールズ議会が発足した1999年から2007年までは、ウェールズ議会内に設置された「執行委員会」が内閣として機能していた。実際には、2002年から、「執行委員会」を指す呼称として、「ウェールズ議会政府 (Welsh Assembly Government)」という呼称が使われるようになったが、これはあくまで呼び方が変わっただけであり、立法府から執行機関が分離されたわけではなかった。「2006年ウェールズ政府法」の制定により、ウェールズ議会と分離した新しい執行機関を設置することが定められ、2007年5月にウェールズの行政を担当するウェールズ政府 (Welsh Assembly Government) が設立された。なお、ウェールズ政府の名称は、「2014年ウェールズ法」で正式に「Welsh Government」に改称されている。

ウェールズ政府は、首席大臣 (First Minister) を長とし、閣僚である大臣 (Minister) 及び副大臣 (Deputy Minister) で構成される。首席大臣は議会議員の中から大臣及び副大臣を指名する権限を有し、内閣の構成員数及び役割等は首席大臣の専決事項である。

なお、ウェールズ政府大臣の英国国会議員及び地方議会議員との兼職について、ウェールズ議会議員としての兼職禁止規定以外の規定は見当たらない。

2018年12月からは、労働党のマーク・ドレイクフォード氏が首席大臣を務めているが、2023年12月に辞任の意向を示し、2024年3月に後任が決定され次第辞任予定である。

¹⁰¹ 2023年12月現在の構成は労働党30、ウェールズ国民党12、保守党16、自由民主党1、無所属1

3 北アイルランド

(1) 議会の成立経緯

グレートブリテン王国が 1801 年にアイルランドを併合して以来、アイルランドでは英国との統一を主張するユニオニストと、独立を主張するナショナリストの対立が続いてきた。

北アイルランドは、アイルランド島の 32 地域のうち 6 地域から構成されており、人口は 2022 年時点で約 191 万人、首都はベルファストに置かれている¹⁰²。その他のアイルランド島の 26 地域は 1921 年に英国から独立し、現在アイルランド共和国となっている。アイルランド共和国の独立以降、北アイルランドでは北アイルランド政府による統治（1921～1972 年及び 1999～2002 年）と英国政府の統治（1972～1999 年及び 2002～2007 年）が交互に繰り返されており、2007 年 5 月からは再び北アイルランド政府による統治が再開された。

1998 年 4 月、英国・アイルランド共和国両政府による北アイルランド和平プロセスが最終合意に達し、北アイルランド議会の設置や武装解除による平和的な社会の確立、全住民の平等な権利の保障等について合意した。これを受けて同年 5 月に北アイルランド議会（Northern Ireland Assembly）設置の是非を問う住民投票が行われ、94.4%の住民が賛成票を投じた。この 1 ヶ月後に北アイルランド議会選挙が実施されたものの、北アイルランド政府の組閣は、英国からの独立を目指す過激派武装組織「アイルランド共和軍（IRA）」の武装解除問題で難航し、当初の予定から遅れて 1999 年 12 月によりやく内閣が発足した。

しかし、2002 年 10 月に北アイルランド議会内で IRA によるスパイ疑惑が浮上したことにより、同月、北アイルランドの自治権が停止された。この間、北アイルランド政府の機能は英国政府の北アイルランド省が引き継ぎ、廃棄物収集等の行政サービスは北アイルランドに置かれた 26 のディストリクトが行った。

2006 年 5 月に制定された「2006 年北アイルランド法（Northern Ireland Act 2006）」は、北アイルランドの自治復活に向けてそのプロセスを示した。同法制定を受け、2003 年の選挙で選ばれた北アイルランド議会は、2006 年 5 月 15 日に第 1 回議会を開催し、同年 10 月に開催された議会で、英・アイルランド両政府が提案した「セントアンドルーズ合意（St Andrews Agreement）」が承認された。これを受け、英国政府の北アイルランド相は 2007 年 3 月、北アイルランドの自治再開を指示し、ユニオニストの民主統一党とナショナリストのシン・フェイン党は、自治政府を再開することで合意した。こうして 2007 年 5 月、再び北アイルランド議会による自治が再開された。

英国政府の北アイルランド相は、北アイルランド内における民主的政治プロセスの推進や北アイルランドへの分権の推進、英国政府と北アイルランド政府間の調整役を担っている。

(2) 権限

北アイルランドでは、王位継承、外交、防衛、出入国管理、全国規模での税、最高裁判事

¹⁰² Northern Ireland Statistics and Research Agency, 『2022 Mid-Year Population Estimates for Northern Ireland』(2023 年 8 月 31 日発行) [<https://www.nisra.gov.uk/publications/2022-mid-year-population-estimates-northern-ireland>] (最終検索日：2024 年 2 月 20 日)

の指名、北アイルランド全域での選挙、通貨、爵位の授与等を含む分野は、「除外事項 (excepted matters)」と呼ばれ、英国政府が権限を保持している。「権限留保事項 (reserved matters)」は、英国国会で、二次立法の一つである「命令 (Order)」を制定することにより、北アイルランド議会に権限を移譲することができる分野であり、海域・空域管理、国際貿易と金融サービス、海浜部の利用、消費者保護、知的財産等が含まれる。「除外事項」にも「権限留保事項」にも含まれていない分野は、北アイルランド議会に権限が移譲されており、これらには、警察、司法、教育、保健、農業、経済、環境、地域開発、雇用、財政、社会開発、文化とレジャー等が含まれる。

2014年12月には、北アイルランド政府を構成する5つの政党（民主統一党、アルスター統一党、シン・フェイン党、社会民主労働党及び北アイルランド同盟党）と英国政府、アイルランド共和国政府が、「ストーモント・ハウス合意 (Stormont House Agreement)」を締結した。「ストーモント・ハウス合意」とは、北アイルランドの和平プロセスで残された問題について前進を試みると共に、福祉制度や法人税等の権限の移譲について定めた文書であり、その主な内容は、次のとおりである。

① 財政関連、福祉制度改革及び法人税に関する権限の移譲等

- ・ 補助金の追加交付や追加融資等を通じて、北アイルランド政府が使える資金量を増やす。
- ・ 北アイルランド政府は、2015年1月に、包括的な公共部門の改革プログラムを採択する。
- ・ 北アイルランド政府は、2015年1月に、「福祉制度改革法案 (Welfare Reform Bill)」を北アイルランド議会に再提出する¹⁰³。
- ・ 英国政府は、法人税に関する権限を2017年4月に北アイルランドに移譲するための法案を国会に提出する¹⁰⁴。
- ・ 砂利税や印紙土地税等に関する権限を含む北アイルランドへの財政関連の権限のさらなる移譲を検討する。

② ユニオニストの戦勝パレード、ユニオニストとナショナリストの紛争の処理等

- ・ 2015年6月までに、「旗、アイデンティティ、文化及び伝統に関する委員会 (Commission of Flags, Identity, Culture and Tradition)」を設置し、英国旗やアイルランド国旗を含めた、旗やロゴの問題に焦点を当てた調査を行う。委員会はさらに、必要に応じて、北アイルランド住民のアイデンティティ、文化、伝統といった広範な問題について検討する。委員会は、北アイルランド政府を構成する政党から推薦された7人と政府外から選ばれた8名の合計15名で構成され、設置から18カ月以内に調査報告書を発表する。
- ・ ユニオニストとナショナリストの間の過去の紛争で発生した未解決死亡事件に関する

¹⁰³同法案は、2015年5月に北アイルランド議会でも否決された。

¹⁰⁴同法案は、2015年3月に「2015年法人税 (北アイルランド) 法 (Corporation Tax (Northern Ireland) Act 2015)」として法制化された。

捜査を進展させることを目的とした独立の組織「特別捜査ユニット（Historical Investigations Unit, HIU）」を設置する。

2015年5月に行われたエリザベス女王による新政権の施政方針演説（クイーンズ・スピーチ）では、この「ストーモント・ハウス合意」の内容を実現する「北アイルランド法案（Northern Ireland Bill）」が、同年の国会会期で国会に提出される政府法案に含まれることが明らかにされた。一方で、北アイルランド議会における「福祉制度改革法案（Welfare Reform Bill）」の否決やIRAの準軍事的活動に関する問題等から、「ストーモント・ハウス合意」の実現が危ぶまれることとなったため、同年11月に、北アイルランド政府を構成する5つの政党（民主統一党、アルスター統一党、シン・フェイン党、社会民主労働党及び北アイルランド同盟党）と英国政府、アイルランド共和国政府が、先の「ストーモント・ハウス合意」の実施等について定めた「新たなスタート・ストーモント合意と実施計画（A Fresh Start – The Stormont Agreement and Implementation Plan）」を締結した。

これを踏まえ、同年11月には「2015年北アイルランド（福祉制度改革）法（Northern Ireland (Welfare Reform) Act 2015）」が法制化され、二次立法の制定によって、懸案となっていた北アイルランドでの福祉制度改革を英国政府が実行することが可能になった。さらに、2016年5月には、北アイルランドにおける準軍事的活動の集結に向けた規定等を定めた「2016年北アイルランド（ストーモント合意と実施計画）法（Northern Ireland (Stormont Agreement and Implementation Plan) Act 2016）」が法制化された。

（3）議員

北アイルランド議会議員の任期は5年¹⁰⁵で、比例代表制度で選出され、定員は90名¹⁰⁶である。北アイルランド議会議員は自身がユニオニスト、ナショナリストのいずれか、若しくはどちらでもないことを登録しなくてはならない。北アイルランド議会では、法案に対して「懸念の請求（petition of concern）」が提出された場合、可決には、全体で60%以上の賛成かつユニオニストとナショナリスト両派の40%以上の賛成を要する仕組みとなっている。また、「2014年北アイルランド（雑則）法」によって、北アイルランド議会の議員が、英国下院議員又はアイルランド共和国下院議員を兼ねることが禁止された。2022年5月に第6回選挙が行われ、シン・フェイン党が27議席、民主統一党が25議席、アルスター統一党が9議席、社会民主労働党が8議席、無派閥の同盟党が17議席¹⁰⁷を獲得した。

（4）執行機関

執行機関である北アイルランド政府（Northern Ireland Executive）は、首席大臣（First

¹⁰⁵ 従来4年であったが、2014年3月に成立した英国法「2014年北アイルランド（雑則）法（Northern Ireland (Miscellaneous Provisions) Act 2014）」で5年になった。

¹⁰⁶ 従来108名であったが、2016年7月に成立した英国法「2016年議員（定数削減）法（北アイルランド）（Assembly Members (Reduction of Numbers) Act (Northern Ireland) 2016）」により18ある選挙区の定数をそれぞれ6から5に削減した。

¹⁰⁷ その他：ピープル・ビフォー・プロフィット同盟1、伝統的ユニオニストの声1、無所属2

Minister) と副首席大臣 (Deputy First Minister) を長とし、閣僚である大臣 (Minister) と、副大臣 (Junior Minister) で構成される。

1998 年北アイルランド法により、首席大臣と副首席大臣は 2 人 1 組で選出されることとなっており、その際ナショナリスト及びユニオニスト双方の過半数の支持を得なければならぬとされていた。しかし、セント・アンドリュース合意に基づき制定された 2006 年北アイルランド法においては、この内容が修正され、首席大臣は、ナショナリスト又はユニオニストの最多数の議席を有する側に属する政党の中で最大の議席を有する政党の中から、副首席大臣はもう一方の側に属する政党の中で最大の議席を有する政党の中から選出されることとなった。首席大臣、副首席大臣のどちらかが欠ける場合は、残りの者もその職を辞さなければならない。首席大臣と副首席大臣は、一方が「副 (Deputy)」と呼ばれているものの、立場は同等であり、両者の権限は全く同じである。

首席大臣及び副首席大臣は、議会議員の中から大臣及び副大臣を指名 (議会の承認が必要) する権限を有し、内閣の構成員数、役割等は両者の専決事項である。北アイルランド政府の大臣については、前述の北アイルランド議会議員としての兼職禁止規定 (英国下院議員又はアイルランド共和国下院議員との兼職禁止) のほかに、アイルランド共和国大臣及び同国議会委員会議長又は副議長との兼職が禁止されている。

2016 年 1 月から、民主統一党の党首アーリーン・フォスター氏が首席大臣を務めており、副首席大臣は 2007 年 5 月から、シン・フェイン党のマーティン・マクギネス氏が務めていたが、2016 年の選挙後、両党は新政府発足について合意できず、首席大臣、副首席大臣及び大臣は空席となっていた。2020 年 1 月 11 日、両党が共同自治政府の再開で合意したことにより、3 年間に及ぶ政治空白が解消され、議会が復活した。首席大臣には、前回と同様に民主統一党のアーリーン・フォスター氏が、副首席大臣にはシン・フェイン党のミシェル・オニール氏が就任した。

2022 年 5 月の選挙後、民主統一党は EU 離脱に伴う北アイルランド議定書への抗議として、新たな内閣を組織することを拒否した。2022 年に修正された「1998 年北アイルランド法 (The Northern Ireland Act 1998)」により、選挙前の大臣が 24 週間その職を維持することが認められていたものの、その期間が満了しても状況は変わらず、全ての大臣職が空席となった。その後、前大臣が定めた方向性の範囲内でのみ政策が進められ、公共サービスの停滞などの影響が発生していたが、2024 年 2 月に北アイルランド議定書に関する新たな法案が可決されたことを受け、民主統一党が新内閣の発足に同意し、約 2 年ぶりに内閣が組織されるに至った。

第 2 節 イングランド内での分権とスコットランド、ウェールズ、北アイルランドでの地方自治体への分権

1 イングランド

(1) 地方分権政策 - 「大きな社会」と「地域主義」

保守党と自由民主党の連立政権 (2010~2015 年) は、当初、地方分権の方針として、「大きな社会 (Big Society)」と「地域主義 (Localism)」を主要政策と掲げた。

しかし、「大きな社会」については、その定義が曖昧で、また「大きな社会」への移行を後押しする強力な政策に欠けていたこと等から、政策としての重要度が徐々に低下し、2015年までには、「大きな社会」に関連した全てのプロジェクトへの政府補助金が打ち切られるに至った。2015年総選挙の保守党のマニフェストは、「大きな社会」に言及してはいたものの、今後、現保守党政権が、「大きな社会」を再び重要政策として位置づける見込みはほぼないと思われる。

(2) 地域主義 — 「2011年地域主義法」の成立

保守党と自由民主党の連立政権は、2011年10月にイングランドの地方自治体及び地域コミュニティの権限強化等を規定する「2011年地域主義法 (Localism Act 2011)」を国会で成立させた。同法は、地方自治体、地域コミュニティ、近隣社会、そして住民により多くの権限と自由裁量を与えるという連立政権の方針を推進することを目的としていた。

地域主義法は、以下を規定した。

- ・ 地方自治体及びその他公的機関の機能及び行政業務遂行の方法に関すること¹⁰⁸。
- ・ 「イングランド地方行政委員会 (Commission for Local Administration in England)」の機能に関すること。
- ・ 英国が環境に関するEU規定に違反した場合に欧州司法裁判所が英国に課する罰金について、地方自治体又はその他公的機関に支払い義務を負わせることを可能にすること。
- ・ 地方財政制度に関すること。
- ・ 都市部及び地方での土地開発に関する制度、地域インフラ施設税、国家的重要性を有するインフラ施設建設計画の承認に関すること。
- ・ 公営住宅及びその他の住宅の供給に関すること。
- ・ ロンドンにおける再開発に関すること。

(3) ロンドン及びその他の地方都市への分権

ア グレーター・ロンドン・オーソリティー (GLA)

32のロンドン区 (London Borough) とシティ・オブ・ロンドン (City of London Corporation) が所在するグレーター・ロンドン (Greater London) を所管区域とする地域政府であるグレーター・ロンドン・オーソリティー (GLA) は、2000年7月に創設された。それ以降、「2007年GLA法 (Greater London Authority Act 2007)」により、住宅、都市計画、廃棄物処理、文化・スポーツ、保健、気候温暖化対策、エネルギー政策等の幅広い分野においてロンドン市長の権限拡大が行われてきた。

2010年7月には、英国政府がロンドン政府地域事務所 (国の出先機関) の廃止を決定し

¹⁰⁸ 地方自治体に対し、個人が行うことができることであれば法令で禁止されていない限り行うことができる法的権限として、「包括的権限 (general power of competence)」を付与することが含まれた。これは、「2000年地方自治法 (Local Government Act 2000)」により地方自治体に付与された、経済的、社会的及び環境面での福利 (well-being) の追求のため、地方自治体が有効と考えるあらゆるサービスを一定の制限の下で実施する権限に代わるものである。

たことを受け、ボリス・ジョンソン・ロンドン市長から英国政府に提出された「ロンドンへのさらなる権限移譲 (Further Devolution to London)」の一部が、前述の「2011年地域主義法」に含まれることになった。「2011年地域主義法」に含まれた規定は次のとおりである。

- ・ ロンドンにおける公営住宅サービスへの投資に関する権限を、住宅・コミュニティ庁から GLA へ移譲する。
- ・ ロンドン開発公社を廃止し、ロンドンの経済開発戦略文書の策定を、ロンドン市長の法的義務とする。
- ・ ロンドン市長に対し、グレーター・ロンドン内の区域を「ロンドン市長開発区域 (Mayoral development areas)」に指定する権限を付与する。開発区域ごとに設置される「ロンドン市長開発局 (Mayoral development corporations)」は、当該区域内の建築許可申請の承認・拒否の権限を有する。
- ・ 英国政府が、政府が有する権限のうち、ロンドン市長への移譲が適当であると判断されるいかなる権限をも、ロンドン市長に移譲することを可能にする。
- ・ ロンドン市長は、6種類のロンドンの環境戦略文書を統合した「ロンドン環境戦略 (London Environment Strategy)」を策定する。
- ・ ロンドン議会に対し、議員の3分の2の合意を条件として、ロンドン市制の様々な分野についてロンドン市長が策定する戦略文書を拒否する権限を付与する。

イ ロンドン以外の地方都市

① 地域間格差の是正

a ノーザン・パワーハウス及びレベリングアップ

イングランドにおいて、経済的により発展しているロンドンや南東部と、それ以外の地域の地域間格差が長年の課題である。その格差の是正に向けて、2014年に政府とイングランド北部の地方自治体が協力して策定したプログラムであるノーザン・パワーハウス構想が発表され、同地域の経済成長と生産性に関する課題に取り組むこととなった¹⁰⁹。

その後、2019年の総選挙に向けた保守党のマニフェストにおいて、更なる地方活性化の推進に向けてレベリングアップ (Levelling up) が提唱され¹¹⁰、2022年2月にはレベリングアップ白書¹¹¹が発行された。その内容には民間セクターの成長促進、教育の改善や地域コミュニティへの帰属意識の強化などの幅広い項目が含まれるが、核となるのはイングランドの広域自治体への権限移譲に関する公約であり、「現代における中央政府からイングランド各

¹⁰⁹ 一般財団法人自治体国際化協会、『ノーザン・パワーハウス ～ 英政府によるイングランド北部の経済振興策』(2017年1月31日発行)

[https://www.jlgc.org.uk/jp/monthly_topic/uk_jan_2017_northern_powerhouse/] (最終検索日: 2024年2月20日)

¹¹⁰ Conservative Party, 『Conservative Party Manifesto 2019』 [<https://www.conservatives.com/our-plan>] (最終検索日: 2024年2月20日)

¹¹¹ Department for Levelling Up, Housing and Communities, 『Levelling Up the United Kingdom』(2022年2月2日発行) [<https://www.gov.uk/government/publications/levelling-up-the-united-kingdom>] (最終検索日: 2024年2月20日)

地への最大の権限移譲を意味する」とされている¹¹²。同白書が定める 2030 年までに達成する 12 のミッションは以下のとおりである。

1. 英国の全ての地域で給与・雇用・生産性が上昇し、それぞれの地域が国際競争力のある都市を有するようになり、地域間格差が縮小する。
2. 経済的に豊かなイングランド南東部以外の研究開発への国内公共投資を少なくとも 40%増やし、歳出見直し期間中に少なくとも 3分の 1 を増やす。
3. 2030 年までに、全国の公共交通機関へのアクセスをロンドンの水準に大幅に近づけ、サービスの向上、運賃の簡素化、チケットの統合を実現する。
4. 全国でギガビット対応のブロードバンドと 4G を使用できるようにし、人口の大部分を 5G でカバーできるようにする。
5. 読み、書き、算数において期待される水準を達成する小学生の数を大幅に増加させる。
6. 英国全ての地域において、質の高い技能訓練の修了人数を大幅に増加させる。
7. 健康寿命における地域格差を縮小させ、2035 年までに健康寿命を 5 年延ばす。
8. 英国の全ての地域で幸福度を向上させ、地域格差を縮小させる。
9. 人々が自分の住む町の中心部に対する満足度や、地域の文化やコミュニティへの関与等の「地域に対する誇り」を英国の全ての地域で向上させ、上位の地域とその他の地域との間の格差を縮小させる。
10. 全ての地域で初めて住宅を購入する人数が増加し、賃貸住宅に住む人が住宅を所有する道筋を立てられるようにする。
11. 最も犯罪による被害が大きかった地域に重点を置き、殺人、深刻な暴力、近隣犯罪を減少させる。
12. イングランド内の希望する全ての地域で、最高レベルの権限と、簡素化された長期的な資金調達手段を備えた権限委譲協定が結ばれる。

b 政府による地域経済成長のための基金や取組¹¹³

・レベリングアップ基金 (Leveling Up Fund)

各地域のインフラへの投資を主な目的として 2020 年 11 月に発表され、同基金へ応募して選考を通過した地方自治体に対して、合計 48 億ポンドの資金が提供された。

・タウンズ基金 (Towns Fund)

地方の高齢化や投資不足対策、街の中心部や大通りの改善等を目的に 2019 年 7 月に発表され、政府によって選定された 101 自治体への最大 2,500 万ポンドの配分を中心に、3 段階に分けて計 36 億ポンドを配分する方針が示された。

¹¹² 一般財団法人自治体国際化協会、『Stay local but go far?』(2022 年 3 月 4 日発行)

[https://www.jlgc.org.uk/jp/researcher_expats/levelling-up-part2/] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

¹¹³ House of Commons Library, 『Local growth funds』(2023 年 12 月 8 日発行)

[<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9460/>] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

- ・英国共栄基金（UK Shared Prosperity Fund）及びコミュニティ再生基金（Community Renewal Fund）

英国共栄基金は、第1章第5節で触れたように EU 域内の地域間格差の解消を目的とする EU 構造基金に代わるものとして 2022 年 2 月のレベリングアップ白書において発表され、2025 年 3 月までに 26 億ポンドが配分される予定である。コミュニティ再生基金は、英国 繁栄共有基金導入前の試行プログラムとして 2021 年 3 月に発表された。その内容は、人材育成、各地域の企業、コミュニティ、就職支援の優先事項に対して資金提供するものであり、2022 年 6 月までに約 2 億ポンドが交付された。

- ・インベストメントゾーン（Investment Zones）

第 8 章第 4 節を参照。

- ・まちの長期計画（Long Term Plan for Towns）

2023 年 10 月に、55 の自治体に対して 10 年間で 2,000 万ポンド、合計 11 億ポンドを交付する旨が発表された。それらの自治体は、10 年間の計画策定（治安の向上、大通りの再開発や公共交通の改善等に関するもの）と、配分される資金を自治体運営関係者で共有する将来像に向けて活用するための委員会（地域のコミュニティリーダー、地域企業の雇用主、自治体職員、議員で構成されるもの）の立ち上げが義務付けられている。

② 直接公選首長制度導入によるリーダーシップの強化の試みと頓挫

2012 年 5 月、ロンドン以外のイングランドの 10 の大都市（ブラッドフォード市、ブリストル市、バーミンガム市、コベントリー市、リーズ市、マンチェスター市、ニューカッスル・アポン・タイン市、ノッティンガム市、シェフィールド市、及びウェイクフィールド市）において、直接公選首長制度導入¹¹⁴の是非を問う住民投票が、「2011 年地域主義法」に基づいて実施された。これは、保守党と自由民主党の連立政権が掲げていた、地域の問題に関する決定権を住民により近いレベルに移譲するという政策に基づき実施されたものであった。英国政府が、直接公選首長制度により選出されたリーダーの政策に基づいて、都市に可能な限り権限を移譲することにより、強力なリーダーシップが発揮されることが期待された。当初は、レスター市とリバプール市を含む 12 都市で住民投票が実施される予定であったが、これら 2 都市では、それぞれ 2010 年 12 月、2012 年 2 月に、各議会において直接公選首長制度の導入が議決されたため¹¹⁵、住民投票は実施されなかった。住民投票の結果は、ブリストル市のみで賛成多数となり、その他 9 都市では、直接公選首長制度の導入は否決された。

その後、2014 年 5 月にコープランド市、2016 年 3 月にバース・アンド・ノース・イースト・サマセット市、2016 年 10 月にギルフォード市において同制度の導入を問う住民投票が

¹¹⁴第 3 章で述べたとおり、直接公選首長制度は、既に「2000 年地方自治法」でイングランドの地方自治体に導入されており、これまでに 53 の地方自治体で直接公選首長制度導入の是非を問う住民投票が実施され、うち 16 ヶ所で可決されている（制度導入後、廃止に至った自治体を含む延べ数）。

¹¹⁵「2007 年地方自治・保健サービスへの住民関与法」で、住民投票で過半数の承認を得るという直接公選首長制度導入の要件が撤廃された。

実施されたが、コープランド市のみ賛成多数となった。

なお、2016年5月には、2市（ノース・タインサイド市及びトーベイ市）において、導入済の直接公選首長制を廃止するか否かの住民投票が行われ、その結果、ノース・タインサイド市においては直接公選首長制を継続することとなったが、トーベイ市においては廃止が決定され、2019年5月から委員会制に移行した。

③ 合同行政機構(Combined Authority)

イングランドの都市圏（city region）への分権を目的に設置が進められているのが合同行政機構である。合同行政機構は、より広いエリアで政策を実施することによって、より効果的な施策の推進を図ることを目的に、2つ以上の地方自治体で構成される法的地位を有する行政体のことである。2011年4月、初の合同行政機構として、「グレーター・マンチェスター合同行政機構」が設置された。

従来、合同行政機構が機能を行使できる分野は交通や経済等にかかる政策に限定されていたが、キャメロン政権の下、2016年1月に成立した「2016年都市・地方分権法（Cities and Local Government Devolution Act 2016）」において、この制限が撤廃され、後述の地方分権協定として個別に政府との合意を交わし、国務大臣が二次立法を制定することにより合同行政機構へ政府機能を移管することが可能になった。併せて、直接公選首長（メトロメイヤー）を設置することも可能となる等、合同行政機構の機能が拡大された。

2023年10月には「2023年レベリングアップ、再開発法（Levelling Up and Regeneration Act 2023）」が施行され、新たに郡合同行政機構（Combined County Authorities）の設立が認められることとなった。これは1つ以上のカウンティと、ユニタリーによって構成され、域内全ての自治体を構成員とする必要がない点で従来の合同行政機構と異なるものである。

初の合同行政機構であるグレーター・マンチェスター合同行政機構の設置やその役割、及びその他の合同行政機構の設立については以下のとおり。

a グレーター・マンチェスター合同行政機構 設置の背景・経緯

イングランドでは1986年、サッチャー保守党政権の方針で、都市部の広域自治体であった「大都市圏カウンティ（Metropolitan County Council）」が廃止され、大都市圏カウンティの下に設置されていた「大都市圏ディストリクト（Metropolitan District Council）」が一層制の地方自治体に再編された。イングランド北西部に設置されていたグレーター・マンチェスター大都市圏カウンティも廃止されたが、その区域にあった10の大都市圏ディストリクト（ボルトン Bolton、ベリー Bury、マンチェスター Manchester、オールダム Oldham、ロッチデール Rochdale、サルフォード Salford、ストックポート Stockport、テムサイド Tameside、トラフォード Trafford、ウィガン Wigan）の代表組織として、「グレーター・マンチェスター地方自治体協会（Association of Greater Manchester Authorities, AGMA）」が設置された。AGMAの役割の一つは、英国政府及び欧州連合（EU）に対し、グレーター・マンチェスター地域を代表することであった。

AGMA は、グレーター・マンチェスター地域における法的地位を有する行政体の設置というプランを推し進め、必要な立法措置を行うよう政府に求めた。その結果、コミュニティ・地方自治省（当時）は 2010 年 11 月、「グレーター・マンチェスター合同行政機構（Greater Manchester Combined Authority, GMCA）」の設置を承認、「2009 年地域民主主義、経済開発、建築法（Local Democracy, Economic Development and Construction Act 2009）」に基づき、設置にかかる「命令」を制定することを明らかにした。こうして 2011 年 4 月に誕生したのが「グレーター・マンチェスター合同行政機構」であった。英国政府から同機構に移譲された権限等は、英国政府とグレーター・マンチェスター合同行政機構との間で締結した「グレーター・マンチェスター合意（Greater Manchester Agreement）」のなかで定められた。

b 役割と運営

GMCA の主な役割は、経済開発、地域再開発、交通施策の調整等である。これに加え、2016 年 4 月より、国営医療サービス（NHS）に関する権限を移譲された。また、2015 年 7 月に政府が発表した予算の付属文書で、GMCA が、公有地の利用方法の検討や消防・救急サービスの監督等に関してさらなる権限を付与されることが明らかにされた。

GMCA の規定によると、GMCA のメンバーは、グレーター・マンチェスター地域の 10 の大都市圏ディストリクトから各 1 名ずつ任命された計 10 人の地方議員で構成される。これら 10 人のメンバーはそれぞれ、GMCA の評議会（meetings）において、1 人 1 票ずつの議決権を有する。

GMCA は、10 人のメンバーの中から議長及び副議長を指名する。評議会での議案の可決には、過半数の承認が必要とされる。ただし、次に挙げる項目については、承認には少なくとも 7 票の賛成票が必要とされる。

- ・ GMCA が法律によって策定を義務付けられる全ての計画及び戦略の承認及び変更
- ・ GMCA の予算及び財政計画の承認及び変更
- ・ 国務大臣より提案された英国政府から GMCA への機能及び予算の移譲の承認
- ・ GMCA が決定したその他の計画及び戦略の承認及び変更

また、GMCA の執行機関である「グレーター・マンチェスター交通局（TfGM）」は、路面電車「メトロリンク」を所有し、外部委託によって運営を行うほか、バス、鉄道サービスへの補助金拠出等を行い、グレーター・マンチェスター地域における公共交通サービスに責任を負う。また、公共交通による環境への負荷軽減を目指す政策方針の策定支援等も行う。TfGM の業務監視は、「グレーター・マンチェスター交通委員会（Transport for Greater Manchester Committee）」に担われていたが、現在は 2023 年 7 月に新たに設置された「ビーネットワーク委員会（Bee Network Committee）」が担当している。同委員会は、首長やグレーター・マンチェスターを構成する 10 の地方自治体から任命された議員、委員会の政党バランスを保つために首長によって任命された議員を含む 16 名で構成され、GMCA に代わり、TfGM 関連の政策方針の策定も行う。しかし、TfGM の予算及び

「地域交通計画」¹¹⁶に関する権限は GMCA が保持する。また、GMCA 及びその関連機関の業務の評価・監視は、10 の地方自治体から各 2 名ずつ指名された議員で構成される「政策評価委員会 (Overview & Scrutiny Committee)」が行う。

c 他の組織との関係

前述の通り、旧グレーター・マンチェスター大都市圏カウンティの区域にあった 10 の大都市圏ディストリクトの代表組織としては、「グレーター・マンチェスター地方自治体協会 (AGMA)」がある。AGMA については、(1) グレーター・マンチェスター地域の地方自治体の利益を代表する英国政府へのロビー活動、(2) GMCA が関わらない地方自治体の業務及びその関連事項 (緊急事態計画、公衆衛生、公営住宅、地域の住民組織等への補助金交付、複数の地方自治体による公共サービスの共同提供、地方自治体の業務における効率性の向上等) に関する 10 の地方自治体間の方針の調整役を担うという形で存続している。

d その他の合同行政機構

グレーター・マンチェスター合同行政機構設置後、2014 年に 4、2016 年に 2、2017 年に 2、2018 年に 1 の合同行政機構が設置され、2024 年 1 月現在で 10 の合同行政機構が存在しており、そのうちノース・イースト合同行政機構以外の 9 機構で直接公選首長制が導入されている。今後、2024 年 5 月にノース・オブ・タイン合同行政機構とノース・イースト合同行政機構が統合され、同時に直接公選制首長の導入が予定されている。また、同じく 2024 年 5 月に、ヨーク・アンド・ノース・ヨークシャー合同行政機構と、初の郡合同行政機構としてイースト・ミッドランズ郡合同行政機構が設立される予定である。いずれも直接公選制首長を有し、12 の全合同行政機構で直接公選首長が導入されることとなる。

¹¹⁶イングランドの地方自治体が英国政府へ提出することを義務付けられている、地域の交通政策に関する目標、戦略、現状等をまとめた文書。

【表7-1 合同行政機構一覧】

機構名	構成団体	設置日	直接公選首長の設置年月
グレーター・マンチェスター合同行政機構	マンチェスター、サルフォード、ボルトン、バリー、オールダム、ロッチデール、ストックポート、テームサイド、トラフォード、ウィガン	2011年4月1日	2017年5月
サウス・ヨークシャー合同行政機構	シェフィールド、バーンズリー、ドンカスター、ロザラム	2014年4月1日	2018年5月
リバプール・シティ・リージョン合同行政機構	リバプール、ハルトン、ノーズリー、セフトン、セントヘレンズ、ウィラル	2014年4月1日	2017年5月
ノース・イースト合同行政機構	カウンティ・ダラム、ゲーツヘッド、サウス・タインサイド、サンダーランド	2014年4月15日 ※2024年5月に統合予定	2024年5月設置予定
ウェスト・ヨークシャー合同行政機構	ブラッドフォード、カルダーデール、カークリーズ、リーズ、ウェイクフィールド	2014年4月1日	2021年5月
ティーズ・バレー合同行政機構	ダーリントン、ハートリプール、ミドルズブラ、レッドカー・アンド・クリーヴランド、ストックトン・オン・ティーズ	2016年4月1日	2017年5月

機構名	構成団体	設置日	直接公選首長の設置年月
ウェスト・ミッドランズ合同行政機構	<構成自治体> バーミンガム、ウルヴァーハンプトン、コベントリー、ダドリー、サンドウェル、ソリフル、ウォルソール <準構成自治体(議決権に制限あり) ¹¹⁷ > カノックチェース、ノースワーウィックシャー、ヌニートン・アンド・ベッドワース、レディッチ、ラグビー、シュロップシャー、ストラトフォードオンエイボン、タムワース、テルフォード・アンド・レキン、ワーウィックシャー	2016年6月16日	2017年5月
ウェスト・オブ・イングランド合同行政機構	バース・アンド・ノースイースト・サマーセット、ブリストル、サウス・グロスターシャー	2017年2月8日	2017年5月
ケンブリッジシャー・アンド・ピーターバラ合同行政機構	ケンブリッジ、ケンブリッジシャー、イーストケンブリッジシャー、フェンランド、ハンティンドンシャー、ピーターバラ、サウス・ケンブリッジシャー	2017年3月2日	2017年5月
ノース・オブ・タイン合同行政機構	ニューカッスル・アポン・タイン ノース・タインサイド ノーサンバランド	2018年11月2日 ※2024年5月に統合予定	2019年5月
ヨーク・アンド・ヨークシャー合同行政機構	ヨーク、ノースヨークシャー	2024年5月予定	2024年5月予定
イースト・ミッドランズ郡合同行政機構	ダービーシャー、ノッティンガムシャー、ダービー、ノッティンガム	2024年5月予定	2024年5月予定

④ 都市協定(City Deal)

「都市協定」とは、都市の経済成長促進を狙いとする都市と英国政府の間の合意であり、その内容は、政府から都市への権限と資金の移譲、及び都市の経済成長支援を目的とするその他の取り決めである。「経済の均衡を図り、民間部門の経済成長を促進する」という目標の達成のため、保守党・自由民主党連立政権が主要政策の一つとして立ち上げたものであった。

¹¹⁷準構成自治体は、議決権等の制限を受けるものの、ウェスト・ミッドランズ以外の合同行政機構にも加盟することが可能な自治体を指す。

まず、他都市に先駆けて、2012年2月にリバプールが英国政府と締結した。これにより、英国政府は、都市再開発、福祉、住宅、職業技術の分野で新たな権限をリバプール市に移譲し、1億3000万ポンドの補助金を交付することが決定した。さらにその後、イングランドの残りの7つの「核都市」¹¹⁸がこれに続いた。これら8都市は、「都市協定」の「第1波（Wave 1）」と呼ばれる。さらに、2013～2014年に、18の都市圏が、「第2波（Wave 2）」として「都市協定」を締結した¹¹⁹。

「都市協定」の締結主体は、「地域産業パートナーシップ（Local Enterprise Partnership、LEPs）」¹²⁰である場合が多い。グレーター・マンチェスターの「都市協定」の場合は、後述の「グレーター・マンチェスター合同行政機構」と締結されている。

それぞれの「都市協定」の内容は、各都市と政府間の交渉で決定され、各々で異なるが、「都市圏でインフラ施設を改善した結果得られた国税の増収分の一部を都市圏に交付する」、「交通に関する予算を英国政府から都市圏へ移譲する」、「職業技術訓練に関する予算の使途決定権を英国政府から都市圏へ移譲する」等の内容が含まれている。

⑤ 地方分権協定(Devolution Deals)及び地方分権に関する枠組み(Devolution framework)

地方分権協定は、政府が自治体や合同行政機構に対して、先述の都市協定よりも大きな権限を委譲する協定である。2014年にグレーター・マンチェスター合同行政機構と政府の間で初めて締結された。この協定により、新たに導入されるグレーター・マンチェスター首長は、3億ポンドの住宅関連財源の管理の権限、グレーター・マンチェスター全域の都市計画に関する権限、バスのフランチャイズや域内公共交通のチケット統合に関する権限、警察・犯罪コミッショナーの権限等を有することとなった。また、当該合同行政機構に対しても、区域全域にまたがる地域経済の振興や医療及び社会保障に関する事業を実施する権限や財源が与えられた。その後、「2016年都市・地方分権法（Cities and Local Government Devolution Act 2016）」の成立を経て協定締結が推進され、2023年11月までに17の地域と政府の間で協定が締結されている¹²¹。上記に並行して、2022年に発表されたレベリングアップ白書において、各地域の経済圏における行政の連携状況に応じた3つのレベルで構成される「地方分権に関する枠組み」が定められた。レベルが高いほど政府が推奨する地方分権モデルとされており、政府からより大きな権限を得ることができる¹²²。

¹¹⁸ 「核都市」とは、1995年に「核都市グループ（Core Cities Group）」を発足させたロンドン以外のイングランドの8都市であり、バーミンガム市、ブリストル市、リーズ市、リバプール市、マンチェスター市、ニューカッスル・アポン・タイン市、ノッティンガム市、シェフィールド市である。

¹¹⁹ なお、2024年現在、イングランド以外の地域においては、2014年のスコットランドのグラスゴーを皮切りに、スコットランドの6都市、ウェールズの2都市、北アイルランドの1都市で締結されている。House of Commons Library, 『City Deals』(2023年1月11日発行)

[<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn07158/>] (最終検索日：2024年2月20日)

¹²⁰LEPsとは、地域の経済成長支援をその役割とする地方自治体と民間企業のパートナーシップである。38のLEPが設立されるに至ったが、政府によってその機能を自治体や後述の合同行政機構に移管する方針が示され、2024年4月よりLEPに対する補助金が停止されることとなった。第8章第3節参照。

¹²¹ House of Commons Library, 『Devolution to local government in England』(2023年11月29日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn07029/>] (最終検索日：2024年2月20日)

¹²² Local Government Association, 『Levelling Up White Paper: LGA briefing』(2022年2月4日発行)

○レベル1

- ・対象

経済圏やカウンティ全域の自治体が協力関係にある地域の事務組合。

- ・主な権限

複数の自治体によって提供されることが望ましい行政サービスの実施や、気候変動対策を実施するためのプロポーザルを行う権限

○レベル2

- ・対象

経済圏やカウンティ全域を所管し、直接選挙で選出される長を有しない行政体。

- ・主な権限

域内の公共交通の管理、バスのフランチャイズ権

○レベル3

- ・対象

経済圏やカウンティ全域を所管し、当該区域で直接選挙を通じて選出される長を有する行政体。直接公選制首長を有する合同行政機構が該当する。

- ・主な権限

公共交通に関する複数の財源を統合し、複数年にまたがる支出を可能とする権限や、ビジネス・レートの追徴権

⑥ 先駆的的地方分権協定(trailblazer devolution deals)及び地方分権に関する枠組みレベル4

2023年3月に「先駆的的地方分権協定」が発表され、グレーター・マンチェスター合同行政機構及びウェスト・ミッドランズ合同行政機構に対して、権限拡大や財源移譲に関する新たな取り決めが結ばれることとなった¹²³。公共交通、住宅政策に関する権限が拡大され、特に公共交通については、運輸省との連携を通じて交通機関の統合などが推進される予定であるほか、10年間ビジネス・レートの税収を100%保持できることが約束されている。また、今後の政府からの財源移譲について、これまで分割して配分されていた複数の財源がまとめられることとなった。それにより、これらの合同行政機構は、財源に関わる支出について報告する回数が削減されるほか、財源の執行可能期間が長くなることで柔軟な執行が可能になると考えられている。

さらに、2023年11月に「地方分権の枠組みレベル4に関する報告書」が発表され、レベル3の対象である行政体のうち、政府によって組織の能力、ガバナンス、及び文化がさらなる権限を担うにふさわしいと判断された場合に、レベル4の権限を得る資格が与えられることとなった¹²⁴。このレベル4の権限は先駆的的地方分権協定を締結した2都市に与えられた権

[<https://www.local.gov.uk/parliament/briefings-and-responses/levelling-white-paper-lga-briefing>]

(最終検索日：2024年2月20日)

¹²³ House of Commons Library, 『Devolution to local government in England』(2023年11月29日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn07029/>] (最終検索日：2024年2月20日)

¹²⁴ Department for Levelling Up, Housing and Communities, 『Technical paper on Level 4 devolution

限と類似しているが、先述の統合財源に関する権限は含まれていない。

2 スコットランド

スコットランドでは、1975年及び1996年に地方自治体の再編が行われており、現在、計32の一層制の地方自治体が設置されている。地方自治体の名称は、本土では「ユニタリー」、島嶼部では「アイランド・カウンシル」である。意思決定については、各地方自治体が委員会制又は地方自治体の事務総長による決定を選択できるが、伝統的に委員会制度を採用しているところが多い。スコットランド政府は近年、より効率がよく、透明性の高い意思決定制度を採用するよう地方自治体に呼びかけているが、特定の制度採用を求めるもの等ではなく、各地方自治体の実状に即した効率的な制度への改革を求める形をとっており、現在のところスコットランド内で地方分権に向けた新たな動きは見られない。

首都であるエジンバラ市は、①文化・コミュニティ、②教育・児童・家庭、③財務・資源、④住宅・ホームレス支援・公正労働、⑤政策・サステナビリティ、⑥交通・環境を担当する計6つの委員会を設置し、各サービス分野の政策決定、地方自治体による政策執行の監督等を行っている。各委員会とも、10人程度の議員がメンバーとなっている。これらのほかに、建築許可申請又は事業許可申請の承認・却下を行う準司法的機能を有する委員会も設置されている¹²⁵。

3 ウェールズ

ウェールズでは、1996年の地方自治体の再編により、それまでの二層制の仕組みから一層制に移行し、現在22のユニタリーが設置されている。この再編の目的は、地方分権ではなく行政の効率化であり、当時の上位階層の地方自治体であったカウンティ・カウンシルを廃止した。

現在、ウェールズの全ての地方自治体が、「リーダー（議会が選任する首長）と内閣制」を採用している。

ウェールズ政府は現在、ウェールズの地方自治制度の改革を計画しており、2015年2～4月末、改革案に関するコンサルテーション（意見聴取作業）を行った。コンサルテーションの実施にあたり、ウェールズ政府は、「地方自治体の改革：地域住民への権限の移譲（Reforming Local Government: Power to Local People）」と題する白書を発表した。白書は、地域における民主主義、地方議員手当、地方自治体の幹部職員の報酬、コミュニティ・カウンシル¹²⁶、地域コミュニティの権限、公共サービスのパフォーマンス、地方自治体の業務の評価、地方財政、監査等に関するウェールズ政府の改革案を掲げ、広く意見を募った。

ウェールズ政府はまた、ウェールズの地方自治体の合併・再編も計画しており、この計画

framework』（2023年11月22日発行）[\[https://www.gov.uk/government/publications/technical-paper-on-level-4-devolution-framework\]](https://www.gov.uk/government/publications/technical-paper-on-level-4-devolution-framework)（最終検索日：2024年2月20日）

¹²⁵City of Edinburgh Council, 『Committee structure』

[\[https://democracy.edinburgh.gov.uk/mgListCommittees.aspx?bcr=1\]](https://democracy.edinburgh.gov.uk/mgListCommittees.aspx?bcr=1)（最終検索日：2024年2月20日）

¹²⁶ウェールズではパリッシュを「コミュニティ・カウンシル」と呼ぶ。

は、白書で掲げられた地方自治体制度の改革案と共に、2015年11月に発表される法案の草案に盛り込まれたが、進展せず廃案となった。また、2018年3月に現22のユニタリーを10に合併・再編する新たな計画が出されたが、多くの自治体からの反発も多かったことから、この計画も撤廃された。

首都であるカーディフ市では、本会議で任命されたリーダーを含め、9人の議員が内閣のメンバーとなっている。①教育、②財務・近代化、③住宅・コミュニティ、④気候変動、⑤投資と成長、⑥文化・公園・行事、⑦交通・計画等を担当しており、月1回のペースで会議が行われる。内閣が議会の意思決定機関であり、予算執行等について責任を負う¹²⁷。

4 北アイルランド

北アイルランドでは、2015年4月に地方自治体の再編が行われ、「ディストリクト(District)」と呼ばれる26の地方自治体が11の地方自治体に統合された。北アイルランドでは、英国政府が任命したメンバーで構成される委員会等が、教育や福祉等の行政サービスを担っているため、地方自治体の権限は、英国の他の地域に比べて狭い範囲にとどまってきた。しかし、2015年4月の再編により、都市計画、道路、経済開発、観光促進、スポーツ等に関する権限が、北アイルランド政府から地方自治体に移譲された。

北アイルランドでは、全ての地方自治体が委員会制を採用しており、リーダーのポジションは設置されていない。リーダーの役割は、戦略策定・予算配分等の担当委員会の議長及びロード・メイヤーが共同で担っている。

首都であるベルファスト市では、2015年の再編後、①都市発展・再開発（経済開発、観光、文化芸術等含む）、②事業許可等、③生活・コミュニティ（環境、ゴミ処理等）、④計画、⑤戦略策定・予算配分等の5つの委員会が設置されており、各委員会とも20人の議員がメンバーとなっている¹²⁸。

¹²⁷Cardiff Council, 『Committee details』

[<https://cardiff.moderngov.co.uk/mgCommitteeDetails.aspx?ID=151>] (最終検索日：2024年2月20日)

¹²⁸Belfast City Council, 『Committee structure』

[<https://minutes3.belfastcity.gov.uk/mgListCommittees.aspx?bcr=1>] (最終検索日：2024年2月20日)

第8章 民間部門とのパートナーシップ

第1節 英国における民間活力の導入

－PFI(Private Finance Initiative) / PPP(Public Private Partnership)

1 PFI / PPP とは

PFI とは、良質で効率的な維持管理が可能な公共施設を提供し、納税者に対する金銭的効率性 (Value for Money) を向上することを目的として、民間の資本や技術を、公共施設の設計、建築、財務、運営等に活用する手法である。

これに対し、PPP とは、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念である。民間の資本と専門的知識、活力を利用して、行政サービスの質の向上やスリム化を目指すものであり、公共部門と民間部門の緩やかなパートナーシップから、官民のジョイント・ベンチャー、公共サービスの民間企業への外部委託、行政財産の商業利用、民営化までをも含む概念である (PFI の手法も PPP の概念に包含されている)。

2 導入以降の経緯

1970 年代の長期経済停滞に対し、サッチャー保守党政権は「市場原理と小さな政府への回帰」を目標に、民間資本の活用を積極的に推進した。その後を継いだメージャー保守党政権でも同様の政策がとられ、1992 年に、当時のラモント財務大臣の提唱により PFI が導入された。

1997 年 5 月に誕生したブレア労働党政権は、保守党政権下における民営化や PFI を検証し、PFI を含むより広い概念として PPP の概念を打ち出し、これによる社会資本整備は有効であるという方針を固めた。この PFI の問題点の把握と改善を進める過程で提出された 1997 年 6 月のマルコム・ベイツ報告 (以下、「ベイツ・レビュー」) により、PFI 手法の簡素化、入札費用の削減、PFI に関する地方自治体の権限の明確化等の 29 項目の改善点に基づいた見直しが行われた¹²⁹。しかし、契約プロセスに時間と費用がかかること、民間部門へのリスク移転が不十分であったこと、事業運営の不透明さ等の問題から、公共部門において当初の想定を大きく上回る負債が生じることが明らかになった¹³⁰。

2010 年 5 月に発足した保守・自由民主党連立政権は、財政支出の大幅な削減のため、2010 年 10 月に発表した「支出見直し(Spending Review 2010)」において、いくつかの PFI 事業の中止を発表し、地方自治体が実施する PFI 事業の資金調達に係る権限を地方自治体か

¹²⁹その後、主に学校、病院、交通インフラ整備において PFI 事業が拡大され、2018 年 3 月時点現在における契約済 PFI 事業数は 704 件、資産価値にして約 570 億ポンドとなった。

HM Treasury and Infrastructure and Projects Authority, 『Private Finance Initiative and Private Finance 2 projects: 2018 summary data』(2019 年 5 月 30 日発行)

[<https://www.gov.uk/government/publications/private-finance-initiative-and-private-finance-2-projects-2018-summary-data>] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

¹³⁰2007 年 10 月、ファイナンシャル・タイムズ紙により、英国全体で契約済の PFI 事業の資本価値総額 680 億ポンドに対し、契約期間中における将来的な納税者の負担は 2,150 億ポンドと明らかにされた。また、2010 年 11 月財務省試算により、現存契約終了までに公的機関が受注企業に支払わなければならない金額は 2,670 億ポンドとされた。

ら事業主管官庁に戻す方針を打ち出し、2011年7月には、既存のPFI事業予算から15億ポンド削減したと発表した。さらに、2012年12月、政府はPFIを見直し、PF2 (Private Finance 2) を発表し、その改善点は次のとおりとされた。

- ・ 公的部門と民間部門の関係強化
- ・ 契約プロセスの迅速化 (政府関係機関の体制強化、競争入札期間の短縮、プロセス・書類の標準化等)
- ・ 契約内容の柔軟化 (清掃等ソフトサービスの除外、公共部門への契約変更権限の付与等)
- ・ 事業運営の透明化 (民間部門における株主利益の公表、公共部門における事業年次報告の発行等)
- ・ リスク分担の見直し (法改正があった場合の公的部門の責任の明確化、事業実施中の保証に係るリスク分配規定の見直し等)
- ・ 資金調達先の多様化 (競争的資金調達制度の導入、銀行債等多様な債券の活用等)

その後、メイ保守党政権下の2018年10月、ハモンド財務相により今後新規の公共プロジェクトではPFI及びPF2を活用しない(廃止)方針が明らかにされた。

3 地方自治体とPFI

ブレア労働党政権は地方自治体におけるPFI活用を促進するため、前述の「ベイツ・レビュー」をもとに「1997年地方自治法 (Local Government Act 1997)」を制定し、地方自治体が民間部門と資産やサービスの提供を行う契約を締結する権限を有することを明確化した。

従来は、地方自治体がPFI事業を実施する際、政府からPFIクレジット¹³¹に基づく補助金が支給されていたが、この補助金がPFIに適さない事業の申請を多く招き、負債の増大につながったため、2010年に廃止された。

また、地方自治体におけるPFIやPPPの推進を目的とした、ローカル・パートナーシップ (Local Partnerships) という機関がある。同機関は、地方自治体協議会とパートナーシップUK (Partnerships UK: PUK) の共同出資¹³²で2009年8月に設立された機関である。イングランドとウェールズの各地方自治体がPPP事業を実施する際、地方自治体に対して法的、財政的、技術的支援を行うほか、事業の採算性等に関する事前評価も実施している。また、地方自治体職員と地方議員に対してPPPに関する専門のトレーニングを行っている。

第2節 企業と地方自治体のパートナーシップによる地域活性化ービジネス改善地区 (Business

¹³¹財務省内に設置された事業評価グループ (Project Review Group: PRG) により承認された概算事業費総額のうち、原則として資本投資部分が補助金の対象となり、その額がPFIクレジットと呼ばれ、PFIクレジットと契約期間により補助金額が算出され、契約期間内に分割支給された。

¹³²2011年にPUKは解体され、財務省がその役割を引き継いでいる。

Improvement Districts: BID)

1 BIDとは

事業者が地区内のビジネス環境を改善するための事業を共同出資で実施している地区のことを指す。1970年にカナダ・トロントで最初の BID が設立され、その後米国を中心に世界各国に広まり、2018年2月時点で約1,500の BID が存在するとされている¹³³。

2 導入から現在までの経緯

英国においては、1997年に BID 導入に係る調査を開始し、2003年地方自治法（the Local Government Act 2003）において制度として制定され、2004年 BID（イングランド）法（以下、BID法）によりその実施方法について定められた。

また、法制定の過程において、2002年から2005年の間にイングランドとウェールズで22の試験的事業が開始され、これにより BID の導入が本格的なものとなっていった。

2024年2月時点で、英国内に350以上の BID が設立されている¹³⁴。

3 設立要件

BID法の規定により、BID設立を提案できるのは、以下の者とされている。

- ・ 対象地区内でノン・ドメスティック・レート（事業税）を納税している者
- ・ 対象地区内の土地の所有者、抵当権者、若しくは借地人
- ・ BID設立提案を目的の一つとする主体（法人か否かは問わない）
- ・ 対象地区内の地方自治体

上記の者の提案により、対象地区のノン・ドメスティック・レート納税事業者が有権者となり投票が行われ、以下の2つの条件が満たされた場合に BID が設立される。

- ・ 納税事業者の過半数の賛成
- ・ 課税対象となる不動産総評価額の過半数の賛成

この場合、BIDの財源として、納税事業者全員に対し、ノン・ドメスティック・レートに上乗せされた BID 特別税（BID levy）の支払義務が生じることになる。納税義務者が事業者に設定されていることが、英国 BID 制度の特徴の一つと言われている。

4 地方自治体の役割

BIDは、基本的にビジネス主導のパートナーシップの形態をとっているが、地方自治体は、BIDの運営体に対する設立と経営の許可を与える重要な権限を持っている。地方自治体は、2003年地方自治法により次の法的責務を負うとされている。

- ・ BID特別税を算出するための評価データの用意
- ・ BID特別税の徴収

¹³³ Business West, 『What is a Business Improvement District (BID)?』 (2018年2月1日発行)
[<https://www.businesswest.co.uk/blog/what-business-improvement-district-bid>] (最終検索日: 2024年2月20日)

¹³⁴ British BIDs, 『BID INDEX』 [<https://britishbids.info/services/bid-index>] (最終検索日: 2024年2月20日)

- ・ BID 投票のための公的組織を編成
- ・ 基準となるサービス契約に対する準備と責任

5 BIDにより提供されるサービス

BIDにより提供されるサービスは、基本的には、地方自治体により既に提供されているサービスに「補足」する形が基本となる。例えば、以下のようなものである。

- ・ 地方自治体が行う道路のブラシ清掃サービスに加え、水圧を利用したジェットウォッシュや舗道用電気掃除機の導入
- ・ 犯罪が起きやすい地域内を巡回するパトロールレンジャーの採用
- ・ 都市の緑化
- ・ 鉄道高架下トンネルの環境改善
- ・ 道路の歩行者専用道への変更
- ・ 住民へのコミュニティスペースの貸出
- ・ 地域のプロモーションイベントの実施

6 BIDを活用する利点

BIDを活用する主な利点としては、以下のものが挙げられている。

(1) コミュニティにとっての利点

- ・ 地域社会及び住民の福祉の増進と経済成長を生み出す
- ・ 地域への投資を引き寄せる

(2) 事業主にとっての利点

- ・ 顧客数を増加させる
- ・ 経費の削減（防犯活動、広報やマーケティングの共同実施）

(3) 地方自治体にとっての利点

- ・ 民間セクターによる管理的・組織的な活力と技能の活用
- ・ 新しく持続可能な財源の確保

(4) 家主や地主にとっての利点

- ・ 当該地域の不動産の賃貸価値の向上
- ・ 当該地域についての、企業への良い PR

7 新たな BID

2023年1月に、リバプールが英国で初の全市的な宿泊施設 BID (Accommodation BID) を導入した。リバプール宿泊施設 BID は、4万 5,000ポンド以上のノン・ドメスティック・レイトレートの評価額を有する宿泊施設が支払う賦課金 (BID levy) をもとに、国際イベントや会議の誘致などの役割を担っている¹³⁵。その後、マンチェスターでも宿泊施設 BID が

¹³⁵ Liverpool BID Company, 『Liverpool becomes first city to launch an Accommodation BID』(2022年8月24日発行) [<https://liverpoolbidcompany.com/ballot-accommodation-bid-2023-2027/>] (最終検索日: 2024年2月20日)

設立され、こちらではノン・ドメスティック・レイトレートの評価額が7万5,000ポンド以上の宿泊施設に賦課金が課されるとともに、それらの施設は宿泊者に対して、宿泊税に類似するシティビジターチャージを課している¹³⁶。

なお、英国において宿泊税は導入されておらず、2023年9月に英国政府が同税を導入する計画はないと述べている一方で、スコットランドとウェールズは独自に導入を検討しており、法制定に向けて手続を進めている¹³⁷。

第3節 地域産業パートナーシップ(Local Enterprise Partnership:LEP)

1 LEPとは

地域の経済開発の促進を目的とした地方自治体と民間企業のパートナーシップであり、保守・自由民主党連立政権（2010年～2015年）の下で、2012年3月に廃止された地域開発公社（Regional Development Agency: RDA）に代わる組織と位置付けられた。その後、LEPはEUからの基金を受け取り、地域に活用する役割を得るなどして拡大し、38のLEPによりイングランド全域がカバーされることとなったが、2023年の政府発表で実質的に廃止されることとなった。

2 導入の経緯

RDAは、1998年地域開発公社法（The Regional Development Agencies Act 1998）によって、イングランドの各地域における経済開発、地域全般にわたる社会的、物質的再生を実現することを目的として、ロンドンを除く8つの政府地域事務所の区域ごとに1999年に設立され、ロンドンでも2000年7月に、ロンドン開発公社（London Development Agency）が設立された。

その後、2010年5月発足の連立政権は、発足後間もなく発表した政策文書「新政権政策プログラム（The Coalition: our programme for government）」及び6月に発表した緊急予算において、行政区域ではなく実質的な経済圏における効率的な地域経済支援を可能にするため、RDAに代わる組織としてLEPの設置を明らかにした。2010年6月、ビンス・ケーブル・ビジネス・改革・技術大臣とエリック・ピクルス・コミュニティ・地方自治大臣から、イングランド全ての地方自治体のリーダーと事務総長に対し、同年9月初旬までにLEPの設立を申請するよう通知され、2010年10月に最初の24のLEPが設立認定された。2020年1月時点で、38のLEPが設立されていた¹³⁸。

RDAについては、2011年公的機関法（The Public Bodies Act 2011）により、2012年3

¹³⁶ Manchester Accommodation Business Improvement District Limited, 『THE MANCHESTER ACCOMMODATION BID ZONE AND PARTICIPATING HOTELS AND SERVICED APARTMENTS』 [<https://manchesterabid.com/manchester-abid-zone/>]（最終検索日 2024年2月20日）

¹³⁷ House of Commons Library, 『Tourist taxes in the UK』（2023年10月5日発行） [<https://commonslibrary.parliament.uk/tourist-taxes-in-the-uk/>]（最終検索日：2024年2月20日）

¹³⁸ LEP Network, 『The impact of LEPs』 [<http://www.lepnetwork.net/>]（最終検索日：2024年2月20日）

月までに全て廃止され、RDA の行っていた業務の大半は、各政府関係機関に移管された¹³⁹。

3 LEP と RDA の違い

(1) 法的地位

LEP は任意団体で、特別の法的地位は有しない。法人格を必要とする場合は、通常の法規に従い独自に取得することになる。

(2) 運営資金

政府から補助金が交付されていた RDA とは異なり、LEP の運営資金は、原則、構成する地方自治体と企業が自ら手当するものとされている。個別事業の実施に当たっては、後述する地域成長ファンドに助成申請を行うことができるが、これはあくまで事業の運営資金であり、LEP の組織運営に使用することはできない。

(3) 業務

LEP は英国政府と協働して行う交通網等の社会基盤整備や就業支援、高成長産業の育成支援等が主な業務として想定されているが、これらは地方主導で発案するべきものとされており、LEP がすなわち RDA に代わるものとして、RDA の業務をそのまま引き継ぐとは想定されていない。

(4) 区域

RDA は、政府地域事務所の区域ごとに労働党政権時代の政府が設置したものであるが、LEP は、地理的区域割りを定めることはなく、実質的な経済圏としての結びつきをもとにして自主的に設立されている。

4 LEP の設置条件

LEP は、設立しようとする地域の地方自治体関係者と地元経済界の代表者からなる協議会が国への設立申請を行い、これを国が審査し、条件が整ったとみられるところから承認される。白書において国が承認条件としているのは、「産業界からの支援」「経済圏からみて自然な地理的条件」「地方自治体からの支援」「付加価値と熱意」の4つの要件で、LEP の運営メンバーのうち少なくとも 50% 以上は企業が占めること、また代表者は企業出身者とするのが必須条件となっている。

5 LEP の役割

(1) 設立時における LEP の役割

2010 年 10 月に発表された地域経済白書 (Realising Every Place's Potential) によると、LEP の設立目的は、地域の経済振興のため、各地域の事情に応じて優先すべき経済振興施策を地域主導で実現することである。また、地域の優先的課題を見定め、その潜在的な成長可能性を引き出すことで、地域社会への権限移譲を可能にし、地域経済を振興するための組織

¹³⁹House of Commons Library, 『The abolition of regional government』(2011 年 12 月 19 日発行)
[<http://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/SN05842>] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

と定義されている。

白書に列挙されている LEP の役割は次のとおりである。

- ・ 交通網整備を含め、鍵となる優先投資対象事業を定めて、政府とともに取り組む。
- ・ 社会基盤整備と事業実現のための支援、コーディネートを行う。
- ・ 地域成長ファンド¹⁴⁰に対する助成申請の調整を行い、申請する。
- ・ 新しい成長産業のハブを運営するためのコンソーシアムづくり等を支援し、実現に関与することで、高成長産業を支援する。
- ・ 国の開発計画策定に対して要望活動を行い、戦略的計画が策定される際には企業が関与できるよう取り計らう。
- ・ 地域の企業に対する規制の改革を先導する。
- ・ 戦略的な住宅提供を行う。そのための資金調達や資金配分を支援する。
- ・ 地域の雇用主、ジョブセンタープラス¹⁴¹、訓練提供者とともに失業者の雇用を支援する。
- ・ 民間部門からの資金調達をてこ入れする。
- ・ 再生可能エネルギー開発とグリーン調達推進のため、資金面、非資金面両面でのインセンティブについて検討する。
- ・ ネットワークインフラ整備等、政府が優先事項として定めている開発事案に参画する。

(2)LEP 設立後の状況と 2014 年以降の役割

ア 運営資金

LEP の運営資金は、原則、構成する地方自治体と企業が自ら手当するものとされているが、実際には、資金難により民間企業の協力が得られず、立ち上げや運営に苦慮している LEP が多かったことから、政府は、2011 年に LEP の立ち上げや初期運営を支援することを目的に総額 500 万ポンドを交付した。

また、2012 年 9 月には、LEP における戦略的計画の策定・実行を支援することを目的に、要件を満たした提案に対し、2014 年度までに総額 2,500 万ポンドの資金提供を行うと発表し、2012 年度中に各 LEP に対し 12 万 5,000 ポンドを「緊急支援」として交付した¹⁴²。これは、LEP に関する超党派議員グループが作成した LEP に関する報告書¹⁴³において「政府

¹⁴⁰地域成長ファンド (Regional Growth Fund) は、民間部門の投資を活用して経済成長や継続的な雇用を創出する事業の支援を目的として、2011 年から 2017 年にイングランド全体に対し、32 億ポンドの規模でビジネス・改革・技術省により運営されている基金である。申請可能な事業最低予算は 100 万ポンドで、民間企業又は官民協働による事業主体が申請できる。

Department for Business, Energy & Industrial Strategy, 『Regional Growth Fund』(2017 年 11 月 30 日発行) [<https://www.gov.uk/understanding-the-regional-growth-fund>] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

¹⁴¹ジョブセンタープラス (Jobcentre Plus) とは、労働年金省が設置している職業斡旋所で、その運営は現在民間委託されている。

¹⁴²House of Commons Library, 『Local Enterprise Partnerships』(2019 年 3 月 29 日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn05651/>] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

¹⁴³All Party Parliamentary Group on Local Growth, Local Enterprise Partnerships and Enterprise

による妥当な額の助成が必要」との提案を受けた直後に発表されたものである。

イ 新たな役割

ビジネス・イノベーション・職業技能省（Department for Business, Innovation and Skills : BIS）と LEP の協議により、LEP は 2014 年から 2020 年にかけて、欧州構造投資基金（European Structural and Investment Funds）¹⁴⁴から資金の割当を受け、各地域において最も有効な基金の活用を企画していた。英国政府は LEP の企画する戦略が EU 規則に合致するかを確認する役割を担っていた。2013 年 6 月、イングランドには 2014 年から 2020 年までの間に、欧州地域開発基金（ERDF）及び欧州社会基金（ESF）から総額 62 億ユーロの基金が割当てられることが発表された¹⁴⁵。

6 LEP の廃止

2023 年 8 月、政府により、2024 年 4 月以降、政府から LEP への資金提供が停止され、その機能を地方自治体や合同行政機構に移行することを支援すると発表された。それは、政府が実施した調査で、LEP と地方自治体と合同行政機構において行政機能の重複が認められ、特に合同行政機構においては、LEP の機能が高いレベルで担われていることが判明したことを受けて決定された。この決定によって、順次 LEP の機能が移行され、組織が解消されていくこととなる。

第4節 規制緩和地区

1 エンタープライズ・ゾーン(Enterprise Zone)

英国におけるエンタープライズ・ゾーン（Enterprise Zone: EZ）は 1980 年代初頭サッチャー政権下で初めて導入された。主に失業率が高く資本の流出が著しかった都市部を中心に、都市計画の規制緩和や 10 年間の地方税の減免等による経済振興が行われた。

2011 年 3 月に公表された 2011 年予算案で、政府は、経済成長促進重点地域として新しい EZ を創出すると発表し、24 の EZ が設置された。2016 年 3 月に公表された政府資料によれば、2012 年 4 月に制度が始まってからの 4 年間で、635 の企業の誘致、24 億ポンド以上の民間投資の引き付け、世界レベルの施設及び交通網の整備並びに約 2 万 4,000 の雇用が創出された¹⁴⁶。この EZ の成功を踏まえ、2023 年 12 月までにイングランドにおいて計 48 の EZ

Zones, 『Report of an inquiry into the effectiveness to date of Local Enterprise Partnerships』(2012 年 9 月発行) [https://appglocalgrowth.files.wordpress.com/2012/09/appg_report_003.pdf] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

¹⁴⁴欧州地域開発基金（European Regional Development Fund; ERDF）、欧州社会基金（European Social Fund; ESF）、欧州農業農村振興基金（European Agricultural Fund for Rural Development; EAFRD）及び欧州海洋漁業基金（European Maritime and Fisheries Funds; EMFF）から成る EU の持続可能な成長を促進することを目的とした基金である。

¹⁴⁵ House of Commons Library, 『Local Enterprise Partnerships』(2019 年 3 月 29 日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn05651/>] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

¹⁴⁶Ministry of Housing, Communities & Local Government, 『2010 to 2015 government policy: Local Enterprise Partnerships (LEPs) and enterprise zones』(2015 年 5 月 8 日発行) [<https://www.gov.uk/government/policies/supporting-economic-growth-through-local-enterprise-partnerships-and-enterprise-zones/supporting-pages/enterprise-zones>] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

が設置されている¹⁴⁷。

EZ は LEP の管内に設置することとされており、LEP からの申請に応じて政府が審査の上、設置を承認するものである。なお、LEP の廃止に伴い、その役割は各地域の意向に応じて地方自治体又は合同行政機構が引き継ぐこととなる。

EZ のメリットは、次のとおり¹⁴⁸。

- (1) 企業の進出を促すため、2018年3月までにEZ内に事業所を移転した企業を対象に5年間、27万5,000ポンドを上限としてノン・ドメスティック・レートを全額免除する。
- (2) 2013年4月から25年間、EZ内で徴収されたノン・ドメスティック・レートの増収分を当該のEZが位置するエリアの地方自治体が共同で保持し、地域の経済成長支援に充てることができる。
- (3) 英国政府及び地方自治体は、EZ内における建築計画申請・承認制度の簡素化を図る。
- (4) 政府は、EZ内でのインターネットの高速ブロードバンドの導入を支援する。これには、高速ブロードバンド設備工事の許可取得を容易にすること等が含まれ、また必要であれば、ブロードバンド整備への補助金の提供も行う。
- (5) 特定のエリア内では、企業が新たな機械設備投資を行うための税減免措置（100%）を受けることができる。

近年では、特定の分野に限定したEZとして、ロンドンではクリエイティブEZ（Creative Enterprise Zones¹⁴⁹）やナイトタイムEZ（Night Time Enterprise Zones¹⁵⁰）が設置された。

クリエイティブEZは2018年に13のロンドン区に設置され、芸術家やクリエイティブ産業に関わる企業に対して作業スペースを市場価格以下で提供するほか、クリエイティブ産業に関する起業を支援するなどの取組が展開された。現在も、ウォルサムフォレスト区が独自に「Blackhorse Collective」という名称でクリエイティブEZを設置するなど、クリエイテ

日)

Ministry of Housing, Communities & Local Government, 『Jobs boom continues in Enterprise Zones』(2016年3月29日発行) [<https://www.gov.uk/government/news/jobs-boom-continues-in-enterprise-zones>] (最終検索日: 2024年2月20日)

¹⁴⁷ House of Commons Library, 『Enterprise Zones』(2023年2月1日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn05942/>] (最終検索日: 2024年2月20日)

¹⁴⁸ House of Commons Library, 『Enterprise Zones』(2023年2月1日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn05942/>] (最終検索日: 2024年2月20日)

¹⁴⁹ Greater London Authority, 『About Creative Enterprise Zones』 [<https://www.london.gov.uk/programmes-strategies/arts-and-culture/space-culture/explore-creative-enterprise-zones/about-creative-enterprise-zones>] (最終検索日: 2024年2月20日)

¹⁵⁰ Greater London Authority, 『Night Time Enterprise Zones』 [<https://www.london.gov.uk/programmes-strategies/arts-and-culture/24-hour-london/night-time-enterprise-zones?ac=158450=158449>] (最終検索日: 2024年2月20日)

イブ産業支援が推進されている¹⁵¹。

ナイトタイム EZ は、街の中心部や大通りにおける夜間（18 時以降）の賑わい創出を通じた地域経済の活性化を目的とした取組であり、2019 年にウォルサムフォレスト区に試行的に設置された。夜間の集客イベント開催や営業時間を延長する事業者に対する補助金支給などにより、大通りの歩行者が 22%増加し、大通りの安全性が向上したと分析されている。その後、試行実施の成功を踏まえ、2022 年 11 月に新たに 3 箇所にナイトタイム EZ が設置された。

2 フリーポート(Free Port)¹⁵²

2019 年の保守党のマニフェストにおいて、英国の世界貿易と投資の拠点を生み出すことを目的にフリーポートの創設が発表され、2021 年の予算発表後にイングランドの 5 つの地域が政府との最終合意に至った。政府からの合意を得たフリーポートは、最大 2,500 万ポンドの資金やノン・ドメスティック・レートをより多く保持する権限に加え、関税、税金、設備投資やイノベーションの創造に関する各種メリットを享受することができることが定められている。なお、政府はスコットランド、ウェールズ、北アイルランドにもフリーポートを導入する意向を示している。

3 インベストメントゾーン(Investment Zone)¹⁵³

投資ゾーンは、立地する企業が政府からの資金提供や税制優遇措置を受けられる区域のことであり、2022 年 9 月に発表された。その後、2023 年の予算案において、イングランドに 8 つ、スコットランド・ウェールズ・北アイルランドに 4 つの計 12 の投資ゾーンを設置する方針が示された。インベストメントゾーンでは、事業者に対する印紙税の全額免除、新たに域内に移転した事業者のノン・ドメスティック・レート全額免除等を含む幅広い優遇措置が認められる予定である。

第5節 公共団体と民間団体の連携事例

ロンドン&パートナーズは、GLA の公式のプロモーション団体である。GLA には観光振興や企業誘致等のプロモーションを直接実施する組織はなく、GLA の海外向けプロモーション業務を担う団体として、GLA 及び民間のパートナー企業からの資金提供により 2011 年に設立された。

ロンドン&パートナーズによれば、設立以降 2022 年までに、2,269 社の海外企業の誘致及

¹⁵¹ London Borough of Waltham Forest, 『Blackhorse Collective: Creative Enterprise Zone』(2024 年 1 月 4 日発行) [<https://www.walthamforest.gov.uk/businesses/business-support/blackhorse-collective-creative-enterprise-zone>] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

¹⁵² House of Commons Library, 『Government policy on freeports』(2023 年 2 月 14 日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-8823/>] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

¹⁵³ House of Commons Library, 『Local growth funds』(2023 年 12 月 8 日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9460/>] (最終検索日: 2024 年 2 月 20 日)

び拡大に携わったほか、7万5,600の雇用を創出・支援し、27億ポンドの経済効果が得られたと報告されている¹⁵⁴。

¹⁵⁴ London & Partners, 『What we deliver for London』 [<https://www.londonandpartners.com/about-us/what-we-deliver-for-london>] (最終検索日：2024年2月20日)

第9章 効率性・改善のしくみ

第1節 効率性・改善の取組の変遷

公営部門の民営化を推し進めたサッチャー政権は強制競争入札 (Compulsory Competitive Tendering : CCT) 制度を導入し、公営部門に市場原理を浸透させることに成功したものの、一方ではサービス水準の低下や労働環境の悪化等が顕在化し、煩雑な入札事務に対する地方自治体職員の嫌悪感、入札に敗れば仕事を失うという社会不安も醸成された。

これに対し、1997年に政権を獲得したブレア労働党政権は、限られた資源の中で最大の行政サービスを提供するための手法として、2000年にベスト・バリュー (Best Value : BV) 制度を導入した。ベスト・バリューとは、金銭的効率性 (Value for Money : VFM)¹⁵⁵を行政サービスにおいて実現させることを目指し、地方自治体に行政サービスを見直し、継続的に改善していくことを義務付けるものである。

ベスト・バリュー制度は「1999年地方自治法」により法的にも整備され、2000年4月1日からイングランド及びウェールズの全地方自治体ほか警察等の地方公共機関¹⁵⁶で実施された。ベスト・バリュー制度では、各地方自治体における現行サービスの水準の評価や改善目標の設定においては、国が公式に定めた224項目の業績指標 (Performance Indicators : PIs) のほか、各地方自治体が独自に設定した業績指標が用いられた。ベスト・バリュー制度の理念に基づいて設定された業績指標は特に、ベスト・バリュー・パフォーマンス・インディケーター (Best Value Performance Indicators : BVPIs) と呼ばれていた。業績指標の利用により、行政側、住民側の双方が自らの行政サービスを客観的に評価できるようになり、他の地方自治体との比較も可能になった。

しかし、地方自治体からはベスト・バリュー制度実施の負担が大きいため、業績指標の簡素化の要望が強く、2001年度には、BVPIsは166項目と大幅に減少した (BVPIsは2008年に廃止)。

ベスト・バリュー制度は、全面実施から2年目を迎えた2001年度に入り、特にイングランドにおいては政府の政策転換により大きく見直された。監査委員会は、新しい評価システムとして「包括的業績評価制度 (Comprehensive Performance Assessment : CPA)」を導入した。CPAは従来のベスト・バリュー制度の枠組みを利用していたが、ベスト・バリューが個々の行政サービス分野ごとの評価しか行わないのに対して、CPAは個々の評価に加えて、地方自治体全体としての組織運営能力・政策形成能力に対する評価を統合して、地方自治体を総合評価する制度であった (CPAは2009年3月に廃止)。

2007年10月、政府は新たな指標として、198項目¹⁵⁷の全国統一指標 (National

¹⁵⁵Value for Moneyについては第8章第1節も参照のこと。

¹⁵⁶この制度の適用対象となる団体は、イングランドとウェールズの全地方自治体及び消防・警察、国立公園、湖、沼の管理、ごみ処理に関わる団体であった。ここにいう地方自治体には、GLA(Greater London Authority)、ロンドン交通局 (Transport for London)、ロンドン開発公社 (London Development Agency) も含まれた。

¹⁵⁷2009年2月に10項目、2010年4月にさらに18項目が削除され170項目となった。

Indicators Set : NIS) を発表した。これは、地方自治体が単独若しくはパートナーシップにより、英国政府に業績を報告する際の唯一の指標である。この指標は、2008 年 4 月以降、「地域協定 (Local Area Agreements : LAAs)」の運用に、さらに、CPA に代わり同年 4 月から導入された「包括的地域評価制度(Comprehensive Area Assessment : CAA)」の運用にも組み込まれた。

CPA が地方自治体を対象としていたのに対し、CAA は消防、警察、保健当局等、地域の全ての公共機関のパフォーマンスを査定した。また、パフォーマンスが高くアウトカムを改善している組織に対しては監査を減らす等、必要に応じて実施された。CAA では、6 つの異なる公的サービスの監査・規制機関¹⁵⁸が評価を行い、後述する監査委員会(Audit Commission)が全体のまとめ役を担っていた。

しかしながら、2010 年 5 月発足した連立政権は、政策文書「連立政権：新政権政策プログラム (The Coalition: our programme for government)」において、CAA 事務に費やされる多大なコスト等を理由に CAA を導入から 1 年強で廃止した。

1 2012 年公共サービス(社会的価値)法

評価システムそのものではないが、金銭的効率性 (Value for Money) に係る新たな試みとして、2013 年 1 月に「2012 年公共サービス (社会的価値) 法 (Public Service (Social Value) Act 2012)」が施行されている。これは公共調達を行う際に、それがどれだけ社会的価値 (Social Value) を持つか、すなわち地域の社会的経済 (Social Economy)¹⁵⁹と環境にプラスの価値を与えるかを考慮することを、地方自治体を含む公共団体¹⁶⁰に義務付けるものである。ベスト・バリューの際と異なり、今回は「社会的価値」が何かという定義が明らかにされておらず、地方自治体の裁量の自由が大きい。同法の一部はウェールズにも適用されるが、スコットランド及び北アイルランドには適用されない。

2 イングランド以外の動き

スコットランドでは、「2003 年スコットランド地方自治法 (Local Government in Scotland Act 2003)」において、より優れた行政サービスを継続的に追求することを目的に、正式にベスト・バリュー制度が法制化された。2004 年に「ベスト・バリューガイダンス (Best Value Guidance)」、2010 年に「公共サービスにおけるベスト・バリュー：説明責任のある職員のためのガイダンス (Best Value in Public Services: Guidance for Accountable Officers)」を発行している。

北アイルランドでも、2002 年 4 月に「2002 年北アイルランド地方自治 (ベスト・バリュー) 法 (Local Government (Best Value) Act (Northern Ireland) 2002)」において正式にベスト・バリュー制度が法制化された。2004 年 5 月から環境省 (Department of the

¹⁵⁸監査委員会、ケア・クオリティ委員会 (CQC)、警察検査局、刑務所検査局、保護観察サービス検査局、教育・児童サービス・職業技術基準局 (Ofsted)

¹⁵⁹社会的企業、ボランティア団体、コミュニティ団体、非営利団体等が形成する地域経済セクター

¹⁶⁰地方自治体のほか、英国政府の省、国营医療サービス (National Health Service, NHS) 及び 消防・救助サービスの機関等を含む。

Environment) 主導で、「The Best Value Guidance Framework for continuous improvement」というガイドラインを作成し、ベスト・バリュー制度が導入されている。

一方、2000年当初からベスト・バリューの対象となっていたウェールズでは、イングランドとは異なる動きがみられる。2002年、ウェールズ政府は、イングランドのCPAとは異なるベスト・バリューへの新たなアプローチを示すガイドラインとして、「改善のためのウェールズ計画(the Wales Programme for Improvement)」を提示した。同プログラムは、リスク評価の年次実施、改善計画及び調整計画の年次作成等から構成され¹⁶¹、ウェールズ監査局(Wales Audit Office)が毎年、同プログラムの進捗状況及び地方自治体の改善状況について報告することとなっていた。しかし、ウェールズでは、この後間もなく、ベストバリュー制度が廃止された。

第2節 監査制度

英国の地方自治体における監査は、地方自治体職員による内部監査と、外部専門機関による外部監査に分けられる。

1 内部監査

内部監査は各地方自治体の財政部局に所属する職員によって実施されてきたが、最近では外部の会計士や会計事務所を活用する地方自治体が多くなっている。内部監査の役割も、定期的な収支状況のチェック、財政上の不正行為を防止するための会計上の検査、予算と実際の支出状況の比較から内部統制(ガバナンス)のあり方に至るまで包括的なものとなっている。

監査に従事する人材の育成や内部監査基準の標準化を担う機関として、国の公認(勅許)を受けた公共会計財務協会(Chartered Institute of Public Finance and Accountancy, CIPFA)が存在しており、2013年4月からは、国の各省や公的法人も含めた公共部門の統一的な監査基準として、国際的な監査基準も斟酌したPSIAS(Public Sector Internal Audit Standards)が定められ、これに基づく運用が開始されている。

2 外部監査

地方自治体における外部監査の実施は法的義務である。その役割は、財政上の不正行為の防止、適正な会計処理の確保、違法な支出の指摘等である。近年重要性を増している役割は、地方自治体の業務全般を金銭的効率性(Value for Money)の観点からチェックすることである。

(1) イングランド

ア 監査委員会(Audit Commission)の下での外部監査

1983年以降、「1982年地方財政法(Local Government Finance Act 1982)」に基づいて

¹⁶¹なお、2002年のガイドラインでは、「地方自治体の総合分析(Whole Authority Analysis)」を義務づけていたが、2005年に示された改訂版ではその義務が廃止された。

設置された「監査委員会」が、長らくイングランドの地方自治体（パリッシュ及び警察、消防機関を含む）の外部監査について責任を有していた。監査委員会は国の省庁からは組織的・財政的に独立した機関で、法人格を有しており、国務大臣から任命される委員長及び副委員長を含め最大 18 名の委員から構成され、監査を行った団体からの手数料を主な収入源としていた。また、前述した地域評価制度（Comprehensive Area Assessment : CAA）についての実務的な制度運営も担当していた。

イ 監査委員会廃止後の制度

2010 年 5 月に誕生した連立政権は、2014 年 1 月に「地域の監査及びアカウンタビリティ法（Local Audit and Accountability Act 2014）」を定め、従来の監査委員会制度に代わる新たな制度を導入した。

同法に基づく新制度の主な内容は、次のとおりである。

- ・ 監査委員会を廃止し、イングランドにおける従来の地方自治体等の外部監査の仕組みを廃止する。同時に、これら組織の新たな外部監査の仕組みを導入する。
- ・ イングランドの地方自治体等の外部監査人について、その役割、任命、辞任、解雇等の手続を規定する。
- ・ 民間企業の監査業務の規則・監督について規定した「2006 年会社法（Companies Act 2006）」第 42 章を、イングランドの地方自治体等の外部監査の規則・監督業務にも適用する。これにより、「財務報告委員会（Financial Reporting Council）」、会計の専門機関（公共財務会計協会等）及び「国家会計監査院（National Audit Office、NAO）」が、イングランドの地方自治体等の外部監査の規制・監督を行えるようになる。
- ・ イングランドの地方自治体等の外部監査に関する基準及びガイダンスを策定・発行する役割を、監査委員会から国家会計監査院へ移管する。これらの基準及びガイダンスは、地方自治体等の監査業務を行うために外部監査人が担うべき機能等について明記する。
- ・ イングランドの地方自治体等が、経済的、効率的また効果的にその財源を使っているかどうかを検査する役割を、監査委員会から国家会計監査院へ移管する。

2023 年 3 月に、レベリングアップ・住宅・コミュニティ省と財務報告委員会が覚書を締結し、財務報告委員会内に新たに監査・報告・ガバナンス庁（Audit, Reporting and Governance Authority）を設立することが発表された¹⁶²。これにより、財務報告委員会が有する国内各地域の監査に関する権限が強化され、地方自治体、消防・救急、警察等にまたがる監査全体に関する課題に対して、一貫して迅速な対応が可能になる。

¹⁶² Department for Levelling Up, Housing and Communities and Lee Rowley MP, 『Local audit bolstered with new Memorandum of Understanding』（2023 年 3 月 2 日発行）
[<https://www.gov.uk/government/news/local-audit-bolstered-with-new-memorandum-of-understanding>]（最終検索日：2024 年 2 月 20 日）

さらに、同年7月には、レベリングアップ・住宅・コミュニティ省内に地方自治局 (Office for Local Government) を設立することが発表された¹⁶³。当該組織は地方自治体の運営に関するデータを分析して改善をサポートすることや、それらの情報を公開することを通じて地方自治体の説明責任や透明性を向上させることを目的としている。

(2) その他の組織・地域の監査

国会及び英国政府の省庁の監査は国家会計監査院が行っている。

スコットランドにはスコットランド監査局 (Audit Scotland)、ウェールズにはウェールズ監査事務局 (Wales Audit Office)、北アイルランドには北アイルランド監査事務局 (The Northern Ireland Audit Office)があり、それぞれが監査を担っている。

¹⁶³ Department for Levelling Up, Housing and Communities and Office for Local Government, 『Office for Local Government: Understanding and supporting local government performance』(2023年7月4日発行) [<https://www.gov.uk/government/publications/office-for-local-government-understanding-and-supporting-local-government-performance>] (最終検索日: 2024年2月20日)

参考文献

【第1章】

<日本語文献>

- ・一般財団法人自治体国際化協会ロンドン事務所, 『自治体国際化協会ロンドン事務所マンスリートピック』(2016年1月発行) [https://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2016/02/uk_jan_16_01.pdf]

<英語文献>

- ・ Department for Business and Trade, 『UK subsidy control regime』(2022年9月23日発行) [<https://www.gov.uk/government/collections/subsidy-control-regime>]
- ・ Department for Business & Trade, 『An introduction to the UK Internal Market Act』(2022年2月16日発行)
[<https://www.gov.uk/government/publications/complying-with-the-uk-internal-market-act-2020/an-introduction-to-the-uk-internal-market-act>]
- ・ Department for Levelling Up, Housing & Communities, 『UK Shared Prosperity Fund: prospectus』(2022年8月1日発行)
[<https://www.gov.uk/government/publications/uk-shared-prosperity-fund-prospectus/uk-shared-prosperity-fund-prospectus>]
- ・ European Union, 『Public tendering rules』,
[https://europa.eu/youreurope/business/selling-in-eu/public-contracts/public-tendering-rules/index_en.htm]
- ・ Government Commercial Function, 『The Procurement Act 2023: A short guide for senior leaders』(2023年11月13日発行)
[<https://www.gov.uk/government/publications/procurement-act-2023-short-guides/the-procurement-act-2023-a-short-guide-for-senior-leaders-html>]
- ・ House of Commons Library, 『The Northern Ireland Protocol and Windsor Framework』(2024年2月1日発行)
[<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9548/>]
- ・ Institute for Government, 『The United Kingdom Internal Market Act 2020』(2021年2月10日公開)
[<https://www.instituteforgovernment.org.uk/publication/report/united-kingdom-internal-market-act-2020>]
- ・ International Monetary Fund 『IMF DATAMAPPER GDP, current prices』(2024年)
[<https://www.imf.org/external/datamapper/NGDPD@WEO/OEMDC/ADVEC/WEOORLD/GBR>]
- ・ International Monetary Fund 『IMF DATAMAPPER GDP, per capita, current prices』(2024年)
[<https://www.imf.org/external/datamapper/NGDPDPC@WEO/OEMDC/ADVEC/WEOORLD>]
- ・ Office for National Statistics, 『Population estimates for the UK, England, Wales, Scotland and Northern Ireland: mid-2021』, (2022年12月21日発行)
[<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/populationestimates/bulletins/annualmidyearpopulationestimates/mid2021>]
- ・ Scottish Government, 『After Brexit: The UK Internal Market Act and

devolution』(2021年3月8日発行) [<https://www.gov.scot/publications/brexit-uk-internal-market-act-devolution/pages/5/>]

- United Kingdom Parliament, 『MPs and Lords』 [<https://members.parliament.uk/>]
- Welsh Government, 『Written Statement: Legal challenge to the UK Internal Market Act 2020』(2022年8月18日発行) [<https://www.gov.wales/written-statement-legal-challenge-uk-internal-market-act-2020-0#:~:text=The%20Welsh%20Government%20remains%20clear,in%20areas%20de%20volved%20to%20Wales.>]

【第2章】

<日本語文献>

- 一般財団法人自治体国際化協会, 『CLAIR Report No.285 「GLAの現状と展望」』(2006年8月発行) [<https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/285.pdf>]

<英語文献>

- Department for Levelling Up, Housing and Communities and Ministry of Housing, Communities & Local Government, 『Local government structure and elections』(2023年4月1日発行) [<https://www.gov.uk/guidance/local-government-structure-and-elections>]
- Greater London Authority, 『The Greater London Authority Consolidated Budget and Component Budgets for 2023-24, P138』(2023年3月発行) [<https://www.london.gov.uk/media/100391/download?attachment>]
- Greater London Authority, 『The Mayor and his team』 [<https://www.london.gov.uk/people/mayoral>]
- Greater London Authority, 『Senior staff』 [<https://www.london.gov.uk/who-we-are/governance-and-spending/promoting-good-governance/senior-staff>]
- Government in Northern Ireland, 『Local councils in Northern Ireland』 [<https://www.nidirect.gov.uk/articles/local-councils>]
- London Legacy Development Corporation, 『OUR BOARD』 [<https://www.queenelizabetholympicpark.co.uk/about-us/who-we-are/our-board>]
- Office for National Statistics, 『England Detailed information on the administrative structure within England.』 [<https://cy.ons.gov.uk/methodology/geography/ukgeographies/administrativegeography/england>]
- Office for National Statistics, 『Scotland Detailed information on the administrative structure within Scotland』 [<https://cy.ons.gov.uk/methodology/geography/ukgeographies/administrativegeography/scotland>]
- Old Oak and Park Royal Development Corporation, 『OPDC Board』 [<https://www.london.gov.uk/who-we-are/city-halls-partners/old-oak-and-park-royal-development-corporation-opdc/opdc-governance-board-and-committees/opdc-board#board-members-33049-title>]
- Scottish Government, 『Local government』 [<https://www.gov.scot/policies/local-government/>]
- Society of Local Council Clerks, 『Parish Precepts 2023-24』(2023年6月14

日発行) [<https://www.slcc.co.uk/parish-precepts-2023-24/#:~:text=Council%20Tax%20levels%20set%20by,6.5%25%20from%202022%2D23.>]

- Voice of Community and Town Councils in Wales, 『All About Councils』
[http://www.onevoicewales.org.uk/ovwwweb/all_about_councils-7450.aspx]
- Welsh Government, 『Local government bodies』 (2021年6月21日発行)
[<https://law.gov.wales/local-government-bodies>]

【第3章】

<英語文献>

- House of Commons Library, 『Directly-elected mayors』 (2022年11月11日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn05000/>]

【第4章】

<英語文献>

- Birmingham City Council, 『Members' Allowances Scheme』
[https://www.birmingham.gov.uk/downloads/file/4222/members_allowances_scheme]
- City of London Corporation, 『Your Councillors』
[<https://democracy.cityoflondon.gov.uk/mgMemberIndex.aspx?bcr=1>]
- Council of the Isles of Scilly, 『Councillors and Committees』
[<https://committees.scilly.gov.uk/mgMemberIndex.aspx?bcr=1>]
- Department for Levelling Up, Housing and Communities and Ministry of Housing, Communities & Local Government, 『Local government structure and elections』 (2023年4月1日発行) [<https://www.gov.uk/guidance/local-government-structure-and-elections>]
- Electoral Commission, 『Local council elections in Northern Ireland』 (2023年5月18日発行) [<https://www.electoralcommission.org.uk/local-council-elections-northern-ireland>]
- Greater London Authority, 『Salaries, expenses, benefits and workforce information』 [<https://www.london.gov.uk/who-we-are/governance-and-spending/spending-money-wisely/salaries-expenses-benefits-and-workforce-information>]
- House of Commons Library, 『Local election 2023: Results and analysis, P14』 (2023年5月23日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9798/>]
 - Local Government Association, 『Local government workforce summary data - November 2023』 (2023年11月発行) [<https://www.local.gov.uk/local-government-workforce-summary-data-november-2023>]
- Oxford City council, 『REPORT BY THE OXFORD CITY COUNCIL INDEPENDENT REMUNERATION PANEL, P7』 (2023年1月発行)
[<https://mycouncil.oxford.gov.uk/ecSDDisplay.aspx?NAME=Independent%20Remuneration%20Panel%20Report%202023&ID=856&RPID=15985310>]
- Oxford City council, 『Councillors' Allowances Scheme 2019-23, P87』
[<https://mycouncil.oxford.gov.uk/documents/s46189/Appendix%20%20-%20RAFT%20Councillors%20Allowances%20scheme%202019-23%20FINAL.pdf>]
- Scottish Government, 『Local government』 [<https://www.gov.scot/policies/local->

- government/councillors-roles-conduct-pay/]
- Surrey County Council, 『Guide to Members' Allowances and Expenses』 (2023年5月発行)
[https://www.surreycc.gov.uk/__data/assets/pdf_file/0007/259243/Guide-to-Members-Allowances-and-Expenses-2023-to-2024.pdf]
 - Welsh Local Government Association 「How Wales is Governed」
[<https://www.wlgacouncillorsguide.wales/how-wales-is-governed/#:~:text=Wales%20is%20served%20by%2040,county%20or%20county%20borough%20councils.>]

【第5章】

<英語文献>

- Department for Levelling Up, Housing & Communities, 『Election timetable in England』 (2023年1月31日発行)
[<https://www.gov.uk/government/publications/election-timetable-in-england/election-timetable-in-england>]
- Electoral Commission, 『Prisoners』
[<https://www.electoralcommission.org.uk/voting-and-elections/who-can-vote/other-registration-options/prisoners>]
- House of Commons Library, 『Local election 2023: Results and analysis』 (2023年5月23日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9798/>]
- House of Commons Library, 『Can EU citizens take part in UK elections after Brexit?』 (2023年7月17日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/can-eu-citizens-take-part-in-uk-elections-after-brexite/>]
- Lewis Baston, Electoral Reform Society, 『The cycle for elections to English and Welsh local authorities』 (2000年8月発行)
- Northern Ireland Government 『Elections』
[<https://www.nidirect.gov.uk/articles/elections>]
- Welsh Government, 『Local democracy in Wales』 (2023年8月7日発行)
[<https://www.gov.wales/local-democracy-wales-introduction-governance-local-government.html>]

【第6章】

<日本語文献>

- 一般財団法人自治体国際化協会 兼村高文, 『比較地方自治研究会調査研究報告書「英国の財政調整制度について」P212～213』 (2006年)
[<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/h18-7.pdf>]
- 一般財団法人地方財務協会 河合宏一, 『地方財政「英国における補助金一般財源化の動向」』 (2009年6月発行)

<英語文献>

- Chartered Institute of Public Finance and Accountancy(CIPFA), 『A Brief Guide to Local Government Finance for Councillors』 (2010年発行)
- City of Westminster, 『Council Tax bands and charges』 (2024年1月31日発行) [<https://www.westminster.gov.uk/council-tax-bands-and-rates>]
- Department for Levelling Up, Housing and Communities, 『Levelling Up the United Kingdom』 (2022年2月2日発行)

[<https://www.gov.uk/government/publications/levelling-up-the-united-kingdom>]

- Department for Levelling Up, Housing & Communities, 『National non-domestic rates to be collected by local authorities in England 2023-24 (2023年4月20日発行) [<https://www.gov.uk/government/statistics/national-non-domestic-rates-collected-by-councils-in-england-forecast-2023-to-2024/national-non-domestic-rates-collected-by-councils-in-england-forecast-for-2023-to-2024>]
- Department for Levelling Up, Housing and Communities, 『Local Government Financial Statistics England No.33 2023』(2023年6月発行)
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1162847/Local_Government_Financial_Statistics_England_2023.pdf]
- HM Treasury, 『Spending Review 2010』
[<https://www.gov.uk/government/publications/spending-review-2010>] (2010年10月)
- House of Commons Library, 『Local government in England: capital finance』(2023年2月6日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn05797/>]
- House of Commons Library, 『Council tax: empty properties』(2023年9月26日発行)
[<http://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/SN02857>]
- Local Government Chronicle, 『Hunt ‘hopes’ to expand business rates retention』(2023年3月15日発行) [<https://www.lgcplus.com/finance/hunt-hopes-to-expand-business-rates-retention-15-03-2023/>]
- Office of the Deputy Prime Minister 『A Guide to the Local Government Finance Settlement』(2006年1月発行)
- Warrington & Co, 『Public backs Warrington’s green vision with £1m investment』 [<https://warringtonandco.com/public-backs-warringtons-green-vision-ps1m-investment>]
- West Berkshire Council, 『West Berkshire Community Municipal Investment (CMI)』 [<https://www.westberks.gov.uk/article/40860/West-Berkshire-Community-Municipal-Investment-CMI>]

【第7章】

<日本語文献>

- 一般財団法人自治体国際化協会, 『ノーザン・パワーハウス～英政府によるイングランド北部の経済振興策』(2017年1月31日発行)
[https://www.jlgc.org.uk/jp/monthly_topic/uk_jan_2017_northern_powerhouse/]
- 一般財団法人自治体国際化協会, 『Stay local but go far?』(2022年3月4日発行) [https://www.jlgc.org.uk/jp/researcher_expat/levelling-up-part2/]

<英語文献>

- Belfast City Council, 『Committee structure』
[<https://minutes3.belfastcity.gov.uk/mgListCommittees.aspx?bcr=1>]
- Cardiff Council, 『Committee details』

- [<https://cardiff.moderngov.co.uk/mgCommitteeDetails.aspx?ID=151>]
- City of Edinburgh Council, 『Committee structure』
[<https://democracy.edinburgh.gov.uk/mgListCommittees.aspx?bcr=1>]
- Conservative Party, 『Conservative Party Manifesto 2019』
[<https://www.conservatives.com/our-plan>]
- Department for Levelling Up, Housing and Communities, 『Levelling Up the United Kingdom』 (2022年2月2日発行)
[<https://www.gov.uk/government/publications/levelling-up-the-united-kingdom>]
- Department for Levelling Up, Housing and Communities, 『Technical paper on Level 4 devolution framework』 (2023年11月22日発行)
[<https://www.gov.uk/government/publications/technical-paper-on-level-4-devolution-framework>]
- House of Commons Library, 『City Deals』 (2023年1月11日発行)
[<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn07158/>]
- House of Commons Library, 『Devolution to local government in England』 (2023年11月29日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn07029/>]
- House of Commons Library, 『Local growth funds』 (2023年12月8日発行)
[<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9460/>]
- Local Government Association, 『Levelling Up White Paper: LGA briefing』 (2022年2月4日発行) [<https://www.local.gov.uk/parliament/briefings-and-responses/levelling-white-paper-lga-briefing>]
- Northern Ireland Statistics and Research Agency, 『2022 Mid-Year Population Estimates for Northern Ireland』 (2023年8月31日発行)
[<https://www.nisra.gov.uk/publications/2022-mid-year-population-estimates-northern-ireland>]
- Office for National Statistics, 『Population and household estimates, Wales: Census 2021』 (2022年6月28日発行)
[<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/populationestimates/bulletins/populationandhouseholdestimateswales/census2021>]
- Office for National Statistics, 『Population estimates for the UK, England, Wales, Scotland and Northern Ireland: mid-2021』, (2022年12月21日発行)
[<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/populationestimates/bulletins/annualmidyearpopulationestimates/mid2021>]

【第8章】

<英語文献>

- All Party Parliamentary Group on Local Growth, Local Enterprise Partnerships and Enterprise Zones, 『Report of an inquiry into the effectiveness to date of Local Enterprise Partnerships』 (2012年9月発行)
[https://appglocalgrowth.files.wordpress.com/2012/09/appg_report_003.pdf]
- British BIDs, 『BID INDEX』 [<https://britishbids.info/services/bid-index>]
- Business West, 『What is a Business Improvement District (BID)?』 (2018年2月1日発行) [<https://www.businesswest.co.uk/blog/what-business->

improvement-district-bid]

- Department for Business, Energy & Industrial Strategy, 『Regional Growth Fund』 (2017年11月30日発行) [<https://www.gov.uk/understanding-the-regional-growth-fund>]
- Greater London Authority, 『About Creative Enterprise Zones』 [<https://www.london.gov.uk/programmes-strategies/arts-and-culture/space-culture/explore-creative-enterprise-zones/about-creative-enterprise-zones>]
- Greater London Authority, 『Night Time Enterprise Zones』 [<https://www.london.gov.uk/programmes-strategies/arts-and-culture/24-hour-london/night-time-enterprise-zones?ac-158450=158449>]
- HM Treasury and Infrastructure and Projects Authority, 『Private Finance Initiative and Private Finance 2 projects: 2018 summary data』 (2019年5月30日発行) [<https://www.gov.uk/government/publications/private-finance-initiative-and-private-finance-2-projects-2018-summary-data>]
- House of Commons Library, 『The abolition of regional government』 (2011年12月19日発行) [<http://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/SN05842>]
- House of Commons Library, 『Local Enterprise Partnerships』 (2019年3月29日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn05651/>]
- House of Commons Library, 『Enterprise Zones』 (2023年2月1日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn05942/>]
- House of Commons Library, 『Government policy on freeports』 (2023年2月14日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-8823/>]
- House of Commons Library, 『Tourist taxes in the UK』 (2023年10月5日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/tourist-taxes-in-the-uk/>]
- House of Commons Library, 『Local growth funds』 (2023年12月8日発行) [<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9460/>]
- LEP Network, 『The impact of LEPs』 [<http://www.lepnetwork.net/>]
- Liverpool BID Company, 『Liverpool becomes first city to launch an Accommodation BID』 (2022年8月24日発行) [<https://liverpoolbidcompany.com/ballot-accommodation-bid-2023-2027/>]
- London & Partners, 『What we deliver for London』 [<https://www.londonandpartners.com/about-us/what-we-deliver-for-london>]
- London Borough of Waltham Forest, 『Blackhorse Collective: Creative Enterprise Zone』 (2024年1月4日発行) [<https://www.walthamforest.gov.uk/businesses/business-support/blackhorse-collective-creative-enterprise-zone>]
- Manchester Accommodation Business Improvement District Limited, 『THE MANCHESTER ACCOMMODATION BID ZONE AND PARTICIPATING HOTELS AND SERVICED APARTMENTS』 [<https://manchesterabid.com/manchester-abid-zone/>]
- Ministry of Housing, Communities & Local Government, 『2010 to 2015 government policy: Local Enterprise Partnerships (LEPs) and enterprise zones』 (2015年5月8日発行) [<https://www.gov.uk/government/policies/supporting-economic-growth-through-local-enterprise-partnerships-and-enterprise-zones/supporting-pages/enterprise-zones>]

- Ministry of Housing, Communities & Local Government, 『Jobs boom continues in Enterprise Zones』 (2016年3月29日発行)
[<https://www.gov.uk/government/news/jobs-boom-continues-in-enterprise-zones>]

【第9章】

<英語文献>

- Department for Levelling Up, Housing and Communities and Lee Rowley MP, 『Local audit bolstered with new Memorandum of Understanding』 (2023年3月2日発行) [<https://www.gov.uk/government/news/local-audit-bolstered-with-new-memorandum-of-understanding>]
- Department for Levelling Up, Housing and Communities and Office for Local Government, 『Office for Local Government: Understanding and supporting local government performance』 (2023年7月4日発行)
[<https://www.gov.uk/government/publications/office-for-local-government-understanding-and-supporting-local-government-performance>]

<執筆>

所長補佐 畑 航平

<調査>

政策・調査主任 アンドリュー・スティーブンス

<監修>

所長 松谷 朗

次長 一井 誠